

---

平成20年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成20年3月14日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

平成20年3月14日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 議案に対する質疑  
日程第6 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 議案に対する質疑  
日程第6 上程議案委員会付託
- 

出席議員(16名)

1番 植 田 均君	2番 景 山 浩君
3番 杉 谷 早 苗君	4番 赤 井 廣 昇君
5番 青 砥 日出夫君	6番 細 田 元 教君
7番 石 上 良 夫君	8番 井 田 章 雄君
9番 笹 谷 浩 正君	10番 足 立 喜 義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 塚 田 勝 美君	14番 真 壁 容 子君
15番 宇田川 弘君	16番 森 岡 幹 雄君

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 谷 口 秀 人君 書記 ..... 糸 田 由 起君  
書記 ..... 本 田 秀 和君  
書記 ..... 加 藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 坂 本 昭 文君 副町長 ..... 藤 友 裕 美君  
教育長 ..... 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ..... 三 鴨 英 輔君  
総務課長 ..... 陶 山 清 孝君 財政室長 ..... 伊 藤 真君  
企画政策課長 ..... 三 鴨 義 文君 地域振興統括専門員 ..... 生 田 和 久君  
税務課長 ..... 米 澤 睦 雄君 町民生活課長 ..... 畠 稔 明君  
教育次長 ..... 松 原 秀 和君 病院事務部長 ..... 前 田 和 子君  
健康福祉課長 ..... 森 岡 重 信君 保健対策専門員 ..... 櫃 田 明 美君  
建設課長 ..... 滝 山 克 己君 上下水道課長 ..... 稲 田 豊君  
産業課長 ..... 分 倉 善 文君 農業委員会事務局長 ..... 加 藤 晃君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。ただいまより会議をきのうに引き続いて開きたいと思っておりますが、笹谷議員は都合により若干遅刻の旨の届けが出ておりますので、御報告を申し上げます。

早速会議を開きたいと思っております。

ただいまの出席議員は 15 人であります。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、井田章雄君、10番、足立喜義君。

---

## 日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、前日に引き続いて町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

1番、植田均君の質問を許可いたします。

植田君。

○議員（1番 植田 均君） おはようございます。日本共産党の植田均でございます。

初めに、町の行う契約のあり方について、12月議会に引き続き質問します。

町の契約のあり方の問題は、地方自治体が公正で清潔、透明に運営されなければならないと、十分に町民の皆さんに理解を得なければならないものであり、さらに議論を深める必要があると考えるからであります。町が行う契約は、南部町条例財務規則で明確に規定されています。指名競争入札に参加を希望する企業は、指名願を町に提出します。この企業数及び実際に指名した企業数は幾らですか。

また、指名委員会は、南部町財務規則137条で指名競争入札参加資格の審査の基準により審査すると定めています。この基準について説明を求めます。

あわせて、指名業者の選考基準は何かを問います。

次に、指名競争入札を多く採用する理由として、地元企業の育成、地元の雇用の確保等を上げておられます。この地元の範囲をどう想定されていますか。

あわせて、地元の発注実績は、入札とそれ以外の契約でどのような状況か説明を求めます。

質問の第2は、合併後、会見地域の皆さんから、合併しても何もよくならないとか、天万庁舎での窓口対応に不満の声が聞かれます。合併協議の中で、新町まちづくり計画が話し合われ、それが南部町総合計画に引き継がれているものと考えます。その進捗状況を見ますと、会見地域の皆さんの声も当然ではないかと考えます。町長の事業実施の優先度を決める基準は何かを問います。

また、学校施設の耐震化事業は、子供たちの安全、地域の防災施設として最優先で取り組まなければならない事業のはずです。私は再三この問題を取り上げてきました。ここまで事業実施がおくれている理由は何かを問います。

次に、天万庁舎の窓口で、住民の皆さんが総合的な問題に対応できる窓口サービスの改善の要望が強いと考えます。対策を求めます。

また、公民館の職員は現在、天万庁舎に配置されており、公民館の活動の拠点に常駐しない状況は不自然、不合理です。社会教育をより充実、発展させるためには、活動拠点に専門職員を配置することが正常なあり方と考えます。見解を求めます。

第3の質問は、後期高齢者医療制度についてです。この制度は、75歳以上の高齢者に対し、国が一方的に根拠もなく年齢で線引きし、これまで加入していた保険制度から引き離し、保険料も一方的に年金から天引きし、さらに差別医療に道を開こうとする全くとんでもない制度と考えます。長年この国を支えてこられた高齢者の方々に対し、医療費の増大の責任を押しつけ、不安と失望の淵に突き落とす政府のやり方に全国から怒りの声があき起こっています。町が開催した説明会で住民の皆さんから出された声はどのような内容か、説明を求めます。住民の福祉の向上に責任を負う町長は、住民の皆さんの声を受けとめなければならないと考えます。医療費がかかって大変だとか、国民皆保険を守るためにこの制度は必要だとか、国の立場の発言ばかりされてきましたが、問題が余りに大きいことは、現在の世論の変化の状況を見るとき明らかではありませんか。野党4党は共同でこの制度廃止法案を国会に提出しました。改めてこの制度は廃止し、議論をやり直すよう、国に対して声を上げるのが、あなたの町長としての責任ではありませんか。このことを強く求め、この場からの質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、町の入札のあり方についてであります。まず、本町に指名願を提出されている企業数ですが、平成19年度では、建設関係494社、測量などコンサル業務180社、物品、役務の調達286社、計960社であり、平成19年4月から2月末までに指名された企業数は、入札回数66回、135社であります。この指名について、指名委員会は統一した基準を確立しているかとのお尋ねですが、本町では設計価格が130万円以上の物件について指名委員会で指名をしております。指名委員会では委員の合議制で決定していますが、その基準は鳥取県県土整備部が行った経営診断における格付制度を適用し、土木工事AからD級、建築工事AからC級、管、電気工事、水道施設工事AからC級、舗装工事A、B級、造園工事A、B級の工種別のランクを

定め、これに基づく発注基準額、設計価格に応じた業者数の規定など、一定の基準と発注時点での受注状況及び施工能力を勘案して指名を行っております。

さらに、簡便型総合評価指名競争入札試行要綱を施行し、ことし1月から2,000万円以上の工事発注につきましては、簡便型総合評価指名競争入札試行要綱に基づき、価格と技術力、地域貢献度を総合的に評価して落札者とする制度を試行的に行っております。今後もこの制度の検討を重ね、成熟させた要綱に基づき、透明性と品質が確保できる契約ができるように努力をしております。

また、地元企業の範囲の想定はどこかとのことですが、建設業で申しますと、南部町内に許可を得て、本社、支社、営業所を設置した法人、または個人で本町に指名願を提出している企業としております。

次に、地元発注の契約で、入札とその他の場合の状況ですが、競争入札の場合27件、競争見積もりでは37件を町内企業さんと契約してる状況です。

次に、合併後の事業実施と窓口サービスの状況についてでございます。南部町誕生に伴って、第3次会見町総合計画や西伯町第6次総合計画を継承しつつ、平成16年2月に西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員会の策定した南部町まちづくり計画を基本とし、平成18年3月に南部町総合計画を策定いたしました。主要事業につきましても、南部町まちづくり計画中の主要事業及び実施計画を基本的には踏襲しています。実施につきましては、いわゆる地財ショックと言われる地方交付税の大幅な削減により、交付税収入が減少してる状況で、本町の財政状況を注視しつつ実施しております。とりわけ主要事業の優先順位につきましては、緊急度、ニーズ、妥当性、効果及び財源確保などで総合的に判断してるところでございます。基本的には、総合計画に掲げる基本理念、基本目標を機軸に、町内全体に偏りがないように実情を加味し、実施してるところであります。

また、事業実施については、国、県の補助金など、支援財源の有無も実施時期を判断する要素としてございます。自由に使える財源が限定されている本町においては、何年かのタイムラグが生じることも否めない事実であります。より有利な条件で利活用できる財源を模索し、適正な時期を的確に判断しながら事業を実施しているところでございます。実態として旧町での生活基盤などの整備状況に差があったことも事実ですが、それぞれ不十分なところを補完する事業を実施しています。南部町が発足して4年になりますが、会見地区、西伯地区を区別して別々にとらえて比較する必要があるでしょうか。合併以後、一体感の醸成を図るためにいろいろな事業を実施したり、地域振興協議会も設立され、積極的に事業を計画しておられる中で、南部町を旧

町で分けて考える必要性が理解できません。

また、循環バスの運行で、西伯病院や丸合を積極的に利用していただいている現状や総合福祉センターしあわせのプールの利用、あるいは伯耆の国の介護サービスの利用など、既に住民の皆さんは南部町を全域としてとらえる視点をお持ちであると考えております。ちなみに、私が町長就任後の最初の建設工事は、国からの補助、小規模多機能型居宅介護施設整備事業で、これは天万庁舎横の交流会館を整備いたしました。現在では、シルバー人材センターの事務所や認知症予防教室などに利用されております。新年度の主要事業では、会見小学校後ろ校舎耐震補強及び老朽改造工事、会見小学校体育館耐震補強計画策定業務委託、会見小学校プール給水口など改修工事、会見簡易水道、田住配水池調査設計業務及び用地取得、町道天万寺内線改良工事及び西伯小学校の体育館改修工事などを実施予定でございます。

次に、合併後の窓口サービスの状況についてお答えします。学校教育施設の耐震化、老朽改造事業がおこなわれている理由ということからお答えしてまいります。

一言でお答えするならば、町の財政状況の急激な悪化以外の理由はないと思いますが、それではお答えにならないと思いますので、幾つかの点について述べてみたいと思います。仮に一定の財源が確保されたにいたしましても、いずれの事業も学校で事業をしながらの工事ということになりますので、おのずと工事期間や可能な工事方法が限られてまいります。細田議員さんの御質問でもお答えしましたように、西伯小学校の今後の老朽改造工事につきましても一定の期間が必要となってくるわけでありまして、その当たり前のことを御理解いただければと思っております。

また、財政上必要な工事すべてを一斉に実施することも現実問題としては困難なことでもあります。どうしてもより緊急性の高いものから着手せざるを得ないわけでありまして、今年度西伯小学校の屋根工事を実施しましたのも、老朽改造しなければならない理由がまず雨漏り対策であったからであります。この点につきましても御理解をいただきたいと思います。また、耐震補強工事につきましても、その後の改修工事計画とともに、その耐震補強計画について第三者機関の審査が義務づけられております。そのためにどうしても工事着手前年の1年間が必要となってくるわけでありまして、こうした耐震補強工事の進め方も議員の御不満や御心配につながっているのではないかと考えております。

次に、天万庁舎での総合的な窓口サービスの要望が強いがどうかという質問であります。まず、現在の両庁舎の町民生活課に共通するサービスは、主に住民票、印鑑証明書、戸籍謄本、抄本などの発行、住民基本台帳カードの発行、出生から結婚、離婚、そして死亡の届け、転入、転出の届け、国民年金に関しての事務などがあります。それに付随して、合併により窓口サービスが低

下しないようにと、健康福祉課の窓口業務も行っております。国民健康保険被保険者証、老人医療受給者証の交付、特別医療受給者証の交付と医療費の請求受け付けなどがあります。ほかにごみ袋の購入にも来られます。そして、天万庁舎の町民生活課の窓口では、共通して行っているサービスのほかに、税務関係の各種証明書の発行、50cc以下のナンバーの交付や税金及び上下水道料の受け取りもしております。これらのサービスをしてる中で、いろいろと町民の方から御不満を受けることは残念でなりません。常に改善に心がけ、満足していただける待遇、いわゆるたらい回しにならない対応となるように心がけております。しかし、来られた方に不快感を与えたということは、待遇に改善の余地があると考えますので、今後、改善に努めるとともに、平成18年度から開始したお客様モニター制度も活用し、モニター各位からの指摘事項に迅速かつ的確に改善を図ってまいります。

それから、南部町行政改革大綱により、職員力部会では、継続的に窓口業務の改善について検討を重ねております。その中で総合的に対応できる窓口体制を目指して、各課にある窓口業務を1カ所に集中することができないか。人員配置はどうあるべきかなど、今後の業務改善に向けて協議してることもつけ加えさせていただきます。

また、公民館に専門職員を配置して、社会教育の充実を求めるとの御意見であります。社会教育の一層の充実につきましては、まちづくり、人づくりを支える主要な分野でありますので、教育委員会部局ともよく相談しながら、その充実に努めてまいりたいと考えております。社会教育の拠点施設でもあります公民館活動につきましても同様に考えておりますが、地域振興協議会とどう連携を図っていくのが大きなポイントだろうと思います。

各地域振興協議会の活動の内容やその方向性を見きわめながら、教育委員会、社会教育室を含め、南部町公民館の果たすべき役割や地域振興協議会への支援策、協力体制など、生涯学習の視点に立った学びのある新しいまちづくりの体制を構築していきたいと考えております。

専門職員の配置につきましては、国レベル研修へ派遣し、資格を取得させることが必要となっ  
てまいりますが、資格がありさえすればというものでもありません。本人のやる気や教育的感性も必要となっ  
てまいります。また、人材については、役場全体の人事という視点も考えなければ  
なりませんので、そういった総合的な見地から考える必要があると思っておりますので、御理解  
をいただきたいと思  
います。

次に、後期高齢者の医療制度であります。まず、1点目の説明会で出された声はどのような内容かとのこと  
でございますけれども、後期高齢者医療制度の説明会は、主管課であります健康福祉課がことし1月18日  
より2月22日にかけて、全集落を対象に79カ所の各集落、公民

館に出かけまして、後期高齢者医療制度について説明会を行ってまいりました。説明会にお越しいただいた参加者は延べ759人でした。説明をした後に質疑の時間を設けさせていただいたところ、一番多かった質問は保険料に関するものでありました。国民健康保険税と後期高齢者医療制度の保険料はどのように変わってくるのかといった質問や、現在健康保険の被扶養者の方は新たに後期高齢者医療制度の保険料が発生することから、2年間保険料の均等割額が5割軽減される軽減措置と20年4月から9月までは保険料は凍結され、10月から21年3月までは保険料負担を9割軽減する特例措置についての質問が多くありました。また、年金からの保険料が引かれることへの質問などがありました。日々使うこととなる保険証についての質問もあり、どのように変わるのか御質問をいただき、説明をしてまいりました。

なお、説明会での質疑応答については、議会で閲覧をしていただけるようにしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

2点目の改めて議論をやり直すよう国に意見を言うべきと考えるがどうかとのことでございますが、老人医療費は高齢化の進展に伴い、今後も増大するとの見通しになっており、心身の特性などにふさわしい医療を提供することが求められている中、後期高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするために、国民皆保険を開示しつつ、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度を構築することが求められております。

現行制度は、保険料の決定主体と給付主体が別であり、財政運営の責任が明確でなく、市町村が国民健康保険や被用者保険の保険料からの拠出金5割と公費5割を財源として、老人医療を運営する仕組みであったために、拠出金の中で現役世代と高齢者の保険料は区分されていなかったために、両者の費用負担関係が明確ではありませんでした。その抜本的な改革として、新たに独立した医療制度、後期高齢者医療制度を創設することとなりました。新しい制度では、高齢者の保険料を1割、若年者からの支援金を4割、公費5割で支え合い、高齢者と若年者の負担関係が明確になります。これにより若年者からの支援金とともに、高齢者世代の方全員に応分の負担をしていただく仕組みとなります。後期高齢者医療制度創設の経緯からも、この制度は必要であると考えておりますので、制度の中止について改めて議論をやり直すように国に意見を言うていくというようなことについては考えておりませんので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） それでは、再質問をしていきますが、町の入札の問題ですけれども、町の例規集の財務規則137条ですけれども、その中に指名入札に参加する資格の審査をする基準を明らかにするというふうになっておりますけれども、この中身はどのようになっていますか。



すか。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。南部町の指名委員会では、工種別の発注基準を定めております。基準でございますが、土木工事、建築工事、管、電気、水道施設工事、舗装工事、造園工事というふうに分けております。それは先ほど町長が話されたとおりでございます。後は。

○議員（1番 植田 均君） 先ほど答弁してもらった内容と同じなので、ちょっと聞いている意図と違ってみたいなので。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁続けてください。

○建設課長（滝山 克己君） その中で、2番目といたしまして、町内業者の格付、発注基準の適用についてを定めております。これは金額的要素を1級ランクを上げるというふうな内容にしております。町外業者の格付発注基準でございますが、経営診断に基づくランク上位上位業者から必要に応じて、本町が策定した一覧表をもとに指名をするというふうにしております。

また、指名業者数ですが、130万円以上500万円未満を5社以上、500万から1,000万円未満を8社以上、1,000万から5,000万未満を10社以上、2,000万円以上は簡便型総合評価法指名競争入札とするようにしております。5,000万円以上につきましては、土木工事につきましては一般競争入札によると。ただし、建築工事については1億円以上とするという内容でございます。6番目でございますが、誓約書の提出を義務化をしております。それと、予定価格は事前公表とすると定めております。それと、県格付のない業者にあっては、町内に限り指名をすることができる。もちろんこれは指名願が提出されておらなければなりません。そういうことでございます。その他、必要事項については全員で協議して、町長と意見を聞き決定するものとするというような指名基準を作成しております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長でございます。条例の137条の指名基準ということでございますけれども、一応町の方では、なかなかこの具体的な審査というような専門的な知識がないわけございまして、先ほど町長答弁でもありましたように、県の評定を受けて、県の方で格付が定まっておるわけございまして、そのものを適用をさせていただいておるのが実態でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） それから、250万円以上の契約で契約された落札率についてお

お知らせください。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 19年度に限りませんが、250万円以上の工事についての落札率ですが、94.7%となっております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 最初の答弁で、ちょっと十分理解できなかったものですから再度聞くんですけども、指名願が出されている企業数が960社、それで指名された企業数が、この数字を再度確認したいと思いますけども、実数でよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。町長答弁でもありましたように、135社でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） そのうち地元企業は幾らですか。

○議長（森岡 幹雄君） 休憩いたします。再開は9時45分といたします。

午前9時30分休憩

---

午前9時50分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開をいたします。

建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。先ほどの御質問、町内企業は何社かということですが、9社でございますので。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） ちょっと9社っていうのは、指名業者ですよ。指名業者で9社ですか、間違いないですか、本当に。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 地元企業ということだと、9社でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） わかりました。

それから、またこれ数字が出ないかもしれませんが、質問としてはしますので、ちょっと先ほどと同じことなんですけども、地元企業契約状況で、入札の場合27、見積もりの場合37、

合計64件になるんでしょうかね、契約を結んでいるということなんですけども、この分母がわからないかということを知りたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。お聞きになりました契約数が何件かということでございまして、それを調査したところでございますが、その分母となりますと、再調査に相当な時間がかかりますので、ここで答えすることはちょっと不可能かと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 事前に通告しておらなかったものですから、大変課長にも迷惑かけたと思っておりますので、その点はおわびしたいと思います。

質問を続けますが、指名委員会の構成について以前にも聞いておりましたけれども、再度確認をしておきたいと思っておりますので、指名委員会の構成について御説明をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 指名委員会の構成でございますけれども、指名委員会の取りまとめは私になっております。それにあとは総務課長、建設課長、産業課長、それから直接工事の発注します担当課の課長、それに企画政策課長、それと上下水道課長、以上の構成で運営をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） それから、総合評価方式を試行しているという答弁をされましたけれども、この総合評価方式は今、条例上にも載っておりますけれども、この総合評価をやる場合に、専門家の意見を聞くようにというのが条文でうたってあると思っておりますけれども、その点はどのようにされておりますか。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。専門家の御意見ということでございますが、県の課長級の方を2人、それと西部の町村会建設課長会から1名をお願いをしております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この総合評価については、試行ということでまだ本格的に制度として確立していないということで、議会への説明がないというふうに考えればいいんでしょうか。といいますのが、この総合評価の骨格が固まった時点で、議会に相談をするというのが、昨年6

月の石上議員に対する答弁でありました。この点、どういう考え方で進められておるのか、その点よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。植田議員が先ほど申されましたとおり、全くの試行状況でございまして、4月に向けて新たな仕組みを今検討してるところでございまして、それもなかなか職種ごとにいろいろな評価項目を変えなければならないというようなところがございまして、20年度に向けて検討をしてるところでございまして、それができ上がった時点では御説明申し上げたいというふうに考えたわけです。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 試行といいますが、実際にそのような入札がやられていますよね、入札結果を見ますと。その入札をして、言葉としては試行ですけども、実際にもうやっているという考え方がよくわからないんですけれども、実際にやればこれは、その前に議会には説明するべきではないかと、私は普通に考えますとそう思うわけですけども、その辺どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。試行しながらやるとるんだから、本実施だというようなことだというふうに思いますけれども、あくまでもこういった制度を初めて今導入したわけでありまして、先ほど言いましたように、いろんな部署で手直しというものが今検討しておるわけでございます。やっぱりこれは実際にそういったことをやってみないと、問題点というのも把握できないということもあるわけでございますので、あくまでも試行的に実施をやる中で、そういったことの改正項目などを見出して、最終的なものに移行していきたいという考え方でございますので、試行したことがあたかも本実施だというようなことにはならない。そういったことをやりながら、やっぱり改正すべきところは当然改正をしていく、そういった意味での試行でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私はその点、理解できませんね。試行といえども、実際に入札やっているわけですよ。それを説明すると言っておいて、その試行であっても、ちゃんと説明して、このようにやりたいと思うがどうかというのが本筋ではないかと私は考えますのでね、その点は指摘しておきます。それで、私は12月の質問でも、一般競争入札が原則なんだということで、そちらに移行していくべきだということを言いました。そして、町長はそうはいつでも地元

が大事だから、指名が必要になってくるということをおっしゃいましたけれども、今、先ほど地元の指名された企業数が9社と、それから契約状況、分母はわからないんですけども、このような状況を見ますと、135分の9ですね、それから分母が和からないので、これ比較しようがないんですけども、指名された企業を分母にして、地元企業を9とした場合、これは七、八%、もっと低いのかな、それぐらいの数字になるわけですね。そういうことをもって、すべての契約を指名にしていくという合理性はないのではないかということをお願いいたします。

それで、ここに国の18年の予算委員会で質疑がされているものを資料として持っておりまして、公取の委員長が予算委員会で質問を受けておられまして、竹島政府特別補佐人、公取の委員長という肩書の方ですけども、いわゆる官製談合がどうして生ずるのかということですが、公正取引委員会が今までいろいろ調査をし解明をしてきた経験から申しますと、2つの要素があるのではないかと。1つは、地場産業、地場の企業育成、またその地場企業の安定した経営に配慮するということから、機会の均等のみならず、結果の均等も保証した方がいいだろうということが発注者側から、それから事業者側双方にある。それがいろいろなルートを通じて、陳情であったりその他の方法によって、具体的な声としてその現場でやりとりされている。それに配慮しなきゃならぬという意識が発注者側に起きているというのが1点。

もう1点は、きょうも御指摘のあるいわゆる天下り問題と絡んで、天下りをもらって仕事にありつきたいという事業者側の意向、またそれを受けてもらう発注側の利害、こういったものがそこで一致をしまして、それが両方の癒着になっておるといような公取の委員長の証言があります。それから、国土交通省が地方公共団体における入札契約制度の改革についてというものを提出してございまして、基本的な方向として公正な競争の促進、一般競争入札の拡大、発注者の恣意的な排除、潜在的な競争参加者数の十分な確保ということが一番最初に掲げております。このようなことを考えますと、今の南部町の契約の状況っていうのは、改善していく必要があるのではないかと申すわけですけども、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。公共調達について透明性を高めていくということについては、これはもう全く異論のないところでございまして、私も全く同感でございます。ただ、12月にも言ったと思いますけれども、やっぱり町内の企業というのは、納税もしていただいておりますし、また仕事を通じて町に大変御貢献をいただいております。従業員の方も納税というようなこともあるわけございまして、私としましては、一定程度町内企業というのは配慮していく必要があるのではないかと申すように思っております。さっき恣意的とかおっしゃいましたけれども、

それがもしかすれば当たるかもわかりません。といいますのは、例えば大雨が降って災害が起きたりいたします。そういうときに、地元で事情をよく知っていて、そしていち早く現場に駆けつけて、応急工事でも対応していただけるのは、やっぱり町内の企業が一番早いし、確実ですし、そういうことを町の建設課で全部用意しておけばできるわけでしょうけれども、やっぱりこのもち屋といいましょうか、そういう部分はこの町内の企業にお世話になるわけでありまして。現にそうやってずうっときております。したがいまして、私は一定の町内企業に対して配慮をしていくというのは、町長としてはこれは当然のことではないかなあというように思っております。それもいけんということになれば、また考えなければいけませんけれども、おおむね御理解、協賛がいただけるのではないかなあというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 私はすべてを一般競争、全国に窓口を広げた一般競争をせよということを言っておりませんで、制限つき、地域要件の制限をつけた一般競争、それも含めて提案を12月でもしております。それで、これは全国知事会が都道府県の公共調達改革に関する指針ということで、18年12月18日にまとめられた文書を持っておりますけれども、先ほどおっしゃいました地域産業の育成と公正な競争の確保、そのことについて全国知事会のあれですけれども、読んでみます。

競争性を高めるための一般競争入札の導入によって、地元中小企業の受注が難しくなる面がある。一方、官公需法などによる中小企業の受注機会確保の要請もある。また、中小企業は当該地域で災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。このため、地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図る必要がある。一般競争入札の参加条件としての地域要件を設定するに当たっては、地域の業者数を考慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、応札可能者は20から30社以上を原則とする。なお、このような地域要件については、応札可能者がさらに増加するよう、一層の緩和を図る必要がある。このように述べています。

ですから、これが全国知事会の今の到達点です。指名競争でやっていくということには、やはり無理があると思うんですよ、住民の理解を得ていくためにね。そういう観点から、ぜひこういう方向性を目指していただきたいということを強く求めたいと思います。

それで、その点と南部町の先ほど250万以上の落札率94.7%というこの結果ですね、全国では、これ私持ってる資料が古くてちょっと恐縮ですけども、鳥取県の2006年度の落札率が81.5%です。全国平均の県の平均が83.5%、県庁所在地である鳥取市の2006年の平均落札率が81.6%、全国市の平均が86%です。これが適当かどうかという議論はいろいろある

かもしれませんけれども、94.7、この数字はどう見ても高いのではないかと、私は思っています。それで、20年度の予算で、土木費が3億9,289万1,000円計上されていますね。これを仮に5%削減できたとすると、約2,000万の財源を生み出すことができます。こういう厳しい事態に、私はこういう改革もぜひやっていくべきではないかと、このように提案したいと思います。見解がありましたらよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。昨日も石上議員の御質問があったわけですが、適正な単価設定、価格設定ということをもって、技術力の蓄積だとか、新しい技術の開発だとかですね、あるいはもちろん社会貢献というようなこと、利益がないとやっぱりそういうことも期待できないわけでありまして、安いだけがいいということには私はならないのではないかと考えております。安ければいいということになれば、手抜き工事というようなことも起きてまいりますし、やっぱり適正な適切な価格というのがきっとあるんだろうと思います。そういうことをごさいますと、なかなか一概に何ぼがちょうどいいというようなことには私はならないのではないかと。それから、工種によっても違います。仕事の内容ですね。いわゆる土木工事あるいは建築工事、それから物品の調達、それからさまざまな例えば庁舎の清掃だとかそういうサービス関係もありますね。そういうさまざまな公共で調達するサービスというものがあるわけですから、そういうものを押しなべて何ぼぐらいがええというようなことにはちょっとならないというように思っております。安く早くというのが願いではありますが、そこにはおのずと一定の制限もあるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私が提案しました改革の方向ですけれども、やる気があるのかなのか、その点だけ端的にお答えください。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど来から言っておりますように、公共調達をめぐる透明性を高めていくという方向については支持できると、同感でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） なかなか十分に一致しませんけれども、私はこの問題、この以後も引き続き関心を持って町長と議論していきたいと思っております。

次に進みます。次に、合併以後、会見地域の方々の心情を町長に伝えたわけですが、そのことについて、町長は合併したんだから、会見地域だの旧西伯だのということはおかしいとい

うことでいろいろ言われましたけれども、私は合併以後の事業の進捗の現状を見て、極端な進捗の仕方をしてるのではないかと、そのように、私は議員ですから南部町全体のことに責任を、町長も同じですけども、負っているわけですけども、そういう全体を見てでも、やはり会見地域の現状というところから、会見地域の皆さんの心情、そういうことも十分に胸に感じながら、この場に立たせていただいております。

それで、この総合計画に示されました主要事業の一覧の会見地域、全町にわたる例えばCATVとか水道統合事業とか、清水川浄化の下水道や浄化槽事業は公共インフラですから、そういうものを引いてでも、分けて考えるのはおかしいというのは、それはわかります、議論としてわかるんですけども、合併協議の中でそれぞれの地域の要望として取りまとめてきたものですから、それで会見地域の実施された執行額が2,219万円程度なんですよ、主要事業の実施状況がですね。それで一方、先ほど言いました共通インフラ整備関連を除きますと、こういう言い方するとまた変なふうな議論だというふうに言われるかもしれませんが、あえて言わせていただきますけれども、約旧西伯では20億程度の整備がされています。こういう状況について、やはりバランスを欠いているのではないかと、私は言わなければならないと思うんですが、この点、再度よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど、植田議員が言われた数字がよく理解できませんけれども、私の方で調査いたしました資料でいいますと、総合計画の中の主要事業、これが34件ございます。それから合併以降、まちづくり計画として実施している事業も、この主要事業に入っていないものがあります。これが14件ございます。合計しまして、合併以降48件の事業を実施しております、これを金額で見ますと、会見地区が22億2,100万です。それから西伯地区が24億7,000万、それから両町にまたがるもの、全町的なものが17億1,600万、未実施が29億8,900万、合計しますと127億5,000万になりまして、会見地区が22億と西伯地区が24億ですから、そうバランスが悪いとは思えません。ただし、先ほど植田議員もおっしゃいましたけれども、西伯地区に阿賀・清水川の下水道を、これは今申し上げました数字を外しております。これが33億5,400万行っておりますから、ちょっとそれは旧会見町地内は農集で終わっておりましてないわけですけども、西伯地区はこの阿賀・清水川の33億という大きいものがありまして、これを外しますと22億と24億と、ざっと言いますとそういう数字になりまして、そうそうバランスが悪いとは感じ得ないところでございます。

それから、件数で見ますと、金額は大きいものからあるわけですけども、件数でいいますと、



実施済みが会見地区が11件、西伯地区が13件、それから全町のものが8件、それから未実施が16件、合計48件ということでして、下水道事業を除きますと、そうそうバランスが悪い数字とは私どもの方が調査した上では感じておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） ここで細かい議論をしている時間がないので、ぜひその資料をいただきたいと思います。この判断は町民の皆さんが直接されるしかない問題だと思いますので、この問題はそういう形で、先に進みます。ぜひ資料提出、よろしくお願いします。

それから、私は、会見地域の小学校の施設が、子供たちの命にかかわる問題であり、町の防災施設、避難施設の指定がされている、そのような施設がなぜこのように先送りされているのかということを行いました。そのことについて、町長は、緊急性が低かったというようなことにもとれるわけですね。私はびっくりしとるんですけども、そこで私が具体的に指摘したいのは、カントリーパーク拡張事業、これがまちづくり計画では平成26年の計画でした。それからもう一つは南西伯自然休養村管理センター、緑水園改築工事ですね、これが平成26年から27年の計画でした。これが学校施設よりも優先されていくってということがどうしても私は理解ができないうし、町民の皆さんも何だと私は思うんですね。この学校施設よりも早く取り組まなければいけなかった理由をここでもう一度明確に説明していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） まず、カントリーパークの拡張工事でございますけれども、これは当初の想定していた事態が変わってきたと、状況が動いてきたということでございます。それはすなわち日興産業が廃業するということが起きまして、その用地について、全く第三者に転売でもされた場合にはあそこがどのようなことになるのか、町の方で制御することができませんから、そういう事態がありまして、カントリーパークの拡張工事というものを早めて取り組んだということでございます。

現在の状況をちょっと申し上げておきたいと思いますが、残土処分、リサイクルセンターですか、そういうことでやっておりますけれども、幸いに日野川工事事務所の方が工事の発注をしていただきまして、大体予算が全体で2億8,000万ほどついて、そのうちの法勝寺川関係が1億5,000万程度ですか、ということで、そのミトロギのリサイクルセンターに入れさせていただきたいということで進んでおりまして、大きなこれは話なんですけれども、そういうことで、随分進捗度が上がるなと思って喜んでおります。

それから、何度も説明しましたが、再度申し上げておきますけれども、これは町費が基本的

にかからない、返ってくると。旧会見町でやっておられたように、残土処分事業をされて、財政的にもゆとりを持って運営しておられましたけれども、そういうこともあります。町費を使わない計画でやっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、緑水園の方でございますけれども、緑水園は確かにもうちょっと先で改築をする計画になっておりました。ただ、いわゆる御案内のように指定管理者制度が始まって、直営でやるか指定管理者制度でやるか、どちらかでないといけんやになりました、法律的に。そういう中で、あのまま指定管理に出してもなかなか受けるところもない。それから、客足がどんどん落ちて、経営的に将来がなかなか展望が開けてこないというような状況、それから、もう一つは辺地債という有利な起債が充当できるようになりまして、で、やったわけです。辺地債は、御案内のように、奥の方だないと、辺地だないとできんわけであります。これは100%充当で、80%交付税で面倒を見ていただける、そういう有利な起債であります。こういう起債の手当てがついたということにおいて、急遽そういう状況の中から判断をしたものでございます。御理解を賜りたいと。

学校については、できるだけ早くいい教育環境を整えていくことが私の務めだというように思っておりますけれども、辺地債とか、そういう有利な起債がないわけであります。それから、補助率も非常に低い。莫大な一般財源を持ち出さないと建設が困難であるという状況がございます。したがって、学校施設については、これは計画的に、緊急度だとか、そういうことを見ながらやっていかざるを得んと。ほかの事業と比べてどうこうというような性質ではないということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 全く理解ができません、はっきり言ひまして。いいですか。合併協議の、あなたは本当に合併時点で両町の代表の方々が話し合ったものを、簡単にころんころんころんころん、あなたの都合で変えるんですよ。私は、あなたのその場その場のいいかげんな対応については本当に怒りを感じています。カントリーパークの拡張工事、これね、あの土地を買わなければ、変な業者が来てごみ捨て場にする、そんなばかな話、どこに通用しますか。あなたは町民の健康や福祉を守る責任者ですよ。その人が、あの場所を仮にどなたが買い取ってでも、そこを変なふうにはさせないちゅう責任があなたにはあるではないですか。それを……（発言する者あり）何言っとるですか。私はね、このような日興産業の言い分を聞いて、そこにお金を出していく。それを学校の子供たちの命よりも優先する。そういうあなたの優先度の決め方、私は絶対納得できません。

そして、緑水園のことにしても、有利な借り入れのことがあったというようなことと指定管理のことを言いましたけれども、このたびの18億の基金造成ですか、これは合併特例債を使って、今になってこういうことを学校施設だというわけですね。何ぼでも最初からできたわけですよ、これは。何ぼでもできたわけですよ。それをおくれた理由を、辺地債が借りれなかったとか、そういう変な理屈をねじ曲げて、合併協議で協議会の人たちが苦勞して、ああ、こうなるんだなと夢を描かれたわけですよ。それをあなたは自分の一存で何ぼでも、ここで決めたことを幾らでもこころろ変えるわけですよ。私はそういうあなたの姿勢に対して本当に憤りを感じています。

このことについてはこれ以上言っても仕方ありませんけれども、そのことを……（発言する者あり）で、次のことに進みます。時間がありませんので、次の。

それで、次に、天萬庁舎の窓口対応については検討するということでしたので、ぜひ住民の皆さんが窓口でいいサービスが受けられるように改善を求めたいと思います。

それと、公民館の職員配置についても検討するということがだったので、今後の動向を注視していきます。

最後に、私は後期高齢者の問題が、本当にあなたの姿勢はひどいものだと思っています。といいますのは、国が進める医療費抑制の方向、これを当然だということで支持されていますね。そういう立場で頑張っておられますけれども、私はここに本田さんという、私と同年の外科医の方の本を持ってまいりました。この人は10年前までは仕事一筋で、一生懸命人の命を助けようということで外科医の仕事に邁進されておられた。その人が10年前に日本の医療の進められている方向にはたと疑問を感じられて、今はこのような本を出されるようになったんだそうです。

この本を読んでそのようなことが書いてありましたけれども、その冒頭に御紹介したいことがありますので、ここを読んでみたいと思いますが、日本は世界随一の高齢化社会である。そして、近い将来は団塊の世代の高齢化も加わって、医療需要が爆発的に増大することは間違いない。しかし、この期に及んで政府は医療費抑制を続けるばかりか、医師数を増員しようともしない。そのために医師を初めとした日本の医療関係者の労働環境はさらに悪化し、そのツケが日本全国の医療現場、そして患者さんに回っている。それが現在の日本の医療崩壊の構図なのだ。

問題は医療だけにとどまらない。現在、政府は医療ばかりか、年金や福祉、そして、これも世界的には抑制されてきた教育予算までも削ろうとしている。勤勉な国民以外にはこれといった資源を持たない日本が、国民を大切にしないで将来はあるだろうか。日本の医療を私たち国民が望むように、せめて日本の国力並みにするためには、まずは国民が日本の医療の置かれた現状を世界と比較したデータで正確に認識することが必要最低条件だ。民主主義国家の日本、まずは国民

が現場の真実を知り、税金の使い方について、自分たちの希望を選挙を通して国政に反映させれば日本は変わる。このように述べておられます。

時間が来たようですので、これで終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で1番、植田均君の質問を終わります。

---

○議長（森岡 幹雄君） ここで若干休憩をとって、また次は長うございますから、おきたいというふうに思います。再開は10時45分としたいと思います。御参集賜るようお願いをいたします。休憩いたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開します。

休憩前に引き続いて一般質問を続行いたしますが、14番、真壁容子君の質問を許可いたします。

真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） ただいまより、3点にわたって質問いたします。

第1点目、地域振興区について問います。

行政主導の住民組織が、本当に住民に役立つ活動や住民の自主活動を発展することに貢献しているのでしょうか。これは多くの住民の疑問です。町の主な政策として位置づけられて進めてきている以上、それは議会でも問わずにはおれません。住民の声を紹介しながら、町の姿勢をただしたいと思います。

まず、町民の大きな声の1点。一体地域振興区は何をするところなのか。何のために行政主導でしてこようとしているのか。この点については、参加している役員の中からも出ている声です。そこでお伺いいたします。地域振興区での町の役割はどのようなことでしょうか。今、住民主体にと進められているそうですが、集落計画の意義と進捗状況を問います。

第2点目の大きな問題は、地域振興区でしている行政主導で住民自治は本当に育つと考えるのかという住民の問いです。先日も住民の方と会議で一緒になったときに言っていたのは、明治時代の考え方ではないか。役場の職員が来て、住民の中で住民組織をつくれ、このように言っても住民自治は育つものではない。こういうふうに話しておられました。私も全く同感です。お伺いいたします。行政主導で住民自治は育つのでしょうか。

住民自治の保障と町の責任を明確にするために、何よりも、住民のいる場所に、町が責任を持つ場が必要だと考えます。町内にある6地区の振興協議会の会長、副会長と話しする中で、私どもの得ている一つの結論は、今、町内で行われている地域振興区の活動の中では、従来から起こっていた地区公民館活動が継続されていることがわかりました。とりあえずは職員がしっかりと公務を果たしていくためにも、地区公民館の復活をし、主事の専任配置に移行し、住民に責任のある町政の場を持つことを求めたいと考えます。いかがでしょうか。

第2点目、公立病院のあり方と役割を問います。

全国的に深刻な医師不足や患者負担増の押しつけが進んでいます。地域医療を担っている公立病院は危機的な状況にあると言われてきています。そのような中で、昨年12月に総務省の公立病院の改革懇談会は、公立病院改革ガイドラインを取りまとめてきました。そして、各自治体に、今度の20年度中にこのガイドラインを活用した公立病院の改革プランの策定を求めてきています。自治体病院を設置しているこの町におきましてもこの改革プランを策定していくことになるのだと思いますが、地域医療を支え、住民の命と健康を守るかけがえのない役割を果たしていく地域医療機関にしていくためにはどうあるべきかを問うていきます。

まず1点目には、全国的に起こっている自治体病院の再編、縮小の動きを町長はどのようにとらえているのでしょうか。第2点目、このような動きの中で、今の西伯病院の現状をどう把握しておられるのでしょうか。3点目、全国的に病院の経営が大変になってきている一つに、療養病床の削減問題があります。これは西伯病院でも当面してくる問題です。これについては、町長、管理者とも国に対して反対の声を上げるべきではないかと思うのですが、これに対してどのような意見をお持ちでしょうか。4点目、住民の健康保持に責任を持つ国保病院としての使命を実践してきた平戸市民病院に私たちは学んでまいりました。その中で、管理者も一緒に行かれたのですが、健診、予防に重点を置く施策をされていたのが非常に印象的でした。西伯病院でも住民の命、健康に責任を持つ国民健康保険法の立場から、健診、予防に重点を置く施策について求めたいと思います。

第3点目、住民負担の軽減を求めます。

国民の所得状況が一向に好転しない中、一連の社会保障費の削減で、住民の暮らしはますます厳しくなっているのではないのでしょうか。それはこの町でも例外ではありません。特に連続する高齢者いじめについては非常に深刻な声が上がってきています。年金の引き下げの上に、税の負担増や、医療費の負担増です。また、この4月からは後期高齢者の医療制度も導入されます。高齢者の負担増は非常に深刻です。私はこの町で自立で頑張っている高齢者のためにも、何より

も一番多く家計に響いてきている公共料金の負担軽減を、町の施策により求めたいと考えるものです。

第1点目には、とりわけ高齢者の中でも独居高齢者、高齢者世帯の年金暮らしは非常に厳しいと言われていています。独居高齢者世帯の所得の把握を求めます。第2点目、低所得の世帯での公費負担の占める割合を、町長はどのように認識しておられるのか問います。3点目には、町で責任を持つ介護保険料、国民健康保険税等の保険料の減免、免除を求めています。この点についてどのようにお考えかお聞きし、再質問をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしております。

最初に、地域振興区についてでございます。

地域振興区での町の役割は何かとの御質問でございますけれども、町の役割は、南部町地域振興区の設置などに関する条例第2条に町の責務としてはっきりうたわれているとおりでありまして、町は地域振興区に対し、町民が主体的に活動できるよう、積極的な施策を講ずるとともに、必要な支援を行うものとするということでもあります。したがって、町の職員による事務支援や、南部町地域振興区支援交付金規則に基づいた財政支援を積極的に行っているところであります。

次に、集落計画の意義と進捗状況についての御質問ですが、この集落計画は、5年後、10年後の集落の将来像を皆さんでしっかり話し合っただき、夢のある、安心して暮らしやすい集落をつくり守っていくため、集落の皆さんがその目標に向かって取り組んでいかれる指針となるものであります。計画づくりは、まず、集落の皆さんが一番身近な自分たちの集落を見詰め直してみるところから始まります。ふだん何げなく気づかなかった集落のよいところ、誇れる文化や伝統、また、課題や問題点が見つかると思います。そこからできるだけ多くの皆さんが話し合いにかかわっていただいて、その課題をどう解決していくのか、知恵を出し合っただき、計画をつくり上げていただきたいと思います。そして、それぞれの集落計画を基礎として、地域振興区の地域づくり計画にまとめ上げていくこととなります。地域づくりは、まずは集落が元気でなければいけません。夢のある計画を期待しております。

このように、集落計画の意義は将来の集落の目標を見定める重要な計画であり、そのプロセスにおいても、地域振興区の設置等に関する条例にもありますように、町民みずからが地域のあり方を考え、町と協働してまちづくりを進めていく上で必要不可欠な取り組みと考えております。

また、現在の集落づくり計画及び地域づくり計画の進捗状況としましては、それぞれの振興協議会で工夫をされながら、集落の基礎データの収集やアンケート調査の実施、集落座談会の開催

など、着々と実施されております。今後さらに集落の皆さんで十分な議論を重ねられ、集落づくり計画として作成される予定となっております。おおむねの予定ですが、ことし8月ごろまでには会見富有の里地域振興協議会を初め5振興区が、東西町地区と法勝寺地区振興協議会では12月をめどに集落づくり計画を作成される予定と聞いております。また、地域づくり計画につきましては、平成20年度内にいずれの地域振興協議会も計画策定を完了される予定であります。

次に、行政主導で住民自治は育つと考えるかとの御質問ですが、今までこの種の御質問には再三お答えをしてきたとおりでございます。町は、地域振興協議会に対して、活動するための拠点施設や人的支援など条件整備の支援はしてきておりますけれども、押しつけや行政主導による一方的な誘導などはしておりません。そもそも住民自治とは、住民みずからが考え、みずからの手で育てていくものだと考えておりますので、行政が介入し、または主導して成り立つものではないというように思います。もちろん、こうした住民活動に対して、行政としても協力したり支援していくということは必要だと考えております。

既に町内7つの地域振興協議会が設立され約1年が経過する今日、行政が主導的な立場で誘導などしなくても、地域の皆さんが積極的に参加され、皆さんの活発な議論と同意によって民主的に活動がなされてきております。自分たちの地域は自分たちで考えよくしていこうといった、住民自治の本来の姿である住民参加型のまちづくりが着々と芽生えてきていると実感してきております。

次に、地区公民館の復活と主事の配置についてでございます。

これまでもお答えしてきましたように、地域振興区の考え方は、住民の皆様と行政とが協働しながら、住民自治の力をより幅広く、より高めていただくための新しいまちづくりの形だと考えております。そのために行政として果たさなければならない役割は当然果たしていかなければなりません。地区公民館を復活せよとの御意見であります。議員も御承知のように、地区公民館活動がなくなったわけではありません。より多くの方にかかわっていただきながら、これまで実施されてきた地区公民館活動を見詰め直し、より主体的にその活動を拡充していただく仕組みができつつあると考えております。旧西伯地区と旧会見地区では若干説明の仕方が変わるのかもしれませんが、言いかえれば、地域振興区の区域そのものがそれまでの地区公民館がカバーしてきたエリアであり、地域振興協議会の中で話し合われ、実践されていく活動は、これまでの地区公民館活動はもとより、それでの学習領域や学び方を大きく広げるものであると思っております。

さまざまな地域活動を展開するためには、意識するかしないかは別にしまして、必ず学びがな

ければならないと思います。そういった意味からすれば、地域振興区の考え方は、生涯学習の視点に立った公民館活動はもとより、生涯学習のある住民主体の地域づくりが展開される場であり、地域振興協議会はその拠点であると考えております。したがって、そのために必要な行政としての役割や責任については、関係者の皆様の御意見をお伺いしながら果たしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、公立病院のあり方と役割を問うということでございますが、これは病院管理者の方から答弁をいたします。

住民負担の軽減を求めるということでございます。

1点目の独居高齢者世帯の所得の把握を求めるとの御質問ですが、平成20年1月末現在、65歳以上の独居世帯数は356世帯、高齢者世帯数は385世帯で、全世帯の19.9%を占めています。75歳以上の独居の方204人の所得は、後期高齢者医療の保険料の7割軽減となる、収入額が153万円未満に該当する方が157人と、77%を占めておりました。また、75歳以上の方がいらっしゃる高齢者世帯は243世帯ありまして、その中で75歳の方は382人で、7割軽減該当の方が128人と、33.5%という状況でございました。独居世帯と大きな差が出た原因は、世帯で軽減対象が決まるためと考えられます。

2点目の低所得者世帯での公費負担の占める割合の認識についての御質問につきましては、4月から始まる後期高齢者医療制度の保険料では、所得の低い世帯の方に、保険料の均等割額4万1,592円を所得の水準に合わせまして、7割、5割、2割の軽減措置がございまして、南部町で軽減の対象となられる方は、7割軽減の方が707人、5割軽減の方が82人、2割の方が99人と、合わせて888人、後期高齢者保険者数の45%の方が軽減の対象者と見込んでおります。

1人当たりの保険料は、年額1万2,400円が最低額となります。国民健康保険税につきましては、一定の所得以下の世帯につきましては、応益分の均等割及び平等割額が世帯の収入状況に応じて、7割、5割、2割軽減される制度があり、19年度の軽減世帯の占める割合は、本算定時52.8%となっております。

また、介護保険料につきましては、18年度から低所得者の負担軽減を目的に、5段階だった保険料を6段階といたしました。約400人の方は介護保険料が低くなりましたが、税制改正の影響で、公的年金など、控除の最低保障額の引き下げと高齢者の非課税限度額の廃止が行われ、住民税非課税から住民税課税となられたために、介護保険の段階が上がって介護保険料額が上がった方が、19年4月時点で375人いらっしゃいます。これらの方には激変緩和措置が行われております。



3点目の保険料の減免、免除を求めるとの御質問ですが、後期高齢者医療保険料につきましては、先ほど説明しましたように、均等割額の7割、5割、2割軽減の制度と、植田議員の質問にお答えしましたが、新たに保険料の負担必要となる健康保険の被扶養者の保険料につきましては、軽減措置と20年度の特例措置がございます。高齢者医療の負担のあり方につきましては、負担増、格差の緩和など、高齢者の置かれている状況に配慮した負担と給付のあり方について、国のプロジェクトチームで引き続き検討が行われております。

南部箕蚊屋広域連合では、介護保険料につきましては、税制改正で影響を受けた方の激変緩和措置を平成20年度継続して実施して、介護保険料の上昇を抑えることとなっております。国では、平成21年度は新たに保険料が大幅に上昇しないための検討がなされております。後期高齢者医療は鳥取県広域連合が、介護保険は南部箕蚊屋広域連合が運営を行っておりますので、南部町独自の減免、免除を実施することは困難と考えております。

また、国民健康保険税につきましては、国保条例25条の2に国民健康保険税の減免規定がございます。この規定には、天災その他特別の事情により生活が著しく困難となった方のうち、特に必要と認められた方と、地方税法の一部を改正する法律が国会を通過しますと、本議会に追加提案するのか、専決処分をするのか、まだ確定していないところではありますけれども、条例の一部改正により、65歳以上で、後期高齢者医療制度の発足に伴い、健康保険の被扶養者が国保加入された方の減免を行うことになっております。

また、国民健康保険税につきましても、一定の所得以下の世帯につきましては、応益分の均等割及び平等割額が、世帯の収入状況に応じて、7割、5割、2割軽減される制度がございます。この制度の国保保険税の軽減分につきましては基盤安定調整交付金により補てんされますが、町独自で減免制度を行った場合は、減免分の財源確保のため、減免対象外の方に保険税を多く負担いただくか、一般会計からの繰り入れが必要となりますので、新たな減免、免除の制度をつくることは困難と考えております。

個別事情のある方は担当職員が納付相談に対応いたしますので、御相談をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 病院事業管理者、三鴨君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 病院事業管理者であります。公立病院のあり方と役割についての御質問にお答えしてまいります。

まず、全国的に起こっている自治体病院の再編、縮小の動きをどう考えているのかという質問であります。近年、新医師臨床研修制度や医療制度改革などにより、医療を取り巻く環境は大

大きく変化をし、とりわけ中山間部に多い国保直診病院におきましては極めて厳しい状況になっております。これは全国的な医師・看護師不足、そして市町村合併の影響ではありますが、地域医療の崩壊とも言える深刻な事態だと認識をしております。

西伯病院を取り巻く状況も大変厳しく、3月末には、医師の退職に伴い小児科を休診せざるを得ない結果となりました。西伯病院としましても、鳥取大学病院はもとより、さまざまなつてをたどって医師の確保に向けて努力いたしましたが、後任医師をお迎えすることができず、やむなく4月から休診することといたしました。全国的な医師不足は、県内の近隣市町村でも同様であり、病棟の閉鎖を余儀なくされる病院も珍しくない現状であります。西伯病院では、現在、県からの配慮により自治医科大学卒業医師の派遣をいただき、何とか必要医師数の確保ができておりますが、地域の皆様の健康保持のため、医療難民を出すことのないよう、今後も継続して医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

公立病院改革のポイントとしましては、1つには経営効率化、2つには再編、ネットワーク化、3つには経営形態の見直し、この3点が掲げられております。1の経営効率化につきましては、地域住民に良質な医療を継続的に提供していくために、より効率的な病院運営を行っていく必要があると考えています。2の再編、ネットワーク化につきましては、西伯病院の役割は、病院理念に掲げられているように、地域住民への安心の提供であり、地域住民の医療に対するニーズを的確に把握して、より充実した地域医療が提供できるように、大学病院等の高度機能病院との連携を図り、より一層病院の機能分化を進めていく必要があると考えております。3の経営形態の見直しにつきましては、既に西伯病院は地方公営企業法の全部適用を行い、病院事業管理者を選任して、人事、予算執行等に係る権限を付与し、より自立的な病院運営ができるよう取り組んでいるところであります。

以上申し上げました考えに基づき、今年度中に改革プランの策定を行い、健全な病院運営に努めてまいります。

次に、療養病床についてであります。平成23年度末で、制度上、介護療養病床がなくなることが決定されております。また、現在策定されつつあります県の地域ケア体制整備構想におきましても、県下1,715床ある医療療養病床を、約半分の942床に削減するような目標値が掲げられております。御承知のように、西伯病院では、医療療養病床28床、介護療養病床29床を有しており、病床の見直しが近々の課題となっているところであります。

療養病床の入院患者様の多くは急性期を脱し、在宅へ向けてリハビリを中心とした療養をなさっておりますが、複数の疾病をお持ちの方が多く、回復にも時間がかかるため、入院期間が長期

化しております。また、高齢者の在宅へのスムーズな移行及び在宅での療養生活を維持、継続していくためには、医師、看護師、社会福祉士、リハビリスタッフ、栄養士、保健師などの医療チームにより、入院時から在宅生活を想定した医療を提供していく必要があります。一方、大学病院等の高度機能病院では、より一層在院日数の短縮を図るために、急性期を脱した患者の受け皿となる後方支援病院が必要となってきます。このように、地域における療養病床の果たす役割は今後さらに重要になっていくことが予想されるため、西伯病院では、地域に必要な療養病床数を的確に判断して、療養病床の確保に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平戸市民病院に学べという御指摘であります。昨年の11月議会視察に私も同行させていただき、貴重な勉強をさせていただきました。平戸は南北に40キロ、東西に9キロの細長い島であります。平戸市の北部は行政、経済の中心として人口が密集し、医療福祉施設は過密状態で、生活面での便利さは都会並みであると言われておりました。しかし、平戸市民病院の受け持つ平戸の中・南部地域では、小さな漁港に面した狭い地域に小集落が形成されており、また、平地の少ない、狭い山の斜面に住居が点在するなどの過疎地域と聞いております。保健・医療・福祉・介護サービスを供給する側にとりましては極めて効率の悪い地域であり、民間の医療機関の存立しにくい、まさに国保直診病院がその使命を發揮すべき地域と言えらると思っております。そして、その地におきまして、市民病院と健康管理センターが密接な連携のもとに市内の諸医療機関を牽引し、各種検診事業を推進し、住民の健康増進に寄与してこられましたことに対して、心から敬意を表するものであります。

国保直診病院は、それぞれの自治体におきまして求められる役割が違うわけですが、西伯病院におきましては、現在、在宅生活を支援する機能として、通所リハビリテーションや訪問看護等の在宅生活に目を向けた事業、また、増加する認知症高齢者やストレス性患者等の専門医療や重度認知症、デイケア等に積極的に取り組んでいるところであります。

検診、予防に重点を置く施策をとることでありますが、現状では医師や看護師等のスタッフ数にも限界があり、病院単独での予防事業は困難な状況であります。しかし、4月から始まります特定健診の受診率向上のための取り組みといたしまして、休日健診を年3回予定しております。ぜひともその機会を御利用いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。今後も町や町内医療機関と連携を図りながら、地域の皆様に信頼され、安心高度医療が提供できるような医療機関として努めてまいりますので、よろしく御指導のほどお願いをいたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） まず、第1点目の地域振興区についての問題です。

住民の声は、地域振興区ができて何カ月かになるんですが、参加している役員の方々も、一体何のためにしているのか、何が目的なのかよくわからないという声が出ているという問題です。これは、ここについて説明していくことは町の責任であるわけですね。

町が条例をつくって地域振興区を設置しているのですから、条例とも関連していくことになってくると思いますが、この間、12月以降、私たち日本共産党の議員団3名で地域振興協議会を回らせてもらいました。その中で、本当に地域振興区の設置条例がどのように受けとめられているのかというところでの違和感と、どのような体制で動いているのかというところで非常に疑問を持ったわけです。

その1つは、これをお答えいただきたいのは、こういうことをおっしゃいました。会長さん、副会長さんとお話したときにほとんどの方々が言われたのは、地域振興協議会に職員を派遣してもらって、その職員は会長、副会長の指示のもとで動いている。こういうふうにおっしゃるんです。このことに対して、町の説明が住民に対して要と思うんですよ。これをお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 地域振興統括専門員、生田君。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 地域振興専門員の生田でございます。地域振興区に出ている職員がどういう立場で仕事をしているかという御質問だろうというふうに思います。

もちろん籍が企画課に私どもはございまして、町の方針に沿って、その地域振興区の活動、住民自治活動がスムーズに進むようにということで、お手伝いという形で出かけております。ですから、そういう立場で、会長、副会長とも相談しながら、いかにして住民の皆さん方が住民自治意識が少しでも芽生えて、少しずつ芽生えて活動できるようにと、そういうことで進めておるところでございます。

○議員（14番 真壁 容子君） 答弁になってない。もう1回言いましょうか。カウントされるのはちょっと困るんです。

○議長（森岡 幹雄君） カウントします。

○議員（14番 真壁 容子君） カウントしますか。

○議長（森岡 幹雄君） します。

○議員（14番 真壁 容子君） そしたら……（「しっかり答弁してもらわないけんがな」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 聞かれたことを耳にして、それなりに触れながら答弁をなさっておると思います。（発言する者あり）

追加の答弁はありますか。

続けてください。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 会長、副会長の指示によって動いているかということですが、もちろん会長、副会長の趣旨に沿って地域振興区の活動ができるようにということと動いております。

○議員（14番 真壁 容子君） 派遣かどうか。

○議長（森岡 幹雄君） 聞かれたことに触れながら答弁されたと思うけども、どの部分がというのはちょっと私も気がつかないので、もう一遍ずっと試みてあげて。

続けてください。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 地域振興専門員ですけども、私どもは町の職員です。ですから、町から地域振興区の活動を支援するという立場でそれぞれの振興区に出かけております。

○議員（14番 真壁 容子君） 派遣かどうか聞いていますよ。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 支援でございます。

○議員（14番 真壁 容子君） 派遣ではないんですか。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 支援というぐあいには言っておりますけども。支援でございます。

○議員（14番 真壁 容子君） 派遣ではないんですか。そう聞いていますよ。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） はい、派遣ではございません。支援です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） そうですね。派遣ではなくて、支援だということなんですね。

会長、副会長さんたちは、派遣してもらっているから、自分たちの指示で動いていると言っています。これは町長のお嫌いな偽装何とかということになったらいけないから、確認なんですけれども、支援というのはだれの指示で動くんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 専門員、生田君。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 条例に書いてございますように、町としてそれぞれの振興区の活動を支援するというところでございます。

○議員（14番 真壁 容子君） だれの指示なんですか。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） もちろん町長でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 支援員は町長の指示で動く。現場ではそう言っていない。支援

員は振興協議会、住民組織の会長、副会長のもとで動く、こう言いました。この会長の見解は正しいのですか。

○議長（森岡 幹雄君） 専門員、生田君。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 会長、副会長が望まれる、地域をおこすためにですね、そのための支援ということですから、会長の指示に従って支援をしていくということでございます。

○議員（14番 真壁 容子君） 指示はと言ってる、支援の指示はどうかと聞いている。だれの指示で動くの。町長の指示なんでしょう。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 命令は町長の指示で出かけておりますのでね。地域振興区の活動が進むように我々は支援しているわけです。その地域振興区の責任を持っておられますのは、会長さん、副会長さんが責任を持って住民自治が進むように一生懸命考えておられます。それを支援するのに私どもがやっているわけですので、そういうぐあいに。

○議員（14番 真壁 容子君） 指示は。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 指示は、町長が支援してこいということで出ているわけでございますので。

○議長（森岡 幹雄君） 何の指示だか。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） はい。ただ、何をしていくのかといいますのは、会長、副会長が、あるいはそれぞれの部がたくさんございます。本当に振興区をよくしていこう、そういうことで、話し合いでこういうことをやるということを決められたものについて、我々はその書類をつくったり、皆さんに招集を呼びかけたり、そういうものを我々はやっていますのでね。

この前も真壁議員さんは私どものところに来てお話もしていただきましたけれども、いろいろお話もさせてもらったですけども、真壁議員さんも、住民自治は否定しないというふうにこの前もおっしゃっておられましたです。ですから我々は、ちょうど法勝寺をやっております、私は、ですけど、真壁議員さんも法勝寺でございますので、ぜひともこの振興区の中へ入っていただいて、本当に住民自治が進むようにぜひとも御支援をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私がなぜこれを聞くかというと、会長、副会長さんを回ってお聞きしたんですよ。地域振興協議会や振興区というのは、町と住民の協働の場っておっしゃった。何回も使われましたよね。町と住民の協働の場というのは、町と住民がともに手を携えてするんだと、こう言いましたよね。そしたら、振興協議会の会長さんと副会長さんと町の支援員がいら

っしゃいますが、どちらが町でどちらが住民ですかって聞いたんですよ。お答えにならなかったのでもちょっとお聞きしますが、どちらが町でどちらが住民なんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 専門員、生田君。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 質問の意味がちょっと理解できないんですけど。

○議員（14番 真壁 容子君） これは反問権ですか。

○議長（森岡 幹雄君） 反問じゃないね。もうちょっとようわかりやすく問うてあげてください、具体的に。ちょっとわかりにくいと思う、今のだね。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私は回ってみたときに、町と住民の協働の場というんですけども、さっきおっしゃってたように、職員は支援員として配置されているということなんですけど、お話の内容を聞く限りでは、町の職員としての仕事ということになっていないのではないかというふうに思われました。なぜかという、会長、副会長のもとで、住民組織のお手伝いをされているからです。

公務員というのは、その立場上、全体の奉仕者であります。当然これは職務命令で、先ほど町の命令に従って行っている町の職員というのは全体の奉仕者で、公務という仕事をやっていかななくてはならないわけですよ。ところが、先ほど言ったように、支援員で、派遣ではない。そういうふうにおっしゃるんですけども、そこには町の姿がなくて、住民組織の中の支援員として公務員の姿でしかないわけなんです。

それでお聞きしたんですけども、協働の場というのであれば、どこも町が行政の責任を担う場所をつくっているわけなんです。それが今の条例や法律のもとでできるとすれば、1つは法に基づく地域振興区、地域自治区の設置であり、2つ目には支所を置くこと、3つ目には地区公民館等を置いて、行政の職員の仕事を明確にしていくと、こういう中で取り組んできているのがほとんどなんです。ところが、うちの町はそういうことをしていません。あるのは住民組織の中に職員がいるだけなんです。それでお聞きしているんですよ。わかりますか。この協働の場という場所での町というのはどちらに当たるのですか。

○議長（森岡 幹雄君） 真壁議員、今の「ちょう」というのはって、長のことですか。

○議員（14番 真壁 容子君） 違います。「町」です。

○議長（森岡 幹雄君） 町っていう「ちょう」。

○議員（14番 真壁 容子君） 町と住民の協働の町のね。（「条例、条例」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） いや、聞きにくいのよ、そこら辺が。

○議員（14番 真壁 容子君） 町ね、町です。行政の町のことね。町と町民。

○議長（森岡 幹雄君） 町。「ちょう」って言ったら長のことを言っているのかなと思ったら、そうじゃないわけね。

○議員（14番 真壁 容子君） いや、違います。町のことです。これです。

○議長（森岡 幹雄君） なら、それを踏まえて御答弁を。

生田専門員。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 協働の場ということと、それから、町の職員が一部に偏って仕事をしているんじゃないかということでは……。

○議員（14番 真壁 容子君） まず、町はどこにあるかと聞いているんです。中心。町はだれなのか。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） ちょっとなかなか意味が理解できないところがございすけども、地域振興専門員と、それから職員と2名ずつ出かけておましてそれぞれの振興区でやっておりますけども、全体的に見れば14名の職員が出かけております。そういうことで、地域の住民自治が進むようにということでお手伝いをしているわけですけども、今は立ち上ってまだ間もないわけです。1年もたたないわけでございまして、今、協働ということについて説明しようと思っています。

○議員（14番 真壁 容子君） そうでなくて、町、協働はわかりました。町はどこかって聞いているんです。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 町という意味……。

○議員（14番 真壁 容子君） 地域振興協議会の中で、町と住民を説明してくれっていうことです。

○議長（森岡 幹雄君） 意味がわからんか。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 「ちょう」という……。

○議長（森岡 幹雄君） 町だ。

○議員（14番 真壁 容子君） 町です。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 町ですか。

○議員（14番 真壁 容子君） まず、町と住民の協働の場なんでしょう。町と協働の場だったら、住民はわかるけど、町はどっち、行政のことです。（「行政ということですけどね」と呼ぶ者あり）

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 「まち」というのは町のことじゃないですか。担当はも



ちろん企画の方にございますけども……（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 休憩して解説せないけんか。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 申しわけないですけど、ちょっと真壁議員の質問の趣旨が理解できませんので、済みません。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩しますが。

午前 11 時 35 分休憩

.....

午前 11 時 38 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

生田専門員。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 意味がわかりましたので説明させていただきます。

町と住民の協働の場はどこかということでしょうか。

○議員（14番 真壁 容子君） 協働の場。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 協働の場は南部町全域です。

○議員（14番 真壁 容子君） 協働の場の町がどこですか。地域振興協議会は町と住民の協働の場だって言ってるから、だから、地域振興協議会が住民の場なんでしょう。町はどこにあるのって聞いている。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。お尋ねの趣旨に合うかどうかはわかりませんが、今、話を聞いておりました私なりにお答えしたいと思います。

この振興協議会のできた経過などは、きょうの答弁もありましたように、趣旨だとか、いろいろ説明をいたしております。いわゆる町と協働の場は振興区がどこでかかわるのかということのようでございますが、言っておりますのは、振興協議会というのは、やっぱりその地域の自主的な地域計画をつくって自主的に活動していただくということを振興協議会の大きな使命だというふうな位置づけだというふうに思います。

その計画づくりに町がどこにかかわって協働するのかというような趣旨のこのようですけれども、町は、あくまでもそういった地域の計画ができたことによって、何回も言っておりますように、財政的な支援したり、そういう活動の支援をできる体制というのを町の方としては考えていくということを言っているわけでございますから、計画づくりそのものに直接かかわることより、町の責任というのは、あとの活動を財政的な支援をしながら、地域の振興協議会、住

民がつくられた振興協議会と一緒にあって、協働で事業なり活動を支援していくということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） それか、今ほど言ったことが町の協働だということだというふう  
に副町長はおっしゃったと思うんですよ。ところが、住民から見た場合には、地域振興協議会と  
いうのは行政主導でつくったものですから、そうでしょう、行政主導でつくったものですから、  
自分たちが選んだ方がいないから、私たちの住民の代表である住民組織だというふうに思ってな  
いわけですね、そういう過程がなかったから。ということは、それでも町から見たら地域振興協  
議会は住民組織なんですよ。ところが、そこには行政がかかわっていく機関がないものですから、  
そうですね、幾ら町と住民の協働の場といっても、町は何かしたかったら金出せよと言うてら  
だけしかないわけですね。ということは、地域振興協議会というのは住民と協働の場ではなくて、  
全く行政主導で投げ出した、住民だけの組織ということになるのではないですか。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） それはいろんたとらえ方があるというふうに思いますけれども、以前  
から何回も言っておりますように、住民地域振興協議会、これは町がつくった、つくったという  
ことを言われますけれども、まちづくりの手法として、そういう手法を行政としてこれから取り  
入れてやっていこうということをただ提案をして、振興協議会準備委員会などでそれぞれの地域  
で検討していただいて、そこの判断に基づいてそういう趣旨を理解していただいて、主体的な組  
織だということ今動いておるといふふうに理解をしておるわけでございます。

もちろんその中に、先ほど言われましたように、何か地区の役員さんも自分らが選んでないだ  
というようなことで、あんまり内容がわからんということでございますけれども、会長、副会長  
は町の非常勤で、確かに町長が指名をしております。ただ、協議会のそれぞれの中の内部組織の  
役員さん、そういった方については、それぞれの振興区がそれぞれの地域での話し合いによって  
地域の皆さんの中から選出をされて、それぞれで活動しておられるということでございますから、  
町がつくったもんだとか、そういうような認識は全くいたしておりません。あくまでもそういう  
もとのまちづくりの方向づけを提案したことによって、何年か、2年からですか、いろいろ地区  
で話し合いなどを持っていただいたり説明をしていく中で理解をしていただいて、そういう取り  
組みが地区の合意によって立ち上げていただいて今日に至るといふふうに理解をいたしてお  
ります。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと待って。休憩します。

午前 11 時 43 分休憩

---

午前 11 時 44 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

○副町長（藤友 裕美君） 先ほどの真壁議員さんの答弁の中に、ちょっと私の誤解を招くような答弁があって、ちょっと訂正させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど、地区の会長、副会長、これは町長が任命したということをお知らせしましたが、これもあくまでも地域から選考された方を町長が任命をしたということでございますので、先ほどのちょっと私の方の答弁はまずかったというふうに思います。

それから、ついでにつけ加えてもいいでしょうか。この協議会の取り組みについては議会でも審議していただきまして、こういったまちづくり条例をつくることについても議会の議決をいただいた中で、一つの方向づけとして理解をして、今、取り組んでおるということをおし添えておきたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14 番、真壁君。

○議員（14 番 真壁 容子君） もう一つお聞きします。地域振興協議会条例は何を設定したのでしょうか。住民から見れば、条例はつくられたら、権利を制限し、義務を課すことができる。この地域振興区設置条例は何を住民に課してきてますか。

○議長（森岡 幹雄君） 専門員、生田君。

○地域振興統括専門員（生田 和久君） 既に御承知のように、地域振興区の設置等に関する条例というのが施行になっておりまして、その 3 条に町民の責務ということで書いてございます。第 3 条、町民はみずから暮らす地域をより住みやすく、活気のあるものとするため、町民と行政がともにまちづくりを行う場である地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとするということが町の方の責務ということでうたっております。

○議長（森岡 幹雄君） 14 番、真壁君。

○議員（14 番 真壁 容子君） そうですか。法に定めればということは、何に義務を課しているかということ、地域振興協議会に、振興区の活動に参加することが義務なんですか。義務を課し、権利を制限するのが条例なんです。地域振興区の設置条例というのは、地域振興区の設置を決めたのではないのですか。住民に対して権利を制限し、義務を課するという項目は何かと聞いているんです。これはどうですか。総務課の方が適切な答弁ができるのではないですか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。真壁議員の言われることは確かに地方自治法ではそうなのですが、現在の中ではすべてそういうものが条例で課するというものではありません。ここで先ほど専門員が言われたように、私も町民の皆さんにお願いしたいのは、こういう町民の責務として参加に努めてくださいという意味の条例だというぐあいに、私もそういうぐあいに理解しております。

○議員（14番 真壁 容子君） そうやって何を決めてるのかって、設置条例は何を決めたのかということを知っているんですよ。それは努力義務でしょう。何を決めたんですか、設置条例で。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） よく御存じだと思いますけど、この何を決めたとかという前に、まず、何が目的なのか。この目的の第1条にすべてが集約されているというぐあいに思います。

○議員（14番 真壁 容子君） 何を決めたとかって聞いているんです。

○総務課長（陶山 清孝君） そのことが、いや、本来は御理解いただいていると思います。

○議員（14番 真壁 容子君） 何を決めたと。

○総務課長（陶山 清孝君） ですから、この目的にあるように、もう一度目的を申し上げます。

町の役割の実現並びに自立性を高め、魅力ある地域づくりとまちづくりに寄与することを目的としてこの条例をつくったわけです。

○議員（14番 真壁 容子君） 何を決めたと。目的はわかった、何を決めたと、条例で。

○総務課長（陶山 清孝君） それは、この条例の中身の中の1条からすべての中のものを決めたわけです。

○議員（14番 真壁 容子君） 何を決めたとですか。何を決めて、この条例では何を課しているのですか、住民に。

○総務課長（陶山 清孝君） ですから、住民に課したものは何なのかということなんですか。

○議員（14番 真壁 容子君） そうです。そう聞いてるじゃない、さっきから。

○総務課長（陶山 清孝君） ですから、住民に課したものというのは、一番の大事なところというのは私は3条だと思っております。これが一番大事なことだと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 総務課長が先ほどお答えになられたのは、努力義務のところを掲げられたんですよ。聞いておられますか。この設置、地域振興区のセットに関する条例は、区の設置を決めているんです。振興区をどこそこにする、これを決めているのが設置条例ではないですか。仮に3条がそれを決めたとであれば、住民はすべて地域振興協議会に入って活動しなければ

ばならない、振興区の活動に参加することとするというふうに義務を課したということなんですか。もうそうであればそう書かないといけないし、そういうふうには書けなかった理由というのは何なんですか。書いたら憲法違反になるからですよ。それは書けないんでしょう。なぜ書けないのですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） この条例の審議の過程でいろんな角度から御議論をいただきましたので、大体議論はもう尽くされているのではないかと考えておりますけれども、3条に、町民の責務としまして、地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとするという書き方にいたしておるところでございます。努めなければならないというぐあいにする書き方もあったと思いますけれども、努めるものとするということでございます、住民の皆さん方をいざなっておるといぐあいに御理解いただきたいと思います。

それから、権利を制限して義務を課すということをおっしゃいましたけれども、そういうことからいえば、町民の責務はそれを義務化するというにすればいいかもわかりませんが、そういう手法をとらずに、努めるものとするというやわらかい表現で、住民の皆さん方に新しく始まる町の施策というものに御理解をいただきたいという、そういう思いからこういう表現にしたのだというように今思っております。そういうことでどうございましょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 町長、私は、権利を制限し、義務を課すというのは地方自治法に書いてあるんですね。条例で定めるということは、それなりに権利を制限して義務を課すことになるわけです。振興区の設置はここで決めたかもしれませんが、住民がこれに協力するということは努力目標でしか書けないわけなんです。ここをさっきあなたがおっしゃったように義務規定にすれば、県も恐らく憲法に反する内容だから認めることはできない、こういう内容なんですね。そういう、だから書けなかったのではないかと聞いているんですけど、それはどうなんですか。そこを聞かなければ次に進めないんですよ。そういうふうには書けないわけですね。どうですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 権利を制限し、義務を課すだけの条例が目的ではないということでございます。先ほど総務課長が答弁いたしましたように、第1条に掲げてあるようなまちづくりを進めていくための条例でありまして、権利を制限し義務を課すということを念頭に特に置いて条例制定を提案したわけではないわけでありまして。（「聞かれたことに答弁して」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 聞かれたことに答弁はしてある。（「違います」と呼ぶ者あり）してあ

る。（「関連」と呼ぶ者あり）番外は黙っとんないよ。番外が言うと……。

○議員（14番 真壁 容子君） 町民の責務として明示することができないのでしょうかって聞いているんです。条例でできますかって聞いています。

○議長（森岡 幹雄君） 続けてください。

○町長（坂本 昭文君） 権利を制限し、義務を課すことを必ずしもここに明記しなくてもいい、そういうことが必要のない条例だというように思っております。この設置の目的を実現するためには、必ずしもそういうことを書く必要がない、そういう認識でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） とすれば、全部努力目標だということになるわけですね。義務を課していない。ですね。確認しました。

ところが、前回の12月議会の中で、あなたは、振興協議会は皆さんに入っていていただくとおっしゃったんですね。できるまでは任意だったかもしれないけど、できてからは任意ということにはならないんだと言ったんですよ。その説明を求めます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 12月議会の答弁のことを全部ここで再現はできませんけれども、任意組織ということで提言をしました。そして、議会で議決をいただいたからには、条例上の組織だという言い方をしたというようにたしか記憶しております、条例上の組織だと。提案するまでは全くの条例でも認めてないし、何にもないものですから、なかなか根拠がないわけでありまして。全くの任意だったというわけでありましてけれども、条例で認めていただいたので、条例上の組織という言い方をしたと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 条例上の組織とは何ですか。住民にとってどうなんですか。任意と任意でないことの説明とを求めたいと思います。条例上の組織って、住民にとって何なんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 条例上の組織といいますのは、議会で御審議をいただいて、南部町地域振興区の設置等に関する条例を議決いただきました。そこに掲げてある組織、これが条例上の組織という言い方でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） ちょっと理解ができません。条例が通ったら条例の中身が義務化

するんですか。設置等に関する条例は区の設置を求めています、住民には住民組織に入ることの義務とか、そういうことは決めていないわけですよね。区が振興区条例で設置した区というのは行政区になるわけですね。そうですね。うなずいておられる。そうですね。行政区になる、これは確認しましょうか。どうですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 何度も言うておりますけれども、それは行政区ではありません。それから、町民の責務として参加するよう努めるものとするということで、義務を課しているわけではございません。努力目標であります。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 非常に大事なところ。行政区でないものを条例で決めるのは憲法違反ではないですか。よく考えて答えて。これは担当能力にかかわりますよ。条例の解釈と憲法の解釈。条例で決めて住民組織を決めることはできないんですよね。そういうことはちょっと考えて答えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 行政上の区域ということをおっしゃられますけれども、今回振興区をつくった区域というのは行政上の区域だということが前提で、最初から考えてないわけで、そのように言っておるわけです。自治法上の区域というのはいわゆる自治振興区だとか、そういうものがあるわけですが、この場合は、先ほど来言いますように、まちづくりをするためのそういう何といいますか、地域を定めるということが目的でしているわけですから、ですから、法律上の行政区だというような認識は当初から言っていない、理解、そのような考えで定めてはいないわけでありまして。ですから、基本的にはそういう強制力がないようなことでも、自治体の総合的な福祉の増進だとか、地域づくり、そういったことに伴うようなものを、そういうそれぞれの条例で定めて町内一円に推進するということは、これは自治法上の違法でもないという判断をしております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 時間がありませんが。行政が条例で決めることは行政区です。一番の問題は、笑い事ではありません。お調べになった方がいい。なぜかという、どこに問題が起きているかという、そういうふうに行政が区割りをして決めたところを任意の住民組織に等価させるところに大きな問題が出てきているわけでしょう。

具体的にお聞きしますが、この中で、何をするとところかわからないって住民に答えるのは、や

はり町が住民組織と言って、行政の肩がわりをしている中身をつくっていくにすぎないのではないかと残念ながら言わなくてはならないのは、平成20年度の予算を見たらよくわかるのではないのでしょうか。

1つにはじげの道です。500万と600万少し組んでいますが、予算を見たら、町道の改良費用はじげの道以外出ていないではありませんか。そうですね。仮に住民の代表が、住民の方々が道路をつくりたいと言って、支援しましょうということは大いにあり得ることだと思うんですよ。ところが、本来町が管理しなくてはならない町道を、じげの道づくりと言って、材料を出すから地域振興協議会で考えなさい。これは使役は住民がするわけですよ。これをだれが決めたか。住民組織であれば、自分たちが決めるんですよ。行政が決めて、予算化して、地域振興区にやってもらおうとしている。

2つ目は、人権問題を住民の中に行くにも、地域振興協議会の中に担当者を置いてもらう、こういうふうには言っているんです。人権を尊重するまちや人権問題は住民の活動の問題になってしまうんですか。

3つ目は、ごみの問題です。ごみの減量化の問題を5%やる。これをよくやった分には地域振興区にお金がおける。このように言いますが、これはだれが決めたんですか。町の施策でしょう。町の施策を、行政区でもない、ただ単なる住民組織に持っていくためにつくったんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） そういうぐあいに読めば読めるかもわからないなと思って今聞いておりましたけれども、こっちの趣旨は、私どもの趣旨は全くそういうことではございませんので、言っても聞かれんかもわかりませんが、御理解をいただきたいというように思うわけですが、まず、じげの道でございます。じげの道は、全国的にこのような取り組みで大きな成果を上げている自治体がたくさんあります。そういうことで、住民の皆さん方に材料費の支給をしたり、先ほど来申し上げておられるような手法でもって大きな成果を上げている事例がたくさんございます。ですから、私どもとしましては、協働、一緒に取り組んでいこうということで進めております。そのことがいけんということなら、これはもとより意見は合わないわけですが、そういうことでどうだろうかということでございます。また、予算審議の中で御審議をいただければというように思うわけです。

それから、人権問題については、これは国民的な課題、責務というようなことございまして、私としましてはいろんな任意団体にでもそういう担当者を置いて、PTAならPTAもやっておられます、そういう人権問題をきちんとそれぞれの団体や地域や集落や、いろんなところでお世



話になりたいというように思っておりますし、今の集落の中にも推進員ということをちゃんとお願いして取り組んで現に来ておるわけでありまして。それを移行する形で発展させていきたいというように思っております。

それから、ごみの問題であります。ごみだって、これはたまたまくくりが悪いということでおしかりをいただいておりますけれども、これも小さなくくりで、減量化が目に見える形で取り組んでいただければもっと成果が上がるのではないかなというようにことから計画を進めているわけでございます。

それと、真壁議員はいわゆる公共というものはすべて税金で役場が賄わなければならないというようにどうもお考えだなと思って聞かせていただいておりますけれども、やっぱり公共というのは地域の多様な主体がさまざまな形で担っていくという時代に今変わってきてつつあります。時代が動いております。公共はNPOが担ったり、あるいはボランティア団体が担ったり、いろんなケースが今、全国各地で展開されております。したがって、私どもの町を振り返ってみますとNPOの一つもまだないといったような状況でございます。私は、この地域振興協議会にそういう公共の役割の一部でも町の方と協働してやっていただければ、こんなにすばらしいまちづくりというのではないかなというように思っております。憲法違反だというようなお話もありますけれども、そういう大それたことを考えておるわけではございません。憲法に違反してまでする気はないわけですが、住民の皆さんと協働して、とにかく一緒にまちづくりをしたいという気持ちですから、そこをひとつ御理解をいただきたい、受けとめていただきたいというように思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この問題については、先ほど町長は趣旨はなかなかわかってもらえないっておっしゃったんですけども、趣旨をきちっと条例等に定めて、はっきりと住民に説明する責任が町にあるわけなんです。条例をつくれれば、そこに責任を持たないといけないのは町なんです。ところが、先ほどの設置等に関する条例でも、本来決めてもない、義務化していない住民が地域振興区に入ることを半ば強制論で取り組んでくるというのは、これは条例の趣旨にも反するし、ひいては、そういうことはしてはいけないわけですよ。それはよくおわかりだと思っております。そういうように、住民の自発的だと言いながら、先ほどの話でもわかりますが、やることを全部町が決めてきてやっているから、一体地域振興区とは何なのかということが住民の素朴な質問として出てくるわけなんです。

公共を担っていくのが住民全部で担うんだというんですけども、そうやったら、役場の公務員

は何をするんですか。議員は何をするんでしょうか。税金で仕事をしたりとか税金で報酬をもらっている人たちは、全体の奉仕者として仕事をするのを携わっているんじゃないですか。そこが、そのお金の使い方をどうしようかといって住民に投げかけるんだったらいいと思うんですけども、税金をもらってサービスを提供していく、これらの公務員がどのような仕事をしようかと話し合うんだったらいいんですけども、一方的にこれは住民がやりましょうといって、今まで町がやってた町道管理を住民に持っていくわけでしょう、材料費だけは。だれが働くんですか。振興協議会でボランティアを募ってやるんですか。それも簡単な規模の町道ではありませんよ。2年、3年にわたったら100万、200万は出すという仕事です。

それはまさしく、言ってみれば、公共サービスを住民に持っていくことになるのではないのでしょうか。本来公共に住民に参加してくるといというのは、先ほどおっしゃいましたNPOとか、自発的な行為によってです。これを十分育てていくというのであれば、住民の自発的な動きができるような場所を保障していくというのが町の仕事だと思うんですよ。

そこで町がやることは、今の法律の中でいえば、1番には、本当に地域を支えていこうと思うのであれば、3年とか限定せずに、会長や副会長も職員がいなくなったらできなくなってしまうから、もし本当にやる気があるのであれば、1つには法の基づいた地域自治区をつかって、そこにきちんとした場所を置く問題。支所をつかって、そこを公務として働く、公務員が仕事をできる立場で住民の仕事を応援していくようなところをつくれるように支所をつかっていくという問題。3つ目には、生涯学習としてリードをしていくための地区公民館等を行政の責任でつくることが今一番求められているのだということを指摘して、次に入りたいと思います。さまざまな住民の問題は、すべてその条例を、条例にも書いていないことを町民に義務化してきていることにあると。この姿勢は改めなければ住民自治は育たないということを指摘しておきたいと思うんです。

2つ目には病院の問題です。

私は地域の病院が成り立っていくには、今、全国の状況を見たら2つあると思うんです。1つは、自治体病院をなくしていこうともするような医療改悪の連続の中で、どのようにしたら地域に安全を提供する公立病院を守っていけるかという問題。2つ目には、この地域で本当に住民の安心を提供していくためには、住民から大きな信頼を寄せられる地域の病院になっていくために努力をすること。この2つが大きいと思うんです。

まず1つ目の問題で聞きます。

先ほど管理者が言いました、全国的に公立病院を取り巻く状況は非常に厳しいものがあります。

それは先ほど管理者も言ったとおりだと思うんです。このガイドラインに示された3つの改革の点を管理者がおっしゃいましたが、今、国が示したガイドラインをそのまま持っていったら、公立病院が成り立たなくなるのではないかとこの全国の声が上がっているわけです。

私は、1つには、今、本当にこの経営効率を求めていく問題ですね、このガイドラインに基づいて病院改革を行うことが公立病院を守っていくことになるのかどうか、このことを町長に聞きたいと思うんですよ。それよりも、あなたが中医協にも参加されておりましたが、今、今回の診療報酬ですね、診療報酬で決められたのは、より療養病床をなくして、後期高齢者についていえば、75歳以上の人には担当医制度を設けて、それも病院ではなく医療機関に求めると言っているんです。75歳以上の方は、担当医制度は原則として病院は認めない。こういうふうな診療報酬を、町長、あなたは決めてきたわけでしょう。

こういうことをやられると、西伯病院は後期高齢者の制度を導入することにより、75歳以上の患者を獲得することが非常に難しくなってくる。療養病棟を廃止されれば、その分を何かに変えていくこともありますが、全国的に減らされていく問題です。恐らく今までは診療報酬が下げられてきていますから、ますます病院の経営が大変になるということではありませんか、町長。私はその辺で、今の国のやり方、あなたが参加されて中医協で決められた診療報酬のあり方こそが公立病院を危機に招いていくことになるのではないかとこのことを指摘して、公立病院を守るためにも、国の医療制度の抜本的な改正の声を上げるべきではないかと思うんですが、その辺について、町長の考えをまず伺っておきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 少子高齢社会を、また人口減少社会を迎えまして、年間33兆円にも及ぶ医療費というものを、国民所得だとか、あるいはGDPに比較してそう大きな負担にならないように、そして、持続的にこの国民皆保険制度が発展していくようにやらなければいけないと、このことから、医療制度改革が叫ばれているわけでありまして。そういう大きな国の政策の方針というものは私も支持しております。いわゆる犠牲と言えればちょっと悪いわけですが、いささかの我慢というものはしながらでも、この国民皆保険制度がつぶれてしまったら、これは元も子もないというように私は思います。これは世界に冠たる制度だというように思っております。持続的にこの制度が発展をしていくと、そういう立場で私は中医協にも参加をさせていただきますということを最初の就任のごあいさつで申し上げました。したがって、持続的に発展をしていく制度、そして、国民皆保険を国民に保障していく、そういう立場にいるということ、まず基本的に御認識をいただきたいというように思います。

西伯病院の置かれている現状でございますけれども、先ほど管理者の方からのお話をいたしましたように、非常に医師不足だとか、というようなことで厳しい状況になっていることは御案内のとおりであります。ですから、国の大きな流れの中であることと、南部町の西伯病院が取り組まなければいけないことというのは、具体的に言いますと、大きな方向の中で真反対の方向に行かずに、やっぱりそういう方向を意識しながら地域に合ったやり方というものを模索していかなければいけないというように思っております。

ですから、簡単に公立病院改革というようなことも言われておりますけれども、特にネットワーク化をせだとか、いろんなことを言われておりますけれども、広範な地域でネットワークが本当にきちんとできるのかどうかというようなことも考えれば、やっぱり国の言うとおりにとはなかなかならない、地域の実情をもうちょっと配慮していただかんといけんというようなことになるのではないかなというように思っております。そういうことで公立病院改革については考えております。

それから、一つ言い落としておりましたけれども、中医協というのは、何か買いかぶっておられるかもわかりませんが、診療報酬を審査するところでございまして、医療政策をやる現場ではないわけです。審議会ではないわけでありまして。それは言い方によれば、診療報酬を通じて政策に関与しているのではないかと言えば、それはそうですけど、もちと理屈は何にでもつく言えますけれども、基本的に診療報酬が適正かどうかということでやっておりますので、医療政策を審議する場ではないので、誤解がないようお願いしておきたいと思っております。

それともう1点、療養病床の関係です。療養病床は、これは老人病院の社会的入院は1973年の老人医療無料化の落とし子でございまして、その解消は30年来の課題であります。そういう位置づけであります。そして、介護保険制度が創設されるときに重要な課題として取り上げられたわけですが、具体的な解決に至らずに今日に至っているわけでありまして。

療養病床の現状といいますのはいわゆる社会的入院ということですから、本当に医療の必要な人というのはそんなに多くない。例えばここへ具体的な数字が出ておりますけれども、療養病床入院患者への医師サービスは、週1回以下が8割強、常時医学的管理が必要プラス容体急変のおそれのある者が3割強というようなことでございまして、必ずしも医療の必要性の高くない方が社会的入院で入っておられると、こういう状況があるわけでございます。

したがって、そういう皆さんには老人ホームだとか、特別養護老人ホームだとか有料老人ホームだとか、そういうところに移っていただいて、本当に人間的な介護というもの、暮らしというものを再現していただきたいということから、療養病床は、療養病床こそ難民ベッドでない

かということが言われております。真壁議員も御存じだと思いますけれども、療養病床は、介護療養病床は、たしか平成23年度末だったと思いますけれども、になくすということが、もうこれは法律で決まっております。ですから、法律で決まっておりますので、そういう方向に向かって、病院としても内容をどのような形に転換していくのか。29ですか、介護療養型があるわけですから、これを老健が、今イメージしていると思いますけれども、そういう方向に持っていくということであろうかと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私は町長が地域の公立病院の設立者として残念だなと思っております。今の全国の医師会ですね、従来自民党を応援してきたという医師会が、今の医療問題をどういうふうに言っているか知っておられますか。今の政府のやり方では、維持できるどころか、国民皆保険制度がなくなっていってしまうと、こういうふうに心配しているわけですね。今多くの公立病院を抱えている人たちも、設立者も院長も医者も含めて、医師不足の責任や、このままでは、今の政府のやり方では公立病院が成り立たなくなると、こういうふうに心配しているんですよ。

ところが、町長は中医協は診療報酬を決めるだけって言うんですけども、診療報酬をどうするかによって政策は大きく変わってきますよね。そこで、政府の言っていることは間違いがない。こういうやり方だって言っていることは、一方で病院を守らなくてはならないと言いながら、制度的にはぎゅうぎゅうと締め上げてきている立場のものではないかというふうに思われてならないんですよ。本当に東京に行って発言されるのであれば、地域の住民がどのような病院を期待しているのかという問題、西伯病院で、そこで働いている医者や患者が今どのような問題に直面しているかということ、その声を中医協に届けるのがあなたの仕事ではないんでしょうか。

あなたの仕事は残念ながら一方通行で、政府の言っている地域の医療崩壊にしかならない医療政策をよしとしている。これでは、私は残念ながら、公立病院を守る町長の責任ある姿勢だと言えないということを指摘しておきたいと思っております。療養病床についても、他の公立病院の方と同じように、療養病床を守れという声を上げていくべきだ。後期高齢者についても、75歳以上の方が公立病院や病院からはみ出すような施策はやめてほしいと、あなたは病院で働く人々のためや患者のために言わなくてはならないんじゃないでしょうか。それを指摘しておきたいと思っております。

2つ目には、地域に信頼される病院のあり方です。これは町立病院をどのように守っていくか。病院で働く人や町職員すべての問題になってくるのではないかと思うんです。

先日、西伯病院で治療を受けた方が、西伯病院の治療に対して不満を持たれた。医療行為にです。私は、このようなことは病院の中では起こり得ることだと思うんです。そのときに、患者が医療行為や病院の姿勢等に対して不満を持ったときに、どのように対応していくのかが一番問われてきているのではないかと思うんです。

最近私のもとに寄せられた話が、この方は西伯病院の治療について町長に聞いてほしかったと行って役場に来たんですけども、残念ながら町長はいらっしゃらなかった。そこで、町職員の方に話を聞いていただいた。町職員の方は話は聞いてくださったのですが、最後に、このような話をだれかにされたのか。もしこのようなことが出れば、病院の評判が悪くなって、病院が利用されなくて赤字になってしまうと。そうすれば、住民の税金にはね返ってくる。町長、こういうことが私は町立病院を持っている町の姿勢としてあるのかということを知りたいと思うんです。それで、本来住民や患者の方から病院への苦情等が出たときにどのような対応をされるのかということを知りたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 病院で医療行為に不満を持ったときにはどうするのかということですが、これは、まず第一義的にはやっぱり病院の問題としてしっかりと説明責任を果たさなければいけませんし、また、よりよい治療ということに心がけていただかなければいけないと、このように思っております。

町の方にこういう話を聞いてほしいと行ってこられたということは私も聞いております。後段でおっしゃったことについては職員に直接聞いたわけですが、そういうことを自分は話していないと。そして、同席した職員もいるので聞いてくださいと言っておりますので、私はそういうことは言っていないのではないかとこのように、職員を信じておるところでございます。

いずれにいたしましても、よくなっただけでいけないうけでありますから、専門的な知識を持った病院において立派な医療を提供してほしいという願いを持っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 医療等に不満を持った場合に、私は本当に地域に信頼されるというのであれば、そういうようなことに対してしっかりと誠実に対応していくことだと思うんです。先ほど町長は言われましたが、私は町民に対して公務員のとるべき態度は、言った、言わないの問題ではないのではないかとこのように思うんです。まず、こういう問題が起こったときには住民の立場に立って考えることが一番私は町の責任者として求められていることであり、町長も

きっと住民のことを心配されているというふうに私は理解いたしますけれども、その声が出なかったのは残念です。少なくとも住民の誤解を与えるような言動については、私は職員は考えるべきだということを町長に申し上げたいというふうに思います。

次、第3点目ですが、町長、時間がないので、後期高齢者が始まります。特に高齢者、75歳以上は介護保険、後期高齢者の医療費が、保険料が年金から天引きされます。今、独居高齢者の数を述べてくださいました。町の場合は、7割の軽減の方が、75歳の独居で77%を占めていくという問題。これを聞けば、所得の少ない人の方が多いというのはわかりますよね。

そこで一つお聞きいたします。私のもとに来ておりますのは、済みません、このことだけ聞かせてください。2カ月で6万9,516円の年金の方、介護保険がこの2カ月分6万9,000円から4,300円差し引かれます。この上に後期高齢者の保険料が天引きされることになります。これでは生活できません。町長は、広域連合の中では、生活保護にかかればいいとおっしゃいました。この方が自立していくためにも、少なくとも境界線の独居高齢者の世帯を把握して相談に応じるべきではないかということをお聞きして、質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 私も通告をいただきましたので、税務課の職員さんに、名前は伏せて、大体平均的な独居高齢者と言われる方々の所得水準というものはどの程度にあるのかということをお聞きしたら、それは一人一人全部違っとして、なかなかこれだといつては言えないということとでございますけれども、あなたの気持ちで大体こんなもんだなというような水準というものを教えていただけませんかということでお聞きしました。5人の方の例を挙げていただいておりますが、ちょっとひとつ一例だけ申し上げます。

いい方と悪い方と2例申し上げます。

90歳、男性、年金収入227万9,000円、総所得は107万9,000円、所得税2万4,900円、固定資産税3万9,300円、国保税が11万9,800円、そして、介護保険料3万9,100円、上水道1万5,000円、下水道2万8,350円。この方のいわゆる公的負担の率という御質問でございましたので、大体合計が26万6,450円になります。割ってみますと、収入に対して11.7%ぐらいの公的な負担でございます。

それから、もう1例、今度は収入の低い人のことを申し上げます。83歳、女性、独居高齢者でございます。年金収入だけでございます。42万8,432円。この方は固定資産がありまして、4万5,300円、固定資産税、国保税3万2,300円、介護保険料2万6,100円、上水道1万3,800円。以上で11万7,500円が公共的な料金支払い、公的負担ではないかなと思います。

11万7,500円。この方についていいますと、27.4%が公的な負担率ということになるのではないかというように思っております。

いずれにいたしましても、高齢社会を迎えて、後期高齢者の医療制度は悪評が高いわけですが、これも、これがこの4月からもう始まるように法律で制定になっているわけでありまして、私どもとしては何としてもこの制度が円滑にスタートするよりほかに方法がないわけでありまして、これへ反対してやめて条例を否決されますと、早速4月1日から後期高齢者の方の医療は保障できないわけでありまして、したがって、法律で決まったものですから、これは粛々と準備を進めて、できるだけ円滑にスムーズにその施行ができるように準備を進めるということが大事ではないかと、このように思っております。

高齢者の世帯の公共料金を先ほど申し述べて、大変厳しい状況になっているということはよく理解できます。そして、こういう方からまたさらに年金から保険料の徴収をするということもございますから、相当厳しい状況がさらにまた厳しくなるということであろうと思います。そういうことに対応しましてさまざまな軽減措置や、あるいは保険料の凍結だとか、そういうことがなされております。そういうことも含めて、トータルで高齢者の皆さん方の御相談に乗って、その人の立場に立って、またいい方法、いい方向がないのか、安くお支払いできる方法がないのかというようなことは十分対応していきたいというように思います。ただ、制度の仕組みとか根幹をなすことについて、町の方でこれを変更して対応するというようなことには、これはならないわけでありまして、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で14番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 休憩に入りたいと思いますが、若干午後の日程の関係がございますので、再開は13時15分再開をしたいと思っております。御参集賜るようお願いいたします。休憩いたします。

午後0時35分休憩

午後1時15分再開

○議長（森岡 幹雄君） 予定の時間になりましたので、会議を再開いたします。

赤井議員の質問に入ります前に、町長の方から、先ほど真壁議員に対しての答弁の中で一部訂正をしておきたいということがあるようでありますので、病院の関係での答弁でありますので、許可をいたしましたから、町長の方から訂正答弁をしておいていただきたいというふうに思いま



す。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど真壁議員の方から病院に苦情があったということについてお答えをしたわけですが、お昼休憩に改めて職員に聞きましたところ、若干私が答弁したこととニュアンスが違って受けとめられたのかなと思ったりしましたので、改めてちょっとそのときの状況を御報告をしておきたいと思います。

病院の術後の経過が思わしくなくて、やっぱり町長にそのことを聞いてもらいたいというお気持ちだったようでございまして役場の方に来られたそうでございますけれども、たまたま私が入札で不在でございまして、総務課の職員が2名でお聞きをしたわけでございます。術後の経過が思わしくないというようなこと、また、病院の対応が悪いというようなことについて苦情があったようでございます。そういうことを聞いた職員が、この件は、それでは病院にきちんと伝えて、病院から説明をさせますと、このように言ったそうですけれども、来訪者の方が何度も、もういいということをおっしゃられたそうでございます。しかし、病院に話を伝えることの目的は、やっぱり町民の皆さんに信頼される病院であってほしいということ、また、こういうくさいものにふたをしたような形で終わってしまえば、結局それが、真壁議員が先ほどおっしゃった、評判が悪くなるですか、そういうことにもなって、赤字になれば、周り回って、結局町民の皆様にご迷惑をおかけすることになります、だから、病院に伝えて、病院からきちんと対応をしていただきたいと、こういうことを話したということをおっしゃっております。趣旨が違うということでございまして、その後、病院の方にそういうことを当日伝えて、早速病院の方で対応をしていただいたということでございますので、補足してちょっと訂正をさせていただきたいというように思います。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁の補足がございました。

一般質問を続けたいと思います。

4番、赤井廣昇君の質問を許可します。

赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

まず、1番目には緑水園の指定管理でございます。2番目に、厚労省の中医協の審議委員についてでございます。3番目としましては、人口対策と増収対策について。以上3点について質問させていただきます。

まず、緑水園の指定管理についてでございますが、平成15年9月の改正自治法の施行に伴い、

平成18年4月から、緑水園が南部町地域振興会の指定管理で運営されております。現在の指定管理は平成20年度末で一たん指定管理が終了し、継続して契約の更新をすることになると思います。指定管理のあり方等に疑義があり、3点質問いたします。

1番目といたしまして、他市町村の首長は、住民から疑義、疑念を持たれるような行為は厳に慎むべきとおおむね指定管理の代表者になっていない。しかしながら、当町は町長が緑水園の理事長となっております。民法108条、双方代理の禁止、自治法141条、142条等で首長の兼職禁止、兼業の禁止条項等について、問題ないとする根拠は何か、町長の御所見をお伺いいたします。

2番目としまして、緑水園には常務理事さんが当町議員さんになっておられます。しかも有償でございます。相当の報酬が役員報酬として支払われておるようでございます。この常務理事さんが取締役で、議会におられて、南部町の議員と、それから指定管理の理事さんで出ておられることは、議会運営の公正を保つためにも、また、一般的に社会通念上あり得ないことであると私は考えております。これについてはいかがでございますでしょうか。また、自治法92条の2等に抵触し、失職するように私は考えます。町長の御所見をお伺いいたします。

3番目は、常務理事が設置されてこられました。参考までにお尋ねするところでございますが、それによってどういうぐあいに改善され、どういう効果があったのか、実際の状況等についてお尋ねしてみたいと思います。

2番目の質問で、厚生労働省の中医協審議委員についてお尋ねをいたします。

町長が同会出席のため、たびたび町長室の不在がございまして、多忙ぶりをうかがうことができます。八面六臂の御活躍は結構なことと思われ、御同慶に思います。しかし、実際、町長室に在室の表示を見ることがないと言ってもいいほど不在の日が多うございまして、中医協出席のためばかりではなく、広く一般に公務等で御多忙とは存じましてございまして、しかし、好感評価より、むしろやゆし非難する考えの方が大勢を占めているように思います。実は私も、本来町民に軸足を置き執務いただくことが、町地域住民によりよいものだと思います。そこで2点質問いたします。町長の職務とはどういうことでございますでしょうか。また、頻りに上京されても、町長の職務遂行上支障等があるのではと懸念もしております。そういう問題はないのでしょうか。

なお、平均月二、三回は同委員会が開催されているようでございます。町長さんの御出席の実態というものはいかがでございますか。医療関係の専門家や大学の教授等々、大変造詣の深い方々が委員として活躍されているようでございます。権威ある、高い識見を持たれる方の委員会と聞いております。また、同委員会においてたくさん諮問され審議されているようですが、多くの

問題を抱える自治体病院を持つ自治体の町長として、こういった問題や事柄について意見を述べてこられたのか、また、それが当町にどういうぐあいに役立っているのかをお尋ねしてみたいと思います。

2 番目といたしまして、本来業務である町長職務の遂行に支障を懸念しております。ちなみに今日まで何回招集があり、何回出席されたのでしょうか。また、委員を就任された経緯と、町地域、また町民に対して、その客観的効果についての御所見をお尋ねいたします。

最後の質問でございますが、人口対策と税収増の対策についてお尋ねいたします。

御承知のとおり、東国原宮崎県知事は、疲弊した宮崎県蘇生、再生したい思いから、元芸能人の知名度を生かし、就任以来獅子奮迅の御活躍で、知事として活動しておられます。そして、宮崎県を守り立てていきたいと、どげんかせんといかんと県民の先頭に立ち、宮崎県の観光客誘致や産業、産物等のPRに渾身の努力をされている姿がメディアで紹介され、涙ぐましい努力をしておられることがすごく感銘を受け、また、その効果も莫大なものがあるように言われております。

当町は若者を中心とした定住対策等を中心に、人口増の努力をさせていただいていることは承知しております。しかしながら、同僚議員がきのうから本日にかけまして質問にもありましたように、団塊世代の受け皿の施策が急務であるように考えます。団塊世代の大量退職者が生まれる今日、南部町のPR、売り込みにも力を注ぎ、Uターン、Iターンの方々の受け皿の環境の整備が急務で、喫緊の課題と考えております。当町の税収増を図るため、また、困窮する財政の立て直しにも、ありとあらゆる有効な手段で、全国を対象としてインターネットやメディア等を活用し、当町に呼び込むPR等が必要かと考えます。そうした面に我々にはほとんど映りません。十分の施策を講じて財政の立て直しを論ずることは是が非でも必要だと思えます。大変困難なことは十分承知をしておりますが、今こそ執行部はもとより、町民の英知を結集、一丸となって、都会での団塊世代の退職した方々を迎え入れる施策・体制づくりが肝要と思えます。残念ながら、そうした積極的な行政の取り組みの姿勢が非常に希薄に思えます。早々に関係課を中心にプロジェクトの立ち上げ、人口増や税収増を真剣にとらえ、必死な生き残り、自立のまちづくりが課題だと思えます。町長の認識をお尋ねいたしたいと思えます。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしまいたします。

最初に、緑水園の指定管理についてでございます。

首長の請負に係る兼業禁止規定は、地方自治法第142条に定められております。請負とは、広く地方公共団体に対して物件、労力を供給する契約を指すものであります。指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を得た上で、地方公共団体にかわって行うものであり、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではなく、法律上、指定管理者制度は請負には当たらないと解されております。首長の兼業の禁止規定には適用されないものであります。地方公共団体と管理受託者との関係は管理代行という形であり、公の施設を完全に民営化するのではなく、最終的な管理権限は地方公共団体に残したまま、実質的な管理を指定する法人または団体にゆだねるという行政処分の一つであります。

緑水園の指定管理について、常務理事に議員が就任されているがということでございます。お答えをしてみたいです。

緑水園の運営の主体であります財団法人地域振興会は町が出資して設立し、その経営に関して町が責任を果たす意味から、理事長を町長とし、副理事長に議長、専務理事に副町長を初めとして、主に町と議会から選任いただいた議員さんから成る10名の理事会で責任を持って運営しているものでございます。その中で、景山議員さんには常務理事としてその役割を果たしていただいているところでございます。緑水園の常務理事への町会議員の就任は法に抵触していないかとの御質問でございますけれども、議員の兼業禁止規定には抵触しないと解しております。

御承知のように、地方自治法第92条の2の規定により、議会の議員は、地方公共団体に対して請負をし、また、請負をする法人の役員たることができないと規定されていますが、先ほど御説明いたしましたように、指定管理者は、地方公共団体の指定という行政行為に基づき公の施設を管理する権限が与えられることとなるため、地方公共団体と指定管理者との関係は私法上の契約関係ではないので、請負に当たらず、したがって、議員が指定管理者の指定を受けている団体の理事に就任することは、議員の兼業禁止について定めた地方自治法第92条の2の規定に抵触しないと解釈されています。

報酬ですけれども、常務理事として財団法人南部町地域振興会から年額200万円をお願いしているところです。また、常務理事の職務は、財団の日常の業務である常務を理事として担当されておられます。主な業務として、日常の営業業務の統括管理、支払い管理、職員管理を初め、財務分析、売り上げ計画や原価率などの数値管理、経営環境の分析や経営ビジョンの立案など、財団運営のかなめの業務でございます。

そして、その常務理事を配置してどう改善されたかと、どう効果があったのかということでございます。

平成18年度に指定管理者制度を導入し、地域振興会の機構改革により、年度当初より人員の削減や各施設の常駐人員体制の見直し、常勤役員の設置、施設の整備と集約、企業会計システムの導入を実施して、経営の健全化に向けて取り組んでこられました。効果として、常務理事は中小企業診断士という資格をお持ちであり、町が地域振興のために100%出資して設立した公益法人である地域振興会の今後の経営について、中小企業診断士の専門的な資格と深い知識や豊かな経験に基づき、常務理事として実質的に経営に当たっていただいております。就任をいただいた平成18年度は、経営の健全化に向けた取り組みをされた結果、収支は477万円の黒字を計上され、長年続いた赤字経営からの脱却を図ることができ、経営健全化に大きな成果を上げられたことは9月議会で報告したとおりであります。また、19年度においても黒字決算が見込まれると伺っておりまして、常務理事を配置して取り組んだことが経営の健全化につながり、実質的な責任者として適任者を配置してよかったことであり、大変喜んでおります。今後も引き続いてこの組織体制で運営をしていきたいと考えております。

次に、私の厚労省の中医協審議委員について質問をいただきました。

中央社会保険医療協議会は、中央社会保険医療協議会法の規定により政府に設置された審議会場で、厚生労働大臣の諮問に応じて、健康保険や国民健康保険などの診療報酬や薬価、保険給付の範囲などを審議し答申する機関でございます。この協議会は、健康保険組合など支払い側を代表する1号委員7人、医師、歯科医師、薬剤師など診療側を代表とする2号委員が7人、公益を代表する委員6人、そして、製薬会社や看護協会など専門委員として10人の、合計30人で組織されております。

私は専門委員として全国町村会から推薦をいただき、厚生労働大臣より、平成18年11月から2年間の任期で辞令をちょうだいいたしました。診療報酬は2年に1度の改定ルールとなっております。前回が18年でしたので、ちょうど20年の診療報酬改定の審議に携わってまいりました。会議は専門部会と総会とに分かれて開催されますが、私は部会には所属していませんので、総会のみ参加となります。就任以来、18年度に総会が9回招集となりまして、5回出席しております。19年度には今日まで23回招集となり、17回出席しております。会議は公開で行われ、毎回100人以上の傍聴者があり、その議事録はホームページなどで公開されていますので、ごらんいただきたいと思います。

さて、町長の職務の遂行に影響がないのかということではありますが、これは副町長さんや課長さんなど、職員の皆さんに留守を支えていただいているからこそ出席できるわけでありまして、いつも感謝をしております。影響が全くないとは言えないと思いますが、できるだけ影響がない

ように、連携を密にして頑張っております。会議が午前中に開催されますので、早朝の飛行機で上京し、お昼の会議終了後トンボ返りで帰町して、その日に回ってきた決裁書類などは、夜何時になってもその日のうちに決裁することとするなどいたしまして、事務が停滞しないようにしているつもりでございます。

次に、当町に役立つことは何かということですが、大きく言えば、私は国民皆保険制度が持続可能なものとして発展していかなければならないというスタンスで臨んでおりますので、そのようになれば当町にも大いに役立つものと思います。別な観点から言いますと、従来、他の町の町長さんにお世話になっていたわけでございますから、指名が来たときには、役立つとか役立たないなどということではなくて、お引き受けをいたしまして、町村の立場から診療報酬についての意見を述べなければならない義務があると考えております。

具体的には、中医協で決定となった事項について、また、審議の方向などの情報について、西伯病院や県立中央病院、鳥取県などにお知らせをするとともに、病院現場での意見を徴集して、審議会の方や委員の皆様、厚生労働省にお伝えするようにしていますので、最新情報の入手と現場の意見をダイレクトにお伝えできることが、当町にとっていささか役立っているのではないかと思います。

次に、診療報酬については、地域医療の担い手である自治体病院の医療環境が極めて厳しい昨今ですから、病院の診療報酬について評価を手厚くするような立場で議論を行い、結果として、このたびの診療報酬改定においては、本体部分を医科と歯科で0.42%、調剤で0.17%として、本体部分は0.38%の改定率とし、2月13日、厚生労働大臣に答申をいたしました。薬価の改定などがマイナス改定となっておりますので、全体の改定率ではマイナス0.82%となりましたけれども、6年連続で診療報酬の削減が行われてきた厳しい状況の中で、わずかでも本体部分がプラス改定となったことは、委員としてかかわった者としてささやかな喜びを感じているところでございます。また、医師不足などから、勤務医に配慮して、200床未満の病院の再診療をわずかではありますが引き上げるなどしてきたところであります。このようなことが当町のために少しは役立つことと言えるのではないかと考えております。

次に、人口増と税収増対策についてであります。

南部町総合計画の将来指標では、平成38年の本町の人口は1万1,430人に減少すると試算されております。そうした状況を踏まえつつ、積極的に定住促進などの人口対策に取り組んでおります。平成6年以降の団地造成数は、四季団地、大国田園ハイツなど、10団地、358区画を数えます。増加世帯数は261世帯、増加人員は873人となっております。このうち、

リースホールド方式、定期借地権を利用した定住施策を3カ所で実施をいたしまして、若者の人口流出の歯どめと、町外からの人口流入に一定の成果を得ていると感じています。

本町の人口、世帯動向を検証しますと、過去4年間の転出者が1,286人で、転入者が1,355人となっており、転出者より、町外からの転入者の方が69人多くなっております。また、リースホールド方式の3事業による町内転居者、これは流出予定だった人でございますが、26人いることから、結果として、町外への流出防止人口26人、町外からの流入人口69人、合計95人を拡大確保したことになります。このような結果から判断してみますと、議員がおっしゃっています、成せば成る、成さねば成らぬ何事も、成さぬは人の成さぬなりけりでありまして、施策を実施しなければこのような効果は生まれていなかったわけでありまして。今後も公有地を初めとするさまざまな土地の有効利用を、若者の定住対策を目的として実施していく必要があると考えております。

次に、U・I・Jターンについてでございます。

鳥取県におきましても人口60万人を切って、移住・定住施策が緊急の課題となっております。鳥取県は移住・定住サポートセンターを設置し、ホームページを立ち上げております。そこから南部町のホームページへもリンクしており、移住、定住に関してのまとまった情報を全国に発信、PRしております。また、本町では地域振興協議会などから空き家情報をいただき、貸し主、借り主との仲介、相談を受けております。最近では県内外からの問い合わせも多く、相談者の多くがいわゆる団塊の世代の方で、退職後の移住を考えておられます。今後ともより一層の情報発信と情報収集によって移住希望者を発掘し、成果を上げるよう努めてまいります。

次に、税収増についてですが、固定資産税、町民税などの税収及び地方交付税は、人口の増減が大きく左右します。そのために、町としましても人口の確保は重要な課題として、いろいろな施策を講じております。御存じのとおり、本町では定住促進奨励金を制度化し、固定資産税相当額を5年間交付することを実施しております。このことにより、初期の税負担の軽減化を図り、より住みやすい住空間の提供ができていると考えております。ちなみに平成18年度対象世帯は90件、約630万円交付しております。

また、地方交付税につきましては、普通交付税以外に、頑張る地方応援プログラムといった特別交付税があります。これは、平成14年の転入者人口と平成17年の転入者人口の増加が全国平均以上になっている団体に割り増しがあるといったものでございます。本町では、本年度約600万円が割り増しされました。なお、この金額は、鳥取県の全市町村の中でも群を抜いてトップだということを紹介しておきます。

このように、県内市町村では、本町以上に人口の減少が加速して歯どめのかからない状況となっております。先ほど申し上げました南部町の定住対策も成果を得ているところでもありますけれども、少子高齢化などによる自然減の数が大きくて、町全体での人口の維持にまでは至っていないわけでありまして。今後とも人口の維持拡大に向けて、少子化対策や住環境の整備、移住・定住支援などの多様な施策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

今、町長の方から大変御丁寧に御説明いただきましたが、若干私の理解のできないところがありますので、質問させていただきたいと思っております。

まず、1番に質問いたしました緑水園の指定管理についてでございます。これの法律の解釈で全く問題はないという形で、引き続いて新しい年度についても、新しい年度といいますか、指定管理の更新についても継続していくんだということを表明されたわけですが、先ほどその中で2番目にお聞きしました、議員が常務についていらっしゃる関係で、これは法律の方には抵触することはないと言明されましたが、しかし、よくよく考えてみますと、町長、法律の中で、先ほども私申し上げましたんですが、自治法の92条の2に抵触しないかということもお尋ねしたんですが、これは大丈夫だとおっしゃったんですが、これをよく考えた場合、これから予算審議も始まるわけですが、予算等の審議にかかわる議員さん、要するに自分が受益になる会社といいますか、指定管理のところについての予算審議にそういう議員さんが入られて議決をされるということは、大変に常識的には考えられないと思うんですが、その辺は町長のお考えはどうでございますか。よその町村等についても私お尋ねしましたら、当然そういう不合理な話はないんだというように聞いております。町長の見解では、うちとしては問題ないとおっしゃったんですが、どこで問題ないのか、教えてやってくださいませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） どこで問題になるかということですがけれども、法律的にそういうことは問題ないという解釈をしております。これは地方議会事務提要のページ、1454ページに出ているのでございます。そういうことを思って、問題ないというように言っているわけでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今、町長さんは問題はないとおっしゃったんですが、専門的な法律の部分については大変に疎いもんで申しわけないわけですが、他町村での取り扱いの中でそ



ういう疑念を持たれるような中に議員さん方が籍を置くということは大変に不穏当だという判断の中で、大抵の町村では実際この指定管理等について十分な配慮をなさって、指定管理さえ外していらっしゃるのが実態だと思うんです。そういう中で南部町の場合は、議員さんで、先ほどおっしゃったように200万もの有償で理事をなさっている議員さんがあっても、しかも、その議員さんが議会の中で予算等の審議に加わるということにも問題ないというようにおっしゃったわけですが、これは間違いないわけですね。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 私はよくわかりませんが、疑念を持たれるようなところに籍を置くという、そのこのところ、くだりがわからないわけでありまして。なぜかと申しますと、私自身が理事長をしております。それから、多くの議員さんが理事さんとしてかかわっていただいております。ずっとそういう形態でやってまいりました。それで、理事責任で、全体でこれは経営について責任を負っております。そういう経営を、特別知識や経験のおありの理事の中から一議員さんを選んでお願いしているという立場でございまして、その人一人をとって問題があるというようなことにはならないのではないかとこのように思うわけです。というのは、半常勤のような形で経営にかかわっておられるわけですが、非常勤でも、ほかのここにおられる議員さんで理事でお世話になっておられるわけございまして、責任は一緒なわけでありまして。そうすると、基本的な地域振興会の構成ということですね、これを問題になさるなら、またそれはそれで理解はつくわけですが、その一議員をとらえて、それが問題だということには私はちょっとわかりにくい、納得がいかないわけでありまして。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今、町長さんの御説明で、他の議員さんも理事に入っていらっしゃると御説明をされましたが、これは無償の議員さんであって、無償ということは、すなわち直接の利害がないわけですよ。有償の議員さんということは、利害関係が出てきますよね。（発言する者あり）だから、実際にそれだけを有償で、その報酬をいただきながらその理事に籍を置くということは、当然他の議員さんと同列に論議するということにはならないと私は考えます。その辺について、もう一度ちょっと御説明いただけますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） よくわかりました、おっしゃっている意味が。利害がないというところに誤解があるわけでありまして。報酬をもらってなくても経営責任はあります。ですから利害があるわけですが。報酬があろうがなかろうが、利害がついて回るとこのことございまして。ですか

ら、報酬を得ていようが得ていまいが、それは関係がないわけであります。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 参考まででございますけど、正直なところ、同僚議員さん等の中でもやはり若干取り扱いに疑義があるじゃないかということは私も耳にしておるわけでございまして、私一人が別にこれをおかしいと言ったわけじゃございません。ということは、町民の大方の方もその辺については御理解いただけると私は判断しております。これはもうこれ以上論議しても町長の見解を変えられるということはないと思いますから、これ以上追及はいたしません、しかし、おかしいものはおかしいんだということで、もっともっと角度を変えて調査をしていただきたいなど。どっちにしてもこれが法律に抵触しないということを、今、町長は御答弁なさったわけですが、これについてはもう間違いのないわけですね。よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ここにメモをいただいております。利用料金制をとる市町村の公の施設の指定管理者の理事への議会議員の就任と兼業禁止との関係ということでございます。これは先ほど申し上げましたように、地方議会事務提要、ページ、1454ページに掲げてあることのようにございます。公の施設の管理を行う指定管理者が利用料金を収入することとしている場合、議員が当該指定管理者の理事に就任することは議員の兼業禁止の規定に抵触するかという質問であります。

指定管理者は、地方公共団体の指定という行政行為に基づき公の施設を管理する権限が与えられることになるため、地方公共団体と指定管理者との関係は私法上の契約関係ではないので、議員が指定管理者の指定を受けている団体の理事に就任することは、議員の兼業禁止について定めた地方自治法92条の2の規定に抵触しないと、こういうように書いてあって、これを根拠に、法律的には問題ないのではないかと申し上げているわけです。

ただ、他の町村ではそういう例がないというようなこともおっしゃいますし、議員各位がそういう審議を一方ではして議決をするという立場から、そういうことは自粛せんといけんというようなことなら、これはこれでまた別な考え方があると思います。ただ、今までできてからずうと町長が理事長、議員さんが理事というような体制でやってきましたので、改めてこう聞かれると何か悪いことでもしてきたのかなというような気もするわけですが、せっきくの機会ですので、議会の方でもそういう地域振興会の体制というものについて検討いただいて、御意見もいただければ、また検討はしてみたいというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（４番 赤井 廣昇君） １点だけ確認しますが、町長、今、御答弁の中は、議員さん方が役につかれることについて無償だとか有償ということについてはいささかも問題のないことなんですね。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。有償か無償かということについては、私は問題はないというように理解をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） ４番、赤井君。

○議員（４番 赤井 廣昇君） いずれにしましても、今、町長の御答弁の中に、やはりこれからまた審議をして、場合によってはこのあり方も考えねばならないんだということをおっしゃいましたから、そういう前向きな形で町民から議会というより、この指定管理の関係等について公正を期するという意味で、疑念やそれから疑義を持たれるような部分は厳に慎んでいくのがやはり議会のあり方だと思いますので、そういう前向きな形でこれから慎重な審議をしていただいて、２１年から新たにまた指定管理の更新のことが出てくると思いますので、それまでにそういう形を取り組んでいただければとお願いして、この問題は置きます。

それから、２番目の厚生労働省の中医協の審議員についていらっしゃるということについてちょっとお尋ねいたします。

先ほど同僚議員でございます真壁議員さんの方に御答弁なさったときに、診療報酬等について審議する団体というか、委員会だから、町の問題あるいは自治体病院等の問題についてもこの中では協議するようなことはないのってという言い方で御答弁なさったように思いますが、しかし、したがいまして、社会保険協議会法に基づいてこの審議会というものは設置されているようでございますが、これについてどうも見解が違ような気がいたしますが、その中には私が見ましたところ、報酬の関係等の審議だけでなくって医療についてかなり全般的な質疑が行われて答申されとるようにネット関係に出ておりますが、どうでございますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど演台で申し上げましたように、中央社会保険医療協議会法という法律の規定に基づいて設置された審議会でございます。それで、診療報酬を決定する権限があるということでございます。その診療報酬を決定するに当たって、医療の現状といったものを当然調査もしますし、その報酬が果たして現場の実態を反映したものなのかどうなのかというような観点から、あらゆる角度から審議がなされております。それで、ただ私は政策を論ずるところではないということを言いましたけれども、一番今の我が国の社会保障制度の大柱というものは、

経済財政諮問会議ですか、ここで大枠が大体決まると。そういう大枠を受けて、今度は社会保障審議会というところで診療報酬は何ぼ以内に抑えるということが決まるわけです。ですから診療報酬をこじは5%、6%上げて、自治体病院を何とかするようにしようというようなことを思っても、もう最初から枠がはめられておりますのでできないわけです。中医協の中ではその枠の中で今ちょっとむだになっているような部分は合理化して、そして必要なところに配分をしようというような作業をするわけです。御理解いただけましたでしょうか。そういうことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） わかりましたが、たまたま先ほどの真壁議員さんの質疑の中で町長の御答弁がそのような形で診療報酬等について審議するんだというやに御答弁なさったのを私聞いたもんですから、私の若干の解釈の違いといいますか、そういうもんだったかもわかりませんが、そういうようにとらえたもんで新たにお聞きしたようなことでございます。

それから、3点目の質問いたしました人口増と税増収の対策についてお尋ねいたしましたわけですが、済みません。もうちょっと先ほどの中医協の問題の方にちょっと返らせていただきます。

制度の関係で皆保険を持続発展していかなければならないという視点の中で、この審議会の方に町長さんは御出席なさっていろいろ御意見を述べていらっしゃるようにお答えになりましたですが、それでおかつ今のこの審議会は、そういう医療問題全般についてとかく意見を交換するような場じゃないというようにおっしゃったわけですが、しかしながら時間を割いて町の本来業務までも外れてこういう委員会の方に出席なさるわけですから、事あるごとにやはり町長の立場の中で地方自治体の抱える医療の問題等についても十分御提言なり御意見を交換していただいて、それが地域医療の改善等につながってくるような形で今後もお話をぜひともしていただきたいように思いますが、その辺については枠があるからだめだということではなくって、前向きな形でお話しなさるということはできないものでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。もちろん自治体病院を抱える南部町長が中医協の委員になって出かせせていただいておりますので、当然そういうことは発言しております。ですから、さっきそこで申し上げましたように、病院現場から先生方からいろいろ御意見をまとめていただいて、それを持って出て発言したり、いろんなことしております。

ただ、全体の枠というのを社会保障審議会というところがはめてくるわけです。ですから、そ

れが例えばことしはマイナス改定にせえと言え、もうマイナス改定にせざるを得んわけです。高い改定の答申をすることができないわけです。枠をはめられているということなんですよ。ですからその枠の中で、何とかおさめようとしますと、例えば長い間にわたって続けられてきた医療で、もうそろそろこれは、制度としてはあっても長い間の医療制度の中で保険適用があんまりされていないものとか、それからあるいは簡単なもの、例えばドクターが目点眼をすると、そういうものを何点というような評価をするわけですが、そういうものについても一遍合理的にふるいにかけ直して、そして先進医療だとか、そういうところに点数を配分すると。結果として、トータルとして社会保障制度審議会が言う枠内におさめるという作業をするわけですから、病院の問題や勤務医の問題、それからあるいは看護師の問題、それから先進医療の問題、医薬品の問題、それから後発医薬品の問題、もうありとあらゆることを検討するわけですから。審議をするわけですから。審議はしますけれども、トータルで示された枠内におさめたいけんということを言っているわけです。よろしいでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

先ほど途中であれしたんですけど、3番目の人口増と税収対策について質問させていただきます。

いろいろ現在の形の中の若者定住対策等で御努力をいただいている関係で、それなりの南部町としては他町村に比較しても人口増がかなり図られとると、前進しとるといっておっしゃいました。しかしながら、今現状としては、他市町村から見れば若干とも南部町はいいかもわかりませんが、少なくとも南部町の町内の実態を見ますと、あちこちに、町長さん、きのう御説明なさいましたように、空き地、空き家というものがたくさんある。その対策も考えていかないとということもおっしゃったわけですが、そういうようなことを見たときに本当に全体的に果たしてさっきおっしゃったような形の数字の増加が見込めとったのだろうかというやに思うわけですから。そして、いろいろ御努力はなさっていらっしゃるということでもございましたけど、インターネット関係でも県の方との連携をとってリンクしながら情報の発信はしてるとおっしゃいましたが、南部町の例えばUターンなんかなさる、定年退職なさった高齢の方が、一般的には60前後の方だと思うんですが、そういう方が退職なさって、南部町の方にこれはいい町だから住んでみたいというような気持ちを持って住めるような情報発信というものが実際になさっておられますでしょうか。私は恥ずかしいようでもございますけど、たまたまネット関係を見たときにもそういうものを目にした覚えがございませんので、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 南部町のホームページの方ですけれども、先ほど町長答弁にもありましたけれども、県の方が県下まとめた窓口となりまして、本町の分はホームページの方で土地情報ですとか産業情報、それぞれ分野がありますけれども、一番窓口はそういう情報は企画政策課の方から入っていただくと定住ですとか土地情報、空き家情報、そういったものに入れるようになっています。ただ、空き家情報につきましては、今、データ収集中でございまして、詳しいものは載っておりませんが、南部町の産業ですとか、そういう土地情報、そういうものは流しております。それが本当に県外の方が見られて南部町は非常に魅力的だというような、心を一気に動かすような題材かと言われると、若干インパクトは弱いかもしれませんが、そういった町内の情報というのはホームページの方で載せております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

今お聞きしましたらそういう形での情報の発信はしてるけど、決して十分かどうかということについてはそうだとは言いきれないというような御答弁だったわけですが、しかしやはりこういういいタイミング、要するに一般的に見ますと本当に世の中が景気が大変に今、低迷しております、経済も苦しい中でございます。そういう中で、これは南部町のみならず、他の市町村とも同じことですが、税収が落ちるとして大変に自治体の運営に厳しいものがあるのが実態だと思います。ですから、こういういいときをとらえて、南部町にぜひとも住まいをしていただけるような大々的なPRというのは絶対に不可欠だと思います。それが行政に担当されます職員の皆さんの大きな使命だと思います。町民の福祉の増進につながっていただくことでもございます。税収関係があるかないかによって、この住民サービスができるかできないかにかかわってくるわけですが、そういうことから見れば、もっともっと積極的な形で、本当に南部町っていうものは大変に退職された後でも住んでみるに値するような、住みやすい町なんだ。しかも人間関係も大変にいい関係にあって、人間関係もよくできたとこだというようなことが、ただ経済的なことばかりではなくって、大事なことだろうと思います。それから、学校等につきましても、県内県外を問わずいろいろ問題が起きておりますが、やはりそういうもとでは問題も聞いておりませんので、学校関係でもこういう大変いい学校教育もやられてるんだというような話も、どんどんそういう積極的なPRの中に入れていって、全国的に情報の発信が必要かと思しますので、ぜひとも本格的なプロジェクトを立ち上げてでもその情報の発信に御尽力をいただきたいと思います。その辺はどうでございますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。議員おっしゃられるこのタイミングというのも逃すものでもありませんし、先ほど来から話しておりますように人口増というのは本当に重要な課題でございます。県の方もそういった情報発信のセンターもできまして、具体的にもう南部町の方に問い合わせも来ております。答弁の中でもあったかと思いますが。そういった形、南部町のホームページを見られた方がすぐどうだこうだということじゃなくて、問い合わせという形で現実に来ておりますので、そういうもので直接お話をしたり、現地の状況をまた報告したり、県も通じて情報を流したり、御本人さんとのやりとりをしながら進めております。プロジェクトという話もございましたけども、そういう組織的なものも考えながら強力に進めたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

ぜひとも積極的な形で取り組みをお願いしたいと思います。これが最終的には町民の福祉の増進につながってくることは明白でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

まだ若干時間あるようでございますが、私の質問させていただく事項はあらかじめ終わりましたので、本日、質問はこれでもって終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で4番、赤井廣昇君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。これにて質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（森岡 幹雄君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

2月21日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告いたします。

ここで10分ほど休憩をとって質疑を続行いたしたいと思いますので、10分余り休憩をいたします。再開は2時30分といたしますので、御参集賜るようお願いをいたします。休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

---

#### 日程第5 議案に対する質疑

○議長（森岡 幹雄君） 議案に対する質疑を行いますが、12日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、質疑が中途となっております議案第34号の一般会計の予算からであります、時間も相当経過をしております。町長、副町長が委員会に出席をいたしませんので、特に基本的な事項等について十分質疑をいただくようお願いをしておきたいというふうに思います。そして、所管の委員会のことについてはできるだけ所管の委員会で詳細、微に入り細にわたり検討いただく必要がございますので、そのことを踏まえて質疑を賜れば大変議長としてありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

特に今申し上げましたように、町長、副町長に対しての質疑は、本会議でしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

議案第34号、20年度の一般会計。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 当初予算案の説明資料の6ページ、地域振興基金について質問いたします。（発言する者あり）説明資料の方です。

今まで2年間かけて1億円ずつ積んでいたものに加えて来年度新たに20年度に8億円を積みまして合計10億円の基金造成をするということで、その説明の中で、2億5,000万円ずつ学校施設の大規模改修を考慮するというふうに説明されておりますが、この学校施設改修の全体をどの程度見込んでおられるのかということが第1点です。

それから第2点目は、歳入、これちょっと場所指定しませんけれども、歳入の問題で道路特定財源の問題です。これは今、国会でも議論になっている問題ですけれども、町長の見解をお聞きしたいと思いますが、元鳥取県の片山知事は、道路中期計画について首長さんたちがこの計画を丸飲みするような道路特定財源の維持を言っておられるのはおかしいのではないかと、地方道路整備は理解できるけれどもというような発言があつてと思うんですが、この点、町長の見解をお聞きいたします。

それから、これは指定しなくてもいいと思いますが、さくら基金についてです。これは町のさくら基金というよりも、ふるさと納税制度についての見解をお聞きしたいと思うんですが、結局、地方の財源不足を個人の寄附で賄っていかうというような考え方について、本来の本筋のあり方ではないというふうに私は考えているんですけど、この点の町長の見解をお聞きしておき



たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。御質問が当初予算の説明資料ということでございますので、6ページの地域振興基金について御説明いたします。

6ページのグラフの上にあります、議員の御質問は大規模改修を考慮し2億5,000万/年度、1年間に2億5,000万というものを計算に入れているということでございます。これは事業規模にすると約4億ぐらいのことを考えておりまして、ただしこれは教育ばかりではございません。教育だけではありませんで、すべての予算を4億の投資的経費が必要だろうということを考えております。

それから、教育につきましてはこれまでも大分議論がありますけれども、この中で教育委員会の方がまとめております資料から察すれば、約10億の費用が必要であろうと考えております。したがって、単純に4億円を10億円で割って2.5年で終わらせるというものではありませんで、この中には道路等、すべての投資的経費も含めたものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、道路特定財源でございます。

道路特定財源について3月末で暫定税率が切れる。衆議院では10年間の延長が決議になったということであるように思っておりますけれども、実際問題、この影響、もしなくなれば我が町の影響額というのは、秦議員の御質問でもお答えをしてきたとおりでありまして、6,000万とか8,000万とかというような大きな金額が、今、予算を組んでおる20年度の予算から早速削減になるわけでありまして。加えて180号とか福成戸上だとかいろいろ道路改良、町内で予定してあるわけですが、そういうものも総体的に見直される、あるいは後に回されるということが推測できるわけでありまして。したがって、私は何としても財源を確保していただかんといけんというのがまず一番であります。間違いなくこれにかわる財源が確保していただけるものならば必ずしも道路特定財源にこだわるわけではありませんけれども、そういうわけにはならないわけでありまして、やっぱり鳥取県が高速道路で全国一番最下位、36%の整備率というようなことであります。これは命にもかかわります。大量出血して30分以内なら助かる率が非常に高いわけですが、それを超えると急速に死亡率が上がってまいります。そういうようなことからいっても、高速道路の整備といったものについて、国の責任できちんとやっていただかんといけんというのが私の考えでありまして、それを実現するためには道路整備財源が必要だと。した

がって、道路特定財源については確保していただかなければいけないということでございます。

片山知事は一般財源化というようなことを言っておられますけれども、これは立場がまた違って、慶応大学の先生になられたわけですから、理論的におっしゃっておられるのではないかと思います。鳥取県知事の中には鳥取県には道路がどうしても必要だということで、知事を先頭に私どもも何度も陳情行ったことがありますから、これは全く立場が違っての御発言だろうというように理解をいたしております。

それから、ふるさと納税制度でございますけれども、これも秦議員さんの中でお答えをしてみました。確かに財源を何とかしようという気持ちになれば、これはなかなか御指摘のような意見も当たっている部分があるかと思っております。寄附で何とか回していこうというようなことですね、財源を。そういう面も一部あるかもわかりませんが、そう悪い方にばかりとられずに、都会に出かけた人がやっぱりふるさとのことを思って……。

○議員（1番 植田 均君） 私は何も意見言ってません。

○町長（坂本 昭文君） いや、言われましたよ。

○議員（1番 植田 均君） 言ってません。

○町長（坂本 昭文君） ですから、やっぱりふるさとのことを思っていささかでもふるさとの町づくりに貢献したいと、そういう都市と地方の格差からいろいろなことが言われておりますけれども、そういうことにもいささかこたえる制度だということに御理解いただいて、前向きで対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

寄附で財源を調達どんどんするだというような趣旨からの基金ではないわけでありまして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 再度お聞きしたいことがありますが、先ほどの地域振興基金ですけれども、教育関係で10億を事業規模として考えているということですが、詳細は結構ですけれども、今議会で中学校の統合というようなことが問題になってまいりました。この10億の中に中学校の統合のところまで考えたことを入れているのかいないのか、その点を聞いておきたいなと思います。

それから、道路特定財源につきましては、今の中期道路計画、このことについて町長はどのように考えなのかという点を再度よろしくお願ひしたいと思います。

ふるさと納税制度について、私は本来居住しているところで税を払い、公共サービスを受ける

というところから考えると、そういうところを乱してしまうものだというので、私は本来、地方の財源というのは国が責任を持って交付税措置をしていくのが絶対本来のあり方だというので、これは本筋から外れたものではないかと思うんですけど、それは私の意見ですので結構ですけど、前の2点をよろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。10億の中には中学校に関する建設だとか、そういうものは考慮したものではありません。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。道路の整備の中期計画をどう考えるかということでございますけれども、これは向こう10年間の暫定税率を課すという根拠として、一応、たしか60兆円ぐらいでしたか、示されたものだというように思っておりますけれども、これは私はあくまでも大ざっぱな数字であって、本当にその60兆円必要なのか、あるいはもっと必要なのか、そこところはあんまり詳しくはわからないのではないかなと思っております。これはその年々の国会審議で、ことしこれだけ使います、こういう計画でやりますということを審議されるわけですから、10年先までのもんを今ここできちっと決めていくということではないのではないかなと思っております。で、60兆円の額ということでいえば、本当に気の遠くなるような額でございます。60兆円もなくても鳥取県の高速道路はできますので、そういうことからいうと、すごい額だなというのが私の印象でございます。

それから、ふるさと納税は、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、植田議員のおっしゃるとおりで、基本的には住むところで納税をして、そして公共サービスを受けるというのが原則だというように私は思っております。ただ、そういうこともありますけれども、しかし先ほど申し上げたような都市と田舎との格差の是正とか交流とか、そういう意味合いでこういう制度が設けられて、たしか上限が決まっていると思います。全額、住民税を全部南部町に送るといようなことはもうできないはずであります。たしか上限が、今ここでは覚えておりませんが、上限が決まっておって、その地域の行政サービスに主として使うということになっておるといように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 端と端から先にさせていただきます。この方でいきます。この方って説明資料で。これはこんなにたくさん附せん張ったら時間何ばあっても足りませんので、これはやめまして、この方で、順番にいきますのでお願いいたします。

まず、地方交付税が1億7,800万ふえてございまして、この説明では地方再生対策債が1億1,000万の配分で若干と。その中で地方応援プログラムで5,000万か6,000万減額になってますね。いろいろ頑張っておられて18年から19年は応援プログラムで5,000万入ったんですが、ことしはそれが何か目玉はされないでしょうか。それが第1点。

それから順番に行きます。8ページ、CATV施設管理費の保守、2,000万ぐらい出ますが、これは本年度はどこに委託されるのか、またこの委託料というのは今後どのような対応されるのか。ということは、例のごみの焼却場のいろんな委託料等でも西部、あそこの岸本の施設でちょっと不正が起きましたね。ああいうことがありました関係で、うちの2カ町の清掃組合のそういう委託料も入札にかけて公平性にいろいろやってやられたということを知っておりまして、これはこんなところで該当されるのか、今後の対応をどうされるのかということをもまず1つと、それから順番に行きます。

地方バス対策事業、これは運行事業、日ノ丸バスの分ですね、1,900万ことし上がってございまして、前年度比で、また乗車率は今どのようになっているのか。今後の方向、その乗車によっていろいろとちょっと問題が起きてくると思いますけども、どのような今、方向になっているのか、お聞きしておきたいです。

その下の定住対策、奨励交付金が見込みで97件でございまして。これは特にどこのところに、団地がたくさんありますので、どういうところに何件ぐらい建てるそうだとというようなことがわかれば教えていただきたい。

国際交流がハンリムとオハイオ州が行ってますが、ハンリムはすごい実績で、ハンリム大学から記念の何か賞状じゃないか、盾をいただきましたけど、オハイオ州もことしされますでしょうか。

最後の新規事業でラジオ体操、これはNHKの分だと思っておりますが、110万予算が入ってます。あのNHKが来て体操するのに予算が要るんかなと思ってちょっと疑問に思いましたので、こういうことで予算が要るということをお聞きしたいと思います。

それと、9ページのコミュニティバス、これ町営バスの分ですが、5路線の乗車率と前年度比に比べたら高くなってると思いますけども、このわけを教えていただきたい。

それから、民生費は僕の所管ですのでぼごと飛ばします。飛ばしまして12ページ、農林水産、学校給食食材供給推進事業、産業課ですね。この食材を供給し、地産地消を推進するということで29万4,000円ですけど、今の実際の実績人数を教えていただきたい。それを携わっている人ですね。

それと、真ん中の農地・水・農村環境保全向上活動支援事業358万6,000円入っていますが、中の内訳に共同活動14集落、営農活動1集落、営農基礎活動支援1集落、先進的営農支援1集落とありますが、わかればその中身も教えていただきたい。

その下のチャレンジプランも一緒です。トラクター1件、コンバインずっとありますが、どこに、どこの場所に、どういうところにこれを出されるのか教えていただきたい。

新規事業のため池防災・減災に関する経費って、この減災って何だろうなと思ってちょっと中身を教えて、字のとおりだと言やあそれまでですけども。

それと松くい虫が、黒丸の一番上、森林の保護ですね。樹種転換による植林と書いてありますが、予定樹種と何平米ぐらい予定されているのか。その下に丸の2番目の、松くい虫被害の薬剤を散布するって書いてありますが、これはやっぱり散布してほしいというところがあったんでしょうか。（「伐倒駆除」と呼ぶ者あり）

そうするとこれはその下の、一番最後の、産業課の下の森林、これは直接支払いですけども2団体ですが、どこの団体か教えていただきたい。

それと観光事業、フーちゃん、ユーちゃんっていうのは富有柿のことをイメージしてると思いますが、どういふときに使われるのか、それと町内景勝地の草刈り代、町内景勝地は南部町はいかほど、どこにあるのか教えていただきたい。

それと土木費で、だばっと聞かれた、これは植田議員とちょっと関連しますが、ここへ書いてある町道改修ですか、これらも全部道路特定財源にひっかかるかどうか。（発言する者あり）この書いてある、建設課の道路改修ですね。これらも、たしか南部町では5,600万か800万影響があるとは聞いてはいたけども、こんなのにもその道路特定財源というのが関連があるかどうか。

あと教育費、9番の教育費の14ページですね。不登校対策ですが、学校による不登校問題の不登校は今の実態を教えていただきたい。専門的知識を有するアドバイザーの派遣指導を受ける。どこからどのような人が来られるのか、教えていただきたいということと、その下の「さくらんぼ」の件。県が18年度をもって廃止になります。代替の支援施設を開設すると書いてありますが、今までどおりのとこでされるのかどうか。

それと、特別支援学校のとこですね、養護学校へ通学する人、これはどこですか、今、何人おられて、この運転委託はどこにされるのか教えていただきたい。

それと最後の図書館費ですが、図書購入費が413万3,000円、これは南部町図書館の分だと思います。蔵書数が5万7,677冊ですけども、県内ではこの南部町図書館はいかがなところ

におられて、私は大変優秀だと思っていますけども、中身を教えてください。

それに関連して学校図書費のことにお聞きします。それぞれの西伯小学校、会見小学校、会見第二小学校、法勝寺中学校、南部中学校のそれぞれの蔵書数と、これは予算、交付税措置がしてあると思いますけども、全部交付税措置で図書購入費が買われているのかどうか。それとそれぞれの学校の図書の入れかえが順次されているかどうか、以上です。1回しか質問しませんので終わりです。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。交付税についての御質問でございます。ページ数としては3ページの真ん中あたり、10款に該当するところです。本年度29億2,000万ですが、この内訳が27億5,000万の普通交付税と1億7,000万の特別交付税だというぐあいに御説明いたしました。その中で、ことしは頑張るが期待できないということを少し申し上げました。頑張る地方応援プログラムにつきましては、国の方針は昨年と同等並みだと、算定基準等も同じだということですが、南部町の方で算定しましたところ、17年度の税収と18年度の税収がことしの頑張るの指標なんですけど、落ちております。これはやはり固定資産税の過誤納もありますし、税収の落ち込みということもあると思いますが、どちらにしても落ちておりました、ここに説明しましたように減となるということを感じております。ほかの頑張るの指標が変わりませんので、頑張る地方応援プログラムではやはり少し落ちるんじゃないかというぐあいに思います。あと新しくできました地方再生の方で期待しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。たくさんいただきまして、路線バスの乗車率、ちょっとこれが手元に路線ごとのがないものですので、これちょっと時間をいただきたいと思います。

○議員（6番 細田 元教君） それは後でなら総務委員会の方に渡いといてください。

○企画政策課長（三鴨 義文君） そうしますと順番に、ケーブルテレビの委託先ですが、中海さんの方に委託しておまして、広域行政がどうかっていうことをおっしゃられましたんですけど、現時点で20年度そういうことは考えておりませんで、従来どおり委託先の方に線路維持保守お願いしたいと思っております。

それから、バスの関係ですけれども、路線バスの維持補助金1,952万8,000円ですけれども、中身は一応3種類ございまして、国庫補助路線というものと広域バス路線というのと新公共

交通体系路線という形がありまして、この国庫補助路線といいますのは東長田線、これが今回予定しておりますのが124万4,000円、それから上長田ほか法勝寺線、これが広域バス路線ですが1,340万5,000円、それから新公共交通体系路線、これは賀野線ですが487万9,000円、これを加えまして1,952万8,000円の予算を組ませてもらっております。

それから、定住の関係ですが、件数は全部で97件を予定しておりまして、5年間のこれは補助でして、新規で20年度に20件を見込んでおります。

それから、国際交流の関係ですけれども、この予算化いたしましたときにはオハイオもハンリムさんも両方のことを見積もりで考えておりましたですけれども、先日の役員会の中でオハイオさんの方は見送りにするような話が出まして……（発言する者あり）オハイオの、向こうの学校の先生の方から話が来たんですけれども、役員会の方で見送ろうかというような、向こうの意向がそうですので、そういう話がされたように聞いておりますが、予算立てしとる部分はオハイオとハンリムと両方の時点で予算をしましたので、計上しておりますのは両方の分ですしております。

それから、町営バスですけれども、見込みの乗車率は4.13人を見ております。

それから、これは条例の方でもお話いたしましたけれども2,350万円の経費ですけれども、このたび町営バスというふうに運行形態を変えましたので、100万ちょっとの昨年から見ますと増額になりまして、2,350万というのを予算化させてもらっております。（「ラジオ体操は」「教育委員会」「あれは教育次長かね」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） まんだこんな答弁中だがね、立てっちょうだがな。（発言する者あり）

○企画政策課長（三鴨 義文君） 続けて、議長、済みません。

○議長（森岡 幹雄君） はい。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 今の乗車密度のデータが来ましたのでお知らせします。東長田線ですが3.8人、法勝寺線が2.8人、上長田線が2.3人、上長田の峰経由が3.2人、大木屋線が3.3人、賀野線が1.5人という乗車密度になっております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。8ページの巡回ラジオ体操の112万3,000円の内訳でございます。これは花回廊の方で大体1,300人規模で行います。バスの借り上げ等で29万円、それから周知なりそういうようなビラといいましょうか、印刷の関係等で消耗品等々に63万円、それから手数料ということで、実はピアノ演奏ということに、ピアノを2台ということで21万円、大きなところでは以上のような経費がかかりますので、よろしく願いをいたします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。12ページの農林水産費の中の学校給食等食材供給推進事業の中の供給人数は何名かということですが、50名程度でございます。

それから、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業につきましては、共同活動、いわゆる集落で取り組む活動の対応が14集落でございます。それから営農活動ということで、谷川の集落が取り組んでおりまして、米の付加価値をつけるというようなことで、減農とか菜の花米などの取り組みをするとさらに奨励金が出るということですが、これが1集落でございます。

それから、チャレンジプランの事業がどこかということですが、トラクターの1件は法人でございます。それからコンバインは農村振興公社です。加工施設は会見の方です。カキの改植は果実部の方の取り組みになります。

13ページでございますが、松くい虫等防除事業の樹種転換につきましては、クヌギなどの樹種転換を行います。面積が約1ヘクタールを予定しております。それから松くい虫の被害立木伐倒駆除につきましては700立米を予定しております。

それから、済みません。森林整備地域活動支援推進事業でございますが、2団地につきましてどこかということですが、造林公社の西伯地区と会見地区2カ所でございます。

それから、観光事業の町内景勝地の草刈りということで上げておりますが、これはどこなのかということですが、殿山古墳と越敷山と小松城跡、天宮さん、4カ所が該当いたします。以上です。（「フーちゃん、ユーちゃん」と呼ぶ者あり）

フーちゃん、ユーちゃんは、11月の23日に毎年行っております全国柿の種吹きとばし大会に主に使いまして、あとはその前後にイベントに登場いたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。12ページのため池防災・保全体制支援事業のため池防災・減災に関する経費ということで、減災といいますのは、全く書いてあるとおりでございます。これは18年、19年に緊急ため池点検を行いまして、その中のたしか6カ所だったと思いますけども、危険ため池に、まだ指定までいっていませんけども、おそれがあるということで、県がその本調査をするということになっておりまして、それに対する負担金でございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。少しきちっとした数字は言えないところがあるのかもしれませんが、勘弁してやってください。



まず1点目、不登校対策事業でございます。これはスーパーバイザーのアドバイスを受けるといような事業なんです、島大の岩宮先生、ここ2年継続して受けておりますが、現在、不登校の子供は気になる子供が中学校で2名おります。あと、30日カウントしますと不登校という扱いになりますが、小学校でたしか2人ぐらいだったと思いますけども、3月段階で不登校の仲間入りっちゃうとおかしいんですけども、基準をクリアしちゃう子がいます。この子が少し心配でございます。そういう状況でございます。

それから、「さくらんぼ」の事業でございますがこれは事業概要の説明の仕方が非常にまずいなどと思っております。前の年をそのまま引き継いだんじゃないかなと思っております。十分な説明ではないと思っております。場所については19年度と同様の場所で開設をいたします。蛇足になりますが、米子で開設をして指導しておられた河津先生をそのままうちへ来ていただいておりますけれども、町内にできたことによって子供の出席率は非常に驚異的であると、米子のときに比べて非常に驚異的に数字が上がっていると。やっぱり身近なところにこういう施設があることはいいことだなということをおっしゃるところでございます。

それから、特別支援学校の通学支援事業でございますけれども、これがきちっと今、頭の中にございませぬが、昨年に引き続いてプラスともう新しい方がお二人だったんじゃないかなと思っております。運転委託の方はシルバーさんの方に御無理を申し上げております。介助員さんの方は看護師の資格を持った、きょうも団塊の世代という話、この間からございますけれども、そういう方をお願いをいたしておるとい実態でございます。

図書館の方でございますが、非常にアバウトな話をさせていただきますけれども、例えば蔵書数が鳥取県で一番だということでもございませぬ。あるいは貸出数が鳥取県一でもございませぬ。いろいろな数字を春、全県の書を見ますけれど、私の記憶に残っておりますのは、もろもろのそういう数値は大体中ほどの数字を示しておりますが、非常に図書館活動への姿勢というか、館の取り組み姿勢というものは、おかげさまで大変高い評価を県内で受けておるといように私は思っているところでございます。

それから、交付税措置がしてあるがということでございますが、私も毎年本町の実態、小学校、それから図書館、気にしながら春、調査の資料を見ますけれども、今までこの3年間下回っておったという記憶は私にございませぬ。基準よりもたくさん予算の方をつけていただいとるといぐあいには私は認識をいたしております。

それから、廃棄の問題、いわゆる図書、雑誌の鮮度の問題だろうと思っておりますけれども、各学校でそれぞれ年度で多少のばんといくときや少しのときがあるようでございますけれども、

鮮度については取り組みをきちっとしておるといふぐあいに思っているところがございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。大変失礼しました。

13ページ、特定財源の減でこれらに関連するかという御質問でございましたが、関連するというふうに推察しております。（「関連するっっちゃうことか」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 2つお尋ねをします。

予算書の方の50ページです。2目の児童措置費の中の委託料、保育所広域入所委託料です。（「何ページ」と呼ぶ者あり）50ページです、予算書の。2目の児童措置費で委託料の保育所広域入所委託料です。これは杉谷議員の一般質問に関連してお答えがあったかもしれませんが、児童措置費全体で前年の900万から580万ということで320万ほど減ってるといったような状況ですので、多分こちらの方に影響が出てるんじゃないかなというふうに思いますが、この広域入所の委託料として500万弱が上がってますが、現在大体何人おられて、これが去年、おとどしと比べてどういうふうな傾向になっているのかといったようなところを伺いたいというふうに思います。

それと、次に61ページの4款の衛生費の清掃費のところでは、1目の塵芥処理費の中の不法投棄収集委託料というものが51万3,000円計上されてます。町内至るところに不法投棄が見られるわけなんですけども、これ大体どれくらいの箇所にとどれくらいの量が捨てられてるとかということを把握しておられて、そのうちの多分すべてではないのかなという気がしますが、どこ場所ぐらいを収集をしようというふうにお考えかということを伺いたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。まず、50ページの児童措置費の委託料、保育所広域入所委託料でございますが、平成20年度489万円を計上しておりますが、20年度、5名を予定しております。それで19年度が確実に数字を覚えておりません。8名だったと思います。その人数の減によりましての減額という格好でございます。（発言する者あり）

広域入所数が結局園児がふえる減るのあたりですか。申しわけございません。これはちょっと20年度は実際の19年度に比べまして減りましたが、その先になっていきますと、これちょっとまだわかりません。（「もっと前からなんですよ」と呼ぶ者あり）あっ、過去。18年度、1

7年度さかのぼりますと、19年度までは大体9人、10人あたり、それで20年度は5という格好で減少しております。

それからあと、61ページの塵芥処理費の不法投棄収集委託料51万3,000円、その不法投棄どういう場所を想定して委託料を組んでいるかという御質問だったと思うんですが、特にどの場所というようなことでは組んでおりません。町内大体全域に不法投棄が目立っておりまして、このごろ19年度でいいますと処分いたしましたのがこちらの広域農道線、法勝寺から市山に抜ける道路沿い、それからあと溝口伯太線、県道でございますけど、猪小路から与一谷方面に向けての県営射撃場、あの近辺のあたりですとか、そういうところを19年度は処分しております。ですから、20年度まだどのあたりということで特に場所的なことは決めておりません。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 本会議で町長に基本的なところをお伺いいたします。

今回の予算の一番の特徴は8億円のお金を積み立てること。これが財政が大変で健全化法に向けていろんな指標を出さないといけないときに、8億円を借金して積み立てて本当に大丈夫なのかっていうところを住民に説明していかないといけないと思うんですよね。議会でもこのことが本当に適切なのかどうかっていうところが判断求められてくるところになると思うんです。

そこでお聞きするんですけども、今回こういうふうに、予算説明では文書で地域振興基金について図等も出してもらったとおり、こういうふうな取り組みして数字っていうのよくわかるんです。聞きたいのは、どうして20年の今、8億円の積み立てをしないといけないかということなんです。たしか町長も合併のときに、合併特例債を使ってのこの基金は、言ってみたら考えものですよね。借金して積み立てることがあるのかという問題だったんですね。今、合併してしまった後、確かに財源の一方法ではあるかもしれない、基金としてね。そういうふうと考えられたと思うんです。ただ、今、財政が大変で借金も返していかないといけないときにこの積み立てが本当にいいのかどうかっていう判断と、なぜ今しないといけないか。言ってみれば、目的がないのであれば1年で積み立ってもええんやないかなという感じもせんことはないです。そういうことも考えたかなと思うんですけども。今、こういうふうな判断に至った理由なんです。やっぱりどうしても聞かないといけないのが、地域振興基金の中に書いてある、最後ですね、基金設立目的に応じた事業で市町村建設計画に位置づけられた事業に使うことができるんだと。一体何に使うんだと。ここがはっきりしなければなかなかそうですかということにならないんじゃ

ないかなっていうふうに思うんです。一遍に8億使うっていうのも何年後にもなっちゃいますよね。そういう意味で、これを一体どういうふうに使っていかうとしているのか。借金返すのに使っていくのかなという感じもするんですよね、避けていくために。その辺の考え、それで20年度に、この時期に8億円を全部積み上げるというしてくるとこの意図だわね、それは何かっていうところを納得するような説明が欲しいというのが1つ目です。

道路特定財源については、国の問題で先ほど植田議員も聞いたんですけども、住民が一番聞きたいのは、今、原油が高騰して灯油やガソリンが上がって大変なときに特定財源はないだろうと、こういう意見が多くって民主党に支持ですよ、そういう意見が多いし、世論を見てもそっちの方が多いですよ。それにこたえないといけんと思うんです。ところが全国の市町村長は一番に町村ですよ、自分の町の財源を一番に考えてそれがなければ困ると言っている。県の資料では、1世帯当たり5万円だっていうんです、鳥取県では、5万円の特定財源が廃止された場合、全額ではなくて。もとどおりになった場合、1世帯当たり5万円の税率が低くなるっていうんですね。そしたら南部町で考えたら3,000世帯あったら1億5,000万ですよ。1億5,000万のお金を住民に返す方がいいのか、6,000万から8,000万の道路に使うお金を町にもらった方がいいのかという判断だと思うんです。これは住民の立場からしたら、当然、住民の懐を温めるような施策をとってほしいというのが住民の声ではないでしょうか。そういう意味でいえば、私は首長というのは60兆円の中期計画知りませんよって言えないと思うんです。一体何に使われようとしているのか。60兆円の1.2%っていいですよ、鳥取県は。そういうことを考えた場合、私は住民生活を考えたときに特定財源やめようじゃないかという首長がたくさんあらわれてくるのが普通じゃないかと思うんですが、その辺のことを聞いておきたい。一体住民生活を守るのと道路とどっちをとるのですかとお聞きしたい。

3つ目は、ふるさと基金についてです。これも町長の見解をお聞きしておかないと委員会で審議できないなと思うのは、町長はふるさとに返ってくることを考えますが、どこの町村も出ていくこともあるわけですよ。都会とは限らない。これは交付団体からしか出さないってことなんですか。そうでなければ南部町から出ていく場合もあるわけでしょう。例えば私なんかふるさととは淡路島です。笑い事じゃなくって、そういうことが全国至るところで起こってきたときに、税制度はどうなってくるのかという問題があると思いませんか。私は少なくとも問題は、本当に財政的に大変なところどう手当するか。やっぱり一番にはこういうことはやめて、地方交付税でやめるべきだということをしなければ、小さいところは何をしてもこのようなやり方では絶対得にはならないですよ、と思いませんか。せやからやっぱり原則に戻るべきやと。確かに基金も大

事かもしれません。基金が来ると言った以上は受け皿つくらないっていうのはわからんことはありませんが、原則はどうかっていうところで、そういう論をしっかりとってほしいと思うんですが、どうだろうかとお聞きいただかないといけない。

それと、町の問題でいいましたら、大きくはこれは申しわけありませんが、委員会でするんですけれども、今回全国的に言われているのがワーキングプアの問題。200万以下はワーキングプアだと言われてます。特に公務現場でのワーキングプアが多いと今度はNHKで特集されるそうです。であるならば南部町ではどうだろうかということを検証する必要があるのではないかと思います。条例を見たら、臨時職員等の条例に対する全然決まりがない。今回、20年度には何ページでしたっけ、保育士が報酬として出されます、非常勤特別職。その規定も今、条例にはありません。そこで、今回の審議に当たり、この際、南部町の、公務員はいいですね、正規の職員はわかるんですけども、非常勤職員ですね、非正規職員をどのような待遇なのかというわかる資料を出していただだけませんか。これはすべてにわたります。保育園だけではありません。役場の中の嘱託職員、それから先ほど言った、申しわけないですが、小さいところですが先ほど言った委託料ありましたよね。通学支援職員、非常に安い。1回1,000円で運転手が出ている、看護師さんも。この議員の身内の方も看護師さんでいらっしゃるんですけども、1回当たり1,000円で子供たち見てもらっているわけですね。本当に妥当な金額なのかどうかということを検証する必要があると思いませんか。そういう意味で、その資料をお出しいただきたいということなんですけども、これは総務課長になっちゃいますか。全部にわたって。全町のこの際、非正規職員の一覧表をつくってほしい。で検討しませんかということですが、それについてどうかという点をお願いしたいと思います。

あとは、これは町長に聞いておかななくてはならないこと。先ほどの地域振興協議会にかかわる仕事の出し方の問題です。1つ目にはじげの道、これはやっぱりよくわからないので説明する資料が出ますか。例えば、町の職員が設計して材料費出したらその監督も町がするのか。管理はだれなのか。町道だから町ですよ。そしたら当然その仕事についてのできばえの責任は町が持たないといけないことになってくる。そういうことの責任の所在も含めて、どのような提案をしようとしているのかということ、わかるような資料を出してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

それともう一つは、地域振興協議会に絡んで、いわゆるごみの減量化のときにはどのような計画でしようとしているのか、これも予算が上がってきていないか、あれは。どういうことをしようとしているのかということがわかる資料が欲しいということです。

それと、あとは細かいことになりますが、8ページの総務のこれ定住対策費で委員会なんですけど、聞いておかないといけないこと。ここに、これは20年度の予算ですけれども、福里団地が今年度中にお金が入ってくると言いました。これはどうなりますか。（「説明資料ですか」と呼ぶ者あり）説明資料の8ページです。福里団地の件が出ておりますが、そこで聞くんですが、3月の21日に全額払いますよと言いましたよね。それはどうなっていますかという問題をお聞きしたいと思います。

それともう一つは、今から審議に当たりますので資料の提供になると思うのですが、今回、衛生費の民生部門で制度が変わることによって健診制度のお金の出方とか制度が変わりました。ここに新規と書いてくれているのでどういうものが新規になったかよくわかるのですが、この中で、例えば11ページの生活習慣病予防健診に医療機関に幾ら、保健事業団に幾らと書いてくれているのですが、新しい事業ですから財源内訳とこの金額の積算根拠ですね、それを出していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。1点、福里団地の3月21日に約束しておる未収の部分ですけれども、これは会社の方と確実な約束をしておりますし、確認もしておりますので、予定どおりの金額が入るようになっております。

○議員（14番 真壁 容子君） 決めてあるの。

○企画政策課長（三鴨 義文君） もちろんです。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。じげの道づくり事業につきましては、委員会の方で詳しく説明する予定にしておりましたので、そのときに提出して説明をします。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。ごみの減量化について、結局それはどういうふうな流れでいくのかというような多分資料だと思いますが、今現在検討している段階でのところでよろしいのでしょうか。

○議員（14番 真壁 容子君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 新規事業の生活習慣病予防健診につきましては、これは議員おっしゃいましたように制度が変わりまして、制度から外れたものを単町の事業として今まで老人保健事業等の上乗せで単町で実施していたものを、単町費としてここで予算化をしたもの

です。内訳につきましては、対象者は書いておりますように20歳から39歳の方で職場健診のない方と、生活保護の方は特定健診や後期高齢者の健診から外れますので生活保護の方、それから74歳の方がちょっと一部制度のはざまで宙ぶらりんになる方がありますので、そういう方の救済策といいますか、そこを単町費で実施を予定したものです。医療機関と保健事業団にそれぞれ一応60人ずつ、120名分の予算をしておりますのでよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。8億円の積み立てのことについて御説明いたします。

基金はたくさんあった方がいいと思いますし、それからなぜ基金が必要なのかというのは御説明したつもりです。いわゆるこういう厳しい財政状況になりますと、今は足りないときにはその基金を取り崩しながら利用していく、また少し豊かになったときにはそれをためるということを長いスパンでは繰り返しています。現在では非常に厳しい状態ですのでどんどん減っていくところがございます。この基金の8億円ですが、2億円今までやってきました。10億円ぐらいが南部町の限度額ということになっておりますが、ある意味では合併の御褒美でございます。この基金状態がいつまで続くかということも、これも実際にはわかりません。いつまでも余り大きな時間もないだろうという判断が一つ考えております。

それともう一つは、現在、基金が南部町にはあります。いわゆる8億円をすぐ返そうと思えば返せるだけの基金が現在、南部町にはあるわけですし、そのかわりとして、御褒美として8億円部分をいただくということも、現実には確信犯的なことも可能であろうというぐあいにも思います。そういう意味で、これは基金がある程度あるうち、体力があるうちにやるべきだろうという判断の中で今回提案しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、ふるさと基金につきましては、もう議員のおっしゃるとおりでして、国はしっかりとした地方の財源を支援するというんですか、保証するというその制度がまず第一でありまして、そのようなふるさと基金によってどうこうするというのは、これは本来の姿ではないということも十分わかります。ですけれども、いろいろな思いを託して自分の町に支援をする。直接民主主義というんですが、私はあの事業が好きだから頑張れとしてみるというような動きの中では、これはまた一つおもしろい展開もあるんじゃないかというぐあいにも思います。これはまた私の私見だというぐあいにお含みください。

それから、非常勤職員ですね、非常勤職員につきましてはいろんなものがありまして、さっき言われたとおりだと思いますけれども、この議会中にちょっとできるかどうかわかりませんが、

調べてみます。集める努力はしてみます。努力はするということでこの場はお許してください。以上です。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の方から町長の考えを聞いておきたいということでございます。

今、基金のことやふるさと納税について総務課長の方が答弁しましたけれども、基本的には全く同じ考え方であります。特にどうして20年に計上したのかということに疑問をお持ちなのでございます。私は借金をして貯金をしてというのが当初、感覚的に私の気持ちの中でなじめんもんでした。借金をすれば利子払わないけんわけですから。それで一方で基金を積むというのは、何かこの受け入れがたいものがある、あんまり積極的ではございませんでした。ただ、合併をして財政運営をやってみますと、当初約束されておったことと大幅に交付税の削減などがなされて、合併の成果というものをなかなか住民の皆さん方に還元できない、そういう財政状況に陥っているわけでありまして、改めてこの地域振興基金というものに着目をいたしました。

ちょっと考え方を改めてみましたところ、結局、手術でも体力がもう本当になくなってしまったら手術はできません。入院すればまず手術に耐えられるだけの体力がつくまで栄養をしっかりとって、そしてそういうめどが立ってから手術をするというようなことが現実には行われておるわけですが、今後、やっぱり膨大な財政投資が必要になるような状況の中で、今まだ、さっき総務課長が言ったように、8億円借りても8億円ぽんと翌日返す体力があるわけでありまして、こういう体力のあるときにやっぱり借金はできる。体力がよくなってからもう借金もできないというように考えまして、これは自分の個人的な感情で借りたりやめたりというようなことではもういけんという思いになりまして、8億円の積み立てをするようにしたわけです。さっきも言いましたように、返そうと思えば翌日返せるわけですから、そうしますといろんな起債数値などにも影響を及ぼさないわけでありまして、これはまだ体力があるというぐあいだに思っておるわけです、そのことを思って。

それから、起債の許可制ではありません。協議制でございます。そういう中で自分の思うように借金がまだできる状況に南部町はある。このときに借りて、分母が大きいなっているいろんなカードが、切れるカードをたくさん持っておった方がいいのではないかとということでもあります。

それともう1点は、議会の勉強会もなさったようでございますから聞かれたと思いますけど、これには交付税で70%元利償還金の面倒見ますというのがついております。特典がついているわけです。今の基金が8億円あっても、この今ある基金には利子しかつかんわけです。しかし今度借りる8億円には元利償還の70%、国が面倒を見ますという保証がついているわけですから、



もうこれは確実に今積んでいる基金よりも有利であります。ですから、これを置きかえるという考え方になれば、非常に御理解がいただきやすいのではないかとこのように思いますけれども、そういうことからそういう判断に今至ったということでございます。

それから、道路特定財源でございますけれども1億5,000万ですか、南部町では、ぐらになるので、これは住民に返したらどうかということでございます。私はそれはそれで結構な考え方だし、的をある意味で得ているかなというようにも思うわけです。ですからこれは、そういうことも認めながら、一方では南部町の置かれている状況の中で、何としてこの道路整備を進めていかなければいけないという、これは判断でございます。どっちがいいとか悪いとかいうことではないのではないかと。やっぱり今ここで1世帯当たり5万円還元をするということは、非常にそれはいいことだろうというように思うわけですが、一方で6,000万から8,000万の一般財源に穴があいて、そして180号バイパス、福成戸上線、溝口伯太線、さまざまな要求が出ておりますけれども、こういう道路計画が全部見直しになるということを考えますと、私は今日まで頑張っけて払ってきて、ようやく鳥取県の番が回ってきたというように言われておりますから、高速道路なんかにしても、2時間半も鳥取かかるわけですから、そういう道路整備を鳥取県ができるまで頑張っけていただきたいというのが気持ちであります。

それから、ふるさと納税ですけど、これはもう真壁議員がおっしゃるとおりで、手当は交付税ですべきだということでございます。もちろん南部町から出ていく税金もあるわけですね。ですから本来の税制というようなこととはちょっとなじまん……。

○議員（14番 真壁 容子君） なじまない。

○町長（坂本 昭文君） うん、なじまないやり方だというのが私は思っておりますが、ねらいはふるさとのことを思って、さっきも植田議員に言ったように、都市と地方の格差の解消だとか、それから格差の解消をするにはやっぱり心の交流というようなソフトな部分がないといけないわけでありまして、それもそんなにびっくりするような額ではない。たしか上限が抑えてありますから、わずかな寄附をして、そういうことがソフト対策ですね、できるなら、私はそれはそれなりの成果があるのではないかとこのように思っているわけでありまして。原則はあなたのおっしゃるとおりだと私も思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 先ほど総務課長がお答えくださった、出すけれども今期中に約束できないと言うんですが、何で私は本会議で言うかといいましたら、やっぱりこれは予算を提案してくる以上は説明資料として出てこなければならない。なぜかという、もししたら臨時がこ

ここで予算あるんだけど、この根拠はどこですかって聞いたら書いてあるものがないですよ。それちょっと困りませんか。何らかの形で説明しないとイケないと思うんですね。だから、町とすれば非正規雇用についてはこのように対応しているという、こういうものが要ると思うんです。それは大変だと思いますが、拾い出してぜひ委員会に間に合うように出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたしますが、やりますという答弁を聞きたいと思いますので、よろしく願いします。

それと、町長が全国的な課題ですけども、道路特定財源をなぜ言うかといいましたら、私は今回は町村長大会や議長会が悪い役割を果たしていると思いました。特に都会の人と、この道路特定財源が困ると言いますが、先ほど言ったように道路がつかなくなったらどうするかと、どこかかの知事さんは、有名な知事さんは、いよいよ地方の番が来たのに外すのだからこうおっしゃいますよね。でも今まで30数年間こんなにお金を払ってきて、1人当たりにしたら東京都よりも鳥取県の方がようけ払ってるんですよ。こんなにお金払って逆に鳥取県は道路がつかないのはなぜかっていうことの方が、声出さないといけないと思いませんか。それ考えたときは、今度60兆円を1.2%しか来ないんですよ、鳥取県に。だったら一般財源にして、ほかの補償費に回してもらったりする方が地方としてはいいんだということを、私はリーダーシップを発揮して鳥取県からでも言ってほしいと思うんですよ。この道路特定財源は国の問題ですが、非常に身近な問題だと私は思いますので、ぜひそのことも声上げてほしいなど。何の保証もありません、この道路つくという。そういうことをぜひ言ってほしいなというふうに思います。町民は原油高騰で困っている。5万円でも減税になることが本当に支えるんだということをぜひ頭に置いてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

聞くの忘れておったことがあります。学校給食センターを会見の方も民営委託に検討したいと、ことはやめるけどと言いました。この検討の仕方です。民営委託がよかったのか悪かったのか、直営に比べ。どういう検証するのか、この検証した内容を公表すべきだというふうに考えますが、これは委員会でも言いたいと思いますが、町長の意見を聞いておきたいと思います。

それからもう一つ、ごめんなさい。地域振興基金、おっしゃることわかります。確かに財源考えたら体力のあるときによっていうのわからないことありませんが、一つ聞きますが、これを決めるときに地域再生対策費が出るということも見込んでされたのですか。地域対策費はいつまで続くかわかりませんが、当面出ます。出ますよね。それも見込んで借りた方がいいということになったのかということと、やはり聞いていて一番はっきりしないといけないのは、借金する以上はいろいろ、ないよりあった方がいいと思いますが、何に使うのか。やっぱり町村計画が明確にさ

れなければ住民は不安ではないかというふうに思うんです。一体何に使うんやろうと、借金返済やろうかと。何か住民が望んでないもんつくったらどうしようかという、いや、笑い事ではなくて。そういうことも当然考えられるわけですよ。なぜかという、地方自治体というのは目的を持ってからお金をつくっていくもんですからね。そういうことを考えたときに、もう一回聞きますが、市町村建設計画につけられた事業というのは何を指すのかということをお聞きして、先ほどの地域再生対策費のことについてどう位置づけたのかということもお聞きしておきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。非常勤職員につきましては委員会というんですか、会期中に間に合うように努力いたします。

それから、地域振興基金について何に使うのかということですが、これも町長が申しましたように、まず教育費が10億かかるということが一番の原因だというぐあいに思っております。教育費は皆さんも御存じのとおり非常に補助金が低いものでして、ほとんど起債だとかに頼ります。今度起債をしますと各財政諸係数に大きく影響して、今は借りれる状況ですが、将来的に借りれなくなったときに計画が全く立たないということもあると思います。これは先ほど言いましたショックアブソーバー、クッションの役目がやはり基金でなければならないだろうという考えのもとでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議員（14番 真壁 容子君） 給食センターは。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 給食センターの業務委託の件でございます。昨年度業務委託をいたします際、あるいはそれ以前の段階でもきちっと1年間取り組みを整理をしてということをお申上げてきておりますので、年度末を迎えまして、きちっとそのことは整理をして、新年度に給食の運営委員会がございますし、このときにもその前ですか、業務委託したいと思っておりますよということで論議をしていただいた経過もありますので、そのことはきちっと報告をしたいというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにはございませんか。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 1点、町長に……。

○議長（森岡 幹雄君） ああ、もう一つ残っちゃったね。一遍しかあんたしとらん。

○議員（6番 細田 元教君） うん。1点、町長にちょっと関連でお聞きしますが、今の真壁議

員の話聞いてあれと思って。道路特定財源がもしこげんならば5万円もらえるんですか、ぐらい。減税に効果があると。（発言する者あり）いや、減税効果があると。（発言する者あり）まあほんならそれでええわ、5万円の減税ができると、県がそのように試算したと。ほんならば、これがもしこういう特定財源がなくなれば、今みたいに住民の要望でここに道路つけてごせとか、またいろんな要望が来て、ほんならそこに予算つきますわね。だけど、今うちげでは5,600万か800万穴があくって一応聞きました。その中で道路がここに絶対につけないけんって、そこへそっちをほんなら持っていないけん、どこからか。ならば、どこかの財源を削ってここへ持ってくるなれば、新聞報道によりますと社会保障費とか事務的経費、いろんなとこに手つけないけんようになる。ならば、今みたいな、僕、民生の所管ですけども、こんなのがどうなるんだという疑問を今ちょっと持ちましたけども、5,600万なくなればどうなるんでしょうか。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。大体に従来、私も試算してみても、それから全国の大会で発表もしたこともありますけれども、地方が持ち出しです、ずうっと。さっきおっしゃったとおりで、地方が持ち出しになっていた。南部町でいいますと、大体年間に、私の試算ですけれども、4億ぐらいいただくもんと出すもとの差というのがある。この4億いうのはガソリンを使ったり、あるいは車検を受けたりしたとの重量税だったり、そういうものを全部見込んだもんです。そういうことで道路特定財源ということですうっと来まして、だけどなかなか高速道路の整備はできんかった。だけどこの10年間の、このたびの法改正で鳥取県の高速道路も間違いなくそこ入るわけですから、ですからやっていただかんといけんという。もう本当にここまで我慢して払い続けて、今やめてもらったらこれは大変なことになあなというのが思いなんですよ。ですから、ぜひ、いろいろあると思いますけど、これは続けていきしてほしいと思っております。

それから、一般財源化ということをおっしゃっておられますけど、道路を使用する人から目的税で取っておって、それをなぜ一般財源に使うんですか。（発言する者あり）これは大体税法の中からいいますと、目的税は本当はだめなんですよ。なぜかといいますと、目的を達成しても税収があるんですわ。だからもうエンドレスに必要なないもんまでつくってしまうという危険性があるということから、目的税というのは基本的には学者の先生から言わせると余りよろしくないということを言っております。そういう税法の問題もありますけれども、これが一般財源になってしまいますと、道路のために払ったものが全く違ったところに使われるということなんですよね。何に使ってもいいわけですから、一般財源ですから。借金の返済に使ってもいいし。

ですから、そういうことには私はならないというように思っております。

○議員（6番 細田 元教君） なら5,600万なんなりゃあどげんなるわけ。

○町長（坂本 昭文君） まあ5,600万なくなれば、安易に考えれば基金なっと取り崩いてそこへ充当すりゃええがなというぐらいにお考えでしょうけど、これはいつまでももつ話ではありません。ですから結局、道路をつくるか、あるいは教育や福祉の方をどうするのかということもてんびんにかけにゃいけんわけですね、基本的には、そういうことを真剣に議論しなければいけんというように思っております。できないということです。

○議長（森岡 幹雄君） まだ残ってるよね。

15番、宇田川議員、手が挙がれへんだったかいな。

15番、宇田川議員。

○議員（15番 宇田川 弘君） 数字は細かいですけど、38ページの、本冊の方で、この防犯灯の60万というのがありますけど、これ今、我々のところでも合併後、防犯灯の電気代っていうのが重くのしかかってきておりまして、大体我々のところで30基ほどありますけど9万ぐらいな、防犯灯の数が余計あるということで、いわば地域で負担をしております。この防犯灯について、今、青色のダイオードか何かの防犯灯だと思いますけども、そういう防犯灯をつけた場合には、電気代が約半分ぐらいになるという試算がございます。今ついておるのをそういう機器を含めてかえるというのとどれぐらいかかるのかわかりませんが、これからつけていく防犯灯については電気代というものは地元で払っていくわけですので、そういう地元負担の少ない防犯灯をつけてもらいたいというふうに考えております。

それと、なおかつ今ついておる防犯灯が延々と高い電気代を払っていかないけんてっていうことに対しての対策というのはどのように考えておられるかということ。

それからもう一つ、67ページの、きょうありましたけども、自然休養管理センター緑水園の2,200万の貸し付けにつきまして、いろいろ先ほども金利云々なんていうこともありましたけども、これ双方代理でありまして、この2,200万につきましては、貸し付けることについてはやはり金利をいただくということでないと町民の理解は得られないじゃないかというふうに私は考えておりますので、その件についてもお願いしたいと思います。

それからもう一つ、69ページの地域物産販売所458万円ですか、これは何か所でどれぐらいずつ出されるのかということ、3点お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。一番最初に防犯灯の電気代のこと

を御質問いただきましたが、今現在、取り付け等につきましては町の方で取り付けまして、電気代につきましては地元の方でお願いするという、現在ルールをつくっております。このルールでお願いできたらと思っているところでございます。

それから……。 (発言する者あり)

○議員 (15番 宇田川 弘君) 機器をかえるのは。 (発言する者あり)

○町民生活課長 (畠 稔明君) 新しく防犯灯を設置する場合に今、宇田川議員がおっしゃいましたが、発光ダイオードという、そういうようなものも使用しての電気代を抑えるようなものも考えられないかということ……。

○議員 (15番 宇田川 弘君) いや、考えられるんじゃないかと売っているんだよ。

○町民生活課長 (畠 稔明君) ああそうです。

○議員 (15番 宇田川 弘君) 100満ボルトだってデオデオだって、どこでも売っちゃうだろ。つけておる地域もあつた。この辺じゃあ安来市なんかは全部それだ。 (発言する者あり)

○町民生活課長 (畠 稔明君) はい、わかりました。

○議員 (15番 宇田川 弘君) 課長、電気代は1基で何ぼじゃないだろうな。半分だ、電気代は。

○町民生活課長 (畠 稔明君) はい、わかりました。ちょっとそのあたりいろいろと勉強して、20年度安い方向のものを防犯灯を新しく設置する場合に考えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (森岡 幹雄君) こっちが声が大きかったな。

産業課長、分倉君。

○産業課長 (分倉 善文君) 産業課長でございます。予算書の67ページの貸付金2,200万円の利息の問題でございますが、これについては内部で検討してまいりたいと思います。

それから、69ページの地域物産販売所補助金の件でございますが、これは特産センター野の花の補助金でございます。1カ所でございます。以上でございます。

○議長 (森岡 幹雄君) オーケー。

12番、亀尾君。

○議員 (12番 亀尾 共三君) 3点か4点あると思いますが、まずこの分ですね、説明書でいきますと8ページの一番後段なんですけど、先ほども見とったんですけど、ラジオ体操のイベントいんですか、これ歳入の方で見るとはんですけどもどこにあるかわかりませんので、ないということは恐らく全額一般財源の中で賄うということに私思うんですよ。これに見合う国とか県があるならそれはいいんですけども、そうじゃなくて112万3,000円ですか、使って一般財源でやる

んなら、一回こっきりのものですが。これに対する効果がなければあんまりいい事業じゃないと思うんですけど、町長、このねらいは何であるかということをお聞きするわけですが、どうでしょうか。

それから、はぐっていただきまして10ページですね、新規で高齢者生活活動センター管理で、この中で老朽化に伴う桜花塾の解体撤去ということで予算が上がっております。あのところは借地とかそういうもんがあって、どこからどこまでかがようわからんですよ。多分これ、解体されるのは旧法勝寺校舎の、まあ合併後ですから米子高校の法勝寺高校だったんですけど、その中の体育館の部分、全部やろうか、あるいは桜花塾が入っておられるところはちょっとなんですが、もし体育館全部を撤収ということになればその空き地が町の公有地なのかあるいは借地なのかということが、それでもし借地ならば返せばいいことですけど、公有地であればその跡に何かやれる計画でもあるのかなのかということ、これもお聞きします。

それから、この本文の中で、37ページの集落自治会統合補助金で30万上がっていますね。これはどこの集落を予定されているのかということと、それとあわせて地域振興協議会のこの絡みが関係しているのかなのかということ、これも説明していただきたいと思います。

それから、町長に伺いたいんですが、私、この間新聞をちらっと見ましたら、私の見間違いかどうか知りませんが、鳥取市が新年度予算で同和関係の予算をゼロにしたというぐあいに載ってたと思うんです。昨日、一般質問の中でも石上議員から人権のことについてやられて、人権対策が即同和予算というぐあいにならんとするんですけども、町長の答弁では人権については積極的にやるということだったんですけども、恐らく人権の予算の中で同和関係も含まれていると思うんですけども、そこら辺について町長はどう考えておられるでしょうかということ。というのは、やはり一般施策の中で対象の地域も加えていかないと、永久にやっぱりその集落が差別解消が本当にならないじゃないかというぐあいに私は思うんですけども、その点についても町長の考えをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。予算書の37ページの集落自治会統合補助金30万円を計上しております。これは1集落当たり15万円、集落合併されますと1集落15万円、2集落で30万円計上してまして、振興区のかかわりはありません。従来ありましたはずみというような形の統合がなされたときにそれぞれの集落に15万円ずつ出すものです。以上です。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。桜花塾の取り壊しのことについて御説明いたします。

これは場所は体育館の方でございまして、これは借地の土地だというぐあいに認識しております。契約は21年いっぱいじゃなかったかというぐあいに認識しております。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ラジオ体操のねらいは何かということでございますけれども、一応今の予定では花回廊で実施をしたらということでございまして、こういう機会を通じて南部町を広く外に向かってPRをするということが一つであります。それから、大体に健康づくり、体力づくりといったことがこれから特に必要になってまいります。きのうだったと思いますけれども、一般質問の答弁でもそういうことを話したわけですが聞いておられなかったでしょうかね。それぞれの地域振興協議会単位で、例えばラジオ体操を取り組む、あるいはもうちょっと小さな地域、集落ぐらいでそういう話し合いでもできてやれば、防災無線で流して促すことができるというような話をきのうさせていただきました。そういう動機づけというんでしょうかね。特定健診も始まったりしますし、そういう体力づくりの動機づけにもこういうことをねらいにしておつもりでございます。

それから、鳥取市の同和の関係でございますが、これは本当に新聞で報道されたのを見ておりますと、どうも補助金の不正使用というものがあったようでございます。そういうことで鳥取市が予算計上をしないというようなことを言って報道されておりました。あってはならないことだろうというように思っております。

一般施策でやるべきではないかというようなことをちょっとおっしゃいましたけれども、まだ一般施策で一切合切やれるだけの状況に至っていないというのが私の認識でございまして、この同和の差別ということの一つの課題、話題、これの解消を課題や話題にしまして、さまざまな障害者の問題だとか、あるいは高齢者の問題だとか、子供の人権だとか、いろんなところに今、広がってきているわけであります。これは同和のことから始まったというように私は思っております。したがって、おっしゃる意味はよくわかりますけれども、まだそういうレベルには至っていないというのが私の認識でございまして、同和対策事業を別建てでやるような提案をさせていただいておるということでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度ちょっと確認も含めてお聞きするんですけども、このラジオ体操の分ですけど、これは町長に今、答弁で聞きますと、1つは町のアピールを、全国的にアピ



ールをしたいというのが1つと、それともう一つは体力づくりのこれをきっかけにしたいということにしたいと、この2点が目的で事業に取り組むということが主だったことですね、中心になるのがね、ということですか。それも一つのことかもしれませんが、私は町民全部に該当することかには、それはちょっとかけ離れてるんじゃないかと言われればそうかもしれませんが、やはり大人がどうでもいいというわけでもないですけども、特にやっぱり子供たちのことに対してお金を使うのであれば、その方に使うべきだなというぐあいに思うんですよ。大人の体力づくりについては、別に子供だけに手だてをしなさいということを強調するわけではないですけども、ほかのことの広報するとか、そういうことでやられずに、100万以上のお金ならやはり子供たちにもっと体力に向かうようなことをやったらどうなのかというぐあいに思うんですけど、再度、ぜひ絶対これでやるんだということなのかどうなのか、そこら辺の再考をすると、もう一回考えてみるという余地がないのかということをもう一度お願いしたいと思います。

それから、体育館の解体ということで、21年まで借地になってるんですけども、その後になると今の段階では借地を返すということをやめたいのか、方針にされてるのでしょうかということをもう一回お聞きします。

それと、先ほど同和に対する予算のことで、町長は今その段階ではないということだったんですけども、私は一般施策の中で、例えば財政的なこと、あるいは身体的なことであれば、今ある町の中のでやられたらいいじゃないかと思うんです。それで人権に対することであれば、それはそれで広く住民としての、みんなで考えていく、みんなでやっぱり公平に考えていくということをやられたらいいんじゃないかと思うんです。というのは、ずっとその地域の該当と言うと語弊があるかもしれませんが、その地域に限定しますとこれはいつまでたってもやはり解消にはならないんだと思うんですよ。再度もう一度お願いしたいんですが。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 1つ訂正させてください。先ほど21年末という中途半端な言い方をしましたが、ここに正確な契約書がありませんけれども、21年3月ではなかったかと思っております。これは監査委員の方からの御指摘もありましたように、一定の借地の目的が終わったら処分する方向で考えるべきだということもありましたので、建物を取り壊すという一定の取り組みが終わりましたらお返しするという方針で今考えておりますが、また地元の方に提案したわけではございません。今予算が成立いたしました暁には協議に入りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。ラジオ体操の件についてお答えをしたいと思います。

先ほど基本的な部分について町長の方がお答えをしたとおりでございますが、放映自体はその日、ほんの少しの時間ということで、一発勝負、それだけの時間のことでございます。これをイベントだけに終わらせたくないというのが大変強く思っておりますことございまして、先ほど町長が申しあげましたことプラスずっと言っております、子供たちの基本的な生活習慣の運動みたいなものと何とかつなげたいなというようなことも思っております。それから、月に、家庭でもそうかもしれませんし、じげでもそうなのかもしれませんけれども、例えば第3日曜日の家庭の日にはじげが寄ってみんなでラジオ体操しよいやとか、そういう異年代交流につなげるとか、比較的子供たちと我々おせとすっと一緒にできるというのがラジオ体操です。ところが子供がラジオ体操ができんという、こういう現実がございます。このことについては、学校長の方とも既に話を、協議をしております、新年度なんらかの形の中でラジオを体操を学校の中にもう一回きちっと位置づけようというような動きの中で、協議もしております。その日だけのラジオ体操にしないということで、教育委員会の方で担当させていただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ラジオ体操でございますけれども、亀尾議員さんもラジオ体操は覚えておられて自然に体が動くのではないかと思います、健康づくりに異を唱える人はないだろうというように思っております。老人医療費も1人が80万円以上もかかっているような状況ですから、適当な運動を動機づけして、生活の中に取り入れていけば、そういう効果もはかり知れないものがあるというようには思っております。

それから、同和の関係ですけど、いつも住民の意見を聞け、住民の意見を聞けということをおっしゃいますけれど、その住民の団体の運動体がそういうことを望んでおられるわけです。意見を聞いて私はやっているように思います。住民の同和の部落解放同盟とか、そういう住民の団体が特別なそういう施策でやってくれと、一般施策ではまだ早いということをおられるわけです。ですからそういうぐあい聞いてやっておるということでもございます、全部ではありませんけれども。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井議員。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 2点ほど質問させていただきます。

予算書の中の27ページの議会費の点でございますが、節の9の旅費の関係で、研修旅費として106万3,000円が計上してございます。御承知のとおりこの議会はことしの9月で解散し

て、新たにまた10月には選挙がされて、新しい議会が始まると思いますが、その中でこういう議員研修の旅費が組んであるというのは、いささかなもんかなというような気がいたします。それについてちょっと御説明をお願いしたいのと、それからもう一つは、34ページでございますが、同じく総務費の関係で、節の14の中の中央どころからちょっと下がったところですけど、東西町の振興区の事務所使用料として65万が計上してあるわけでございます。これについて下の方にあります賀野の振興区事務所使用料としては6万9,000円という形で、同じ事務所の使用料にしても全く違うわけでございます。というのは、東西町さんについては例のとおり伯耆の国の要するに借り上げをさせていただいて、その場所代だという形になるわけでございますが、この65万というものが今ごろのこの南部町の、これは東西町なんですけど、東西町の一般的に貸し付けあるいは借り受けの関係の一般の借家の賃料に対して適正なもんかどうかということでちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、どうでございますか。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 議会費の関係についてはお答えいただかなくて結構でありますから、その余のことについて執行部の方からお答えをいただきたい。いや、こっちから答えますから。（発言する者あり）答弁をせんじゃなくて、議会の方でお答えしますから、それに関しては。（発言する者あり）いやいや、先にほかのことを。

企画政策課長。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。これは議員おっしゃられましたとおり、集いの部屋を借りておまして、その費用でございます。6月のときにお話したかと思いますが、面積案分をさせてもらって29.13%ということで払っております。これが65万円を月に直しますと5万4,000円ですか、いうことになって、これが近隣のアパート家賃とはどうなのかというようなことだったと思いますけれども、新しゅうございますし、面積的なものもあるかと思ひまして、これがまさに正しい借間料、部屋料だということは今、即答ができかねますけれども、そういう協議をさせてもらって使わせてもらっております。東西町で新品のアパートが幾らかというのもちょっとつかんでおりませんけれども、これのウエートが高くなっていますのは、土地を借りておられまして、社協の方が。その費用がかさんでおりますので、月当たり価格が高くなっておりますけれども、そういうこともありまして……（発言する者あり）計算式は持っておりますけれども。（「それ言やあい」と呼ぶ者あり）はい。一般的な家賃とはどうかっていうのはちょっとわかりませんが、計算した算式はありまして、先ほど申し上げました占有率でいきますけれども、全体の面積が263.46平米ありまして、そのうちの29.17平米を所有しております。費用としましては建設費の部分と光熱水費の部分と借地料が月6万円という

もので全体の経費を出しまして、占有率で案分いたしますと月当たり5万4,100円になりますので、年間にいたしますと65万円の予算額と、出し方はこういう形で積算しております。よろしいでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 議会費の関係でありますけれども、基本的には我々の任期は確かに10月、おっしゃるように末で切れるわけでありましてけれども、この予算はそれから先、また半年間の、1年間の分の予算が計上されております。したがって、実施の時期が我々の任期中にやるのか、次の議会が成立してからやるかっていうことについてはまだ不明確であります。したがって、年間の予算を現時点の人数で積算がしてあるということでありまして、それ以上の、基本的にはそういうことでありまして、事務局長の方から若干補足をさせます。

○事務局長（谷口 秀人君） 赤井議員の御質問でございますが、議員数16名の経費とそれから事務局長の合わせまして17名の議会によりまして行政調査の経費をここで組んでおります。経費的には昨年と同じような、同額の経費を組んでおるところでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今、事務局長の方からおっしゃられますのが、16名プラス事務局から1人ということで、17名分と言われたんですけども、もう今年度は選挙でもって2名削減ということが決まったわけでございますから、その計算は数字からいって不適切なものだと思います。（発言する者あり）

○議員（11番 秦 伊知郎君） 赤井さん、今の議員でいくか次の議員でいくかっていうのまだ決めてないわけですから、10月まで期間がないからとりあえず上げているわけだ。（発言する者あり）

○議員（4番 赤井 廣昇君） わかりました。

○議長（森岡 幹雄君） 続けてください。

○議員（4番 赤井 廣昇君） それから、先ほどの、今の東西町の件でございますが、面積を案分してみても新しい建物だしということでおっしゃいましたが、月々5万4,100円に割ってみるとなるということでございましたが、一般的にもともとが町の要するに社会福祉法人の建物でございますよね。そういう中からこれをお借りして、こういう5万4,100円が月に払うということは、面積から考えて一般的に大変高額なものに私は考えられますが、その辺はどうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。社会福祉法人の伯耆の国が借地をして、伯耆の国の建物でございます。しかし、土地は別の人の所有でございます。実際にあそこで使う光熱水費だとか、それか

ら借地料なんかは面積案分をしております、実際にかかったものを払っていただくということでございます。ここで社会福祉法人がそこで収入を得て、町から、太るとかというような話ではないわけです。全体でお支払いする金額がある。そのうちの面積案分したものを町の方で世話になって払うということでございまして、町が社会福祉法人が利益を得るといようなことでは全くございませんので、御理解をいただきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 御理解いただけなかったようでありますけれども、議会の歳費の関係であります。これはまだ半年間の期間を我々任期を持っております。この間に行政調査を必要とするってということがいつ何どき起こるかわかりません。まだこれからの話であります。そういう中で、赤井議員おっしゃっているのは、もう半年しかないのにもう行きゃへんだろうと、行く必要ないんだろうと、こういうお考えでおっしゃってだろと思えますけれども、これはわかりません。そういう状況でありますので、議会歳費について、なら10月までに実施をしたときに追加予算を求めるようなことはできませんから、一応現16名の人数でもって設定をするようにという形で申し入れをし、予算化をしてあるということでありまして、これは御了解をちょうだいしたいというふうに思えます。（「ちょっと休憩して。議長、ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）

まだありますよね。（「いや、別にあるけどもちょっとだけでいい」と呼ぶ者あり）

休憩の要請がありますので、休憩をいたします。

午後4時25分休憩

.....

午後4時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開をして質問を続行いたします。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 私、総務委員会に所属をしております、その委員会の中の教育費の問題でございまして、若干申しわけないと思うわけですが、皆さんの関心事だと思いますので、質問させていただきたいと思えます。

まず、学校給食についてであります。まず、前段として学校給食費が私は前年の当初予算と対比しておりませんので、97ページであります。昨年に比べて760万円ぐらい減額になっております。自分で調べればわかることだと思うのですが、この減の原因をお知らせください。

それともう一つは、ことし年初来、冷凍食品の問題がクローズアップいたしまして、例の中国で製造されたギョーザからメタミドホスですか、殺虫剤成分が検出をされて、それを食べた子供

さんあるいは大人の方も中毒症状が起きて、子供さんに至っては非常に一時重体だったというようにも言われておるわけでありまして。それからまた、食品の安全というようなことが非常にクローズアップをされてきたと思っております。そして学校給食に関する調査票というものをいただいております。これを見させてもらって、非常に愕然とするのは、数字の見方がよくわからないのんかもわかりませんが、加工冷凍食品の使用率が45%、西伯給食センター、会見給食センターとも45%が冷凍食品が使われているという現実であります。これは何の45%、総量の45%なのかどうか、後でお答えいただきたいと思いますが、これでは地産地消あるいは食育だというのが、こういう約半数も冷凍食品を使いながら食育でもなかならうかというような気がいたしております。それと、この中で出ております輸入冷凍食品の使用率、これが西伯給食センターが4%、会見給食センターが3%ということですが、この中には例の中国の天洋食品というところで製造されたギョーザの中からそういう殺虫剤成分が出てきたわけですが、中国で製造されたギョーザっていうのも給食の中には今まであったのかどうかということもお知らせいただきたいと思っております。

それと、使用している輸入冷凍食品の品目がここに書かれております。その中で、私、非常に奇異に思うのは、西伯給食センターの中ではこの中でアサリ、シシャモ、エビ、豚肉、イチゴ、マグロ、イカ、すり身、こういうふうになっておりますね。イチゴを冷凍食品に本当に頼っているのかということ、それとまた豚肉も何で輸入冷凍食品に頼らないかんのか。金額のことがあるのかなということは思うわけですが、そのあたりについてもお答えいただきたいと思っておりますし、会見給食センターではイワシとかあるいはタケノコ、これも輸入冷凍食品に含まれておるわけですね。タケノコなんていうのはもうしばらくしますとどこでもいっぱい出てまいりまして、輸入冷凍食品に頼る必要全くならうと。季節外れに例えばそういうものを出すということがあれば、そうじゃないかなと思います。それともう一つ、イワシとかイカ、アジ、これは境港を使っただきたいなと、このように思うわけですが、金額とかあるいは加工してあるものを使うので手間がかからないとかいろいろあるとは思いますが、食育とか地産地消を言うのであれば、これは45%の冷凍食品の使用率というのは、今後やっぱり抑えていくと、どこまで下げればいいのかということのはよくわかりませんが、やっぱりそういう努力をしていかないと、今後食育だとかそういうことは言えないじゃないかというふうに思うわけですが、例えば20年度の給食のあり方については教育長どのお考えなのか。やはり冷凍食品を使わないとなかなか回っていかないと、亀尾議員の答弁でもあったんですが、しかしそれではだめじゃないかなというふうに思いますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 数字持って入らなにかいけんことないか。（「議会に出ていますよ」と呼ぶ者あり）全部持っています。（「持ってない」と呼ぶ者あり）持ってる。いやいや、答弁者の。（発言する者あり）

○議員（13番 塚田 勝美君） ここありますよ、ここに。

○議長（森岡 幹雄君） 塚田議員が持っておられる資料は……。

○議員（13番 塚田 勝美君） 閲覧です。

○議長（森岡 幹雄君） いつか私がちょうだいをして閲覧につづっておるっていう、多分その書類だろうと思いますけども……。

○議員（13番 塚田 勝美君） それです。

○議長（森岡 幹雄君） 皆さんに御報告申し上げておいた数字でしょう。その答弁なさる方が資料一緒なもんを持ってやってやられるかどうかということを今確認したわけ。必要なら休憩とります。（発言する者あり）

資料ばたばたしてますから、休憩をしたいと思えますけれども、休憩前に会議規則第9条2項の規定により、あらかじめ会議時間の延長を宣告しておきます。休憩をいたしますが、随分15分くらいで我慢していただけませんか、まだまだ随分残ってますんで、50分再開をしたいと思えます。

午後4時35分休憩

.....

午後4時50分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開をして、質疑を続行したいと思います。

教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。予算書97ページ、学校給食費の本年度予算と前年度予算で763万7,000円の減になっているがという御質問でございます。これは人件費部分でございます。一応1名退職予定者がございます。それを除きました経費がおおむねこの金額の減額になるということで御理解をお願いをいたします。

それから、問題となっております中国製のギョーザでございますが、これは使用をいたしておりません。

それから、加工冷凍食品の使用率45%もあるがということでございますが、実はこの調査用紙をいただいたときに、どのような基準でお答えをするのか、時間がなくて私どもの考え方で出させていただきます。この45%は、例えば4月に12日の給食回数がありまして、その

うちいろんな献立がございます。その中に1品目でもこのものを使っておれば1回というカウントをしております。そういうことで非常に回数的には加工冷凍食品の使用というものが非常に高いということでございます。きのう亀尾議員さんの御質問でも若干お答えをしたと思います。給食調理時間が3時間というような、非常に時間的な制約もございます。どうしても加工冷凍食品を使用しなければならない、そういう現場実態もございますので、御理解を願いたいと思います。

そういう中で、例えばタケノコ、これからたくさん生えるのにと。ところがタケノコを加工しようかと思えば非常に時間がかかります。タケノコを使用したのは中国のタケノコです。これについては春巻き、日本水産の方が使っております材料の中に輸入のといいましょうか、加工の中に中国産の加工品が入っておった。それも一応カウントをしたということから、こういうようなものにしてしております。イチゴあるいはイチゴをとというようなこともございました。これはイチゴ等はクリスマスケーキに乗せますイチゴ、これが加工食品であったためにそういう記入をしてしております。豚肉に焼き豚を実は使用しております。これも加工食品であったというようなことから、1回使用したのものについてカウントをして、そのものの中から輸入冷凍食品といたしております。ただ、単品的に輸入したものを日本の方で、国内の方で加工しておるという実態もございますので、その点については御理解方をよろしくお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 総量の45%でないというのがわかって若干ほっとしたような気がしてるわけですが、それにしてもやはり調理に時間がかかるというのはわかるわけですけど、やっぱり、じゃあもとに戻って、給食を教育のどこに位置づけるかということになってくるんじゃないかなと思うんですね。じゃあその教育の一環で給食もあるというふうに位置づければ、これは若干手がかかってもそういうことをしていかなければ、子供たちにどうやって教えていくんでしょうかね。だから、突き詰めればそこに行ってしまう。給食を教育の一環ととらえるのか、あるいは空腹を満たすだけというふうに位置づけるかということではないかなと思うわけですね。こういう非常に冷凍食品というのは手軽とあって、スーパーあたりに行ってみると物すごい量が、いろんな種類も出ておりますし、私の家でももちろん買ってギョーザなんか食べたりしているわけですけど、やはりそれは教育として位置づけねばならんというふうに思うわけですが、そのあたりの教育長の見解をお聞きして、なるべくそういうものを少なくして、手づくりをして、子供たちに手づくりのよさっていうものを知らしめるということも必要ではないかなというふうに思います。教育長の答弁を聞いて終わりにします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。



○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。同じことをまた言うのかもしれませんが、45%は本当に誤解を生むといけないなというのを大変私は今、心配をしております。ちょっとでも、1品でも使っておった、それを正直に回数でカウントしてみたら45%だったということを御理解をいただきたいというぐあいに思います。逆に言いますと、そういう冷凍加工品を一品も使わずに半数以上の給食はつくっておるんだということを御理解をまずいただきたいと思っております。

同僚の議員さんの御質問の中でもお答えをしたかと思うんですけれども、学校栄養職員と意見交換をする中で、本当にやっぱり外国のものも使わざるを得ない。使いたくて使っとるわけじゃない。それからできるだけ下処理が必要なものも使いたいという気持ちは非常に強く栄養職員は持っております。可能な限り努力をしてそういうものを使っていくんだという気持ちで現場に立っていることだけは理解をしてやっていただきたいというぐあいに思っておりますが、時間の問題あるいは経費の問題、さまざまな制約がある中でそういう冷凍加工品、そんなものも使わざるを得ない実態もあるということを御理解をいただきたいというぐあいに思っております。

今の給食が教育であるがためにということがございました。現場の栄養士を見ておまして、片一方で食育が大事だということ、こう言われてくる中で、だけでもそれは栄養職員があるいは栄養士が暇になったから食育しなさいという話じゃないわけですし、今までの業務をしながら食育もせえって、こういうのが今の現場の実態でございます。そうした中でどう時間を生み出して、どう体系的に、系統的にきっちり教え込んでいくのか、指導していくのかっていうのは実は大変な問題でございます。新年度におきましては、実は、現在それぞれのセンターに学校栄養職員を配置を1名ずついたしておりますが、食育を進めるためにもう1名、新年度配置をいたします。3名の学校栄養職員で進めたいというぐあいに思っております。ねらいは食育でございます。学校でのそういう食育を体系的にきっちり教えていく、そういうプログラムをきっちりつくっていかうということで、もう1名配置の予定で、これはほぼ確定だと思っておりますけれども、そういう取り組みによりまして、今、塚田議員さんの御心配の食育あるいは給食を教育活動の一環としていう部分をきっちり整理をさせたいというぐあいに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第35号。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 20年度の国保会計ですが、わからないところがあります。この件については課長が丁寧に数字を説明して下さったところだったんですよね。それをお願いしたいのは、実は7ページの保険税の減額の一般6,658万7,000円を減のときには、理由2つ言われました。人数の減、もう一つは徴収率ですね、95%から93%、こういうふうに言われたんです。教えていただきたいのは、この人数の減を何名と見てどれだけの影響額があるか。それと95から93への影響する額はどうかということ。それと今回、どうも法が変わってくるのでよく聞いておかないと、退職者医療も人数の減だと言っています。人数の減で1億2,800万の前年比が減になっているわけですね。ところが医療給付というのは、これはどこで見たらわかるかな。一般給付、療養給付、ああここですね、13から14ページにかけて見たら給付費がふえてるわけなんですよ、療養給付が。これについてどういうふうに見たらいいのかということをちょっと説明してください。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。その前にちょっと説明をさせていただきますが、ここに税の関係でございます。7ページでございますが、1番に医療給付費現年課税分ということで1億6,596万6,000円でございます。それから2としまして、後期高齢者支援金現年課税分ということが出てまいっております。これから新たに4,604万8,000円になるものでございます。この1億6,500万につきましては、2,742人分を計上しております。それから、後期高齢の関係でございますが、2,742人ですが、昨年が3,162人ございましたので、この係数を掛けたものということで、去年はちなみに5,310万でございましたが、退職がそうでしたが、これは退職の数字なんだ。（発言する者あり）

ごめんなさい。もとに戻りますが、そういうことで、後期高齢者支援金、現年度分が新たに発生したということでございます。

人数でございますが、一般の人数ですが、2,742人でございます。それから後期高齢者支援金現年課税分といたしまして昨年はありませんでしたか、基礎となる5,310万円、これに2,742人を掛けますが、昨年は3,162人の分母がございましたので、5,310万掛けるの2,742割る3,162人ということで、約何割ですかね、600万ほど減った数字ということで4,604万8,000円を見込んでおります。

それと、95から93%に徴収率を変えた影響額ということでございますが、これは220万程度だということでございます。

退職者の人数でございますが420名ということでございます。

ここで上下見ていただければわかると思いますけども、退職から一般に移行がなされておりまして、その部分がふえたということで、組み替えみたいな形で見いただければと思っております。（発言する者あり）もとに戻りますが、13ページの1、被保険者療養給付費5億2,926万8,000円、前年度比で1億4,871万7,000円、増の理由でございますが……。

○議員（14番 真壁 容子君） それは聞いたんです。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 先ほど言いましたように、退職から一般の方に保険者を移行させておりますので、その影響が1億4,871万7,000円になるものでございます。逆にその反対でございまして、退職者の方につきましては1億3,637万1,000円減額となるというものでございます。

それで、そのふえた理由でございますが、医療の対象者でございますが、退職者につきましては65歳以上の方は一般の方に移るということになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。それで約800人が一般に移るものでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私の聞き方が悪いのか、私は国民健康保険税が人数がどちらも減って大幅に1億2,800万も減っているんだけど、給付費がふえているのはなぜかということを知りたかったんです。課長がお答えくださったように、人数の減はきっと一般被保険者はこの3,162人から2,742人を引いた分が減になったということなんですよ。そうではないんですか。そういう、人数の減で6,658万7,000円がほとんどですよ。このうち徴収率が230万なんですよ。そうでしたよね。（「220万」と呼ぶ者あり）220万。見たら1億2,800万も減るわけなんですよ、国保が。そうですよね。で、給付費がふえるのはなぜかといったら、人数が少なくて保険税が減ってるのに給付費がふえてるというのはどういうことですかというんですけども、その質問おかしいですか。済みません。よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 今までは、後期高齢ができるまでは、昨年までは75歳以上の被保険者の方からも国民健康保険税をいただいておりますが、今年度、20年度からは75歳以上の国民健康保険者だった方が抜けますので人数が減ります。ただ、療養費につきましては、今までも65歳以上の方の医療費につきましては歳出の方に含まれておりませんでした。医療費はそれはなぜふえているかということにつきましては、2%ぐらいの医療費の伸びを見込んでおりますのと、国民健康被保険者の年齢層が前期高齢者といいますか、その退職世代の方々が国民健康保険に入っていらっしゃいますので、医療費が微増の予算を試算しております。以上でよ

ろいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第36号、老人保健特会。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。老人保健特会から国保とあれとに分かれるから、さっきの答えがあるということだろうと思いますが。

37号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行します。

38号、農業集落排水。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行します。

39号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行します。

40号、浄化槽です。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） これは補正のところでききかけてやめたやつでしたのでよろしくお願いいたします。

町長の所信表明の中で、浄化槽の整備率を平成21年度で73%まで引き上げるというおおよその計画を表明されましたけれども、将来、ここで事業を一たん打ち切るのか、町長の任期がそこまでないのでそういう質問もおかしいのかもしれませんが、町政の将来展望ですので当初予算において73%を限度と見て、そこで一たん事業を見合わせるのかというあたりを町長の考えを聞いておきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。目標としていつまでもだらだらとやっておってもそう整備率が上がりませんので、そういう期間を定めて目標を言っているわけでありまして。そうは言っても、例

えば転入をしてこられる方だとか、それから計画はなかったけどやっぱりやりたいという気持ちの変わられる方もあるというように思うわけですし、ここでように、完全にここでもうやめてしまうということにはきっとならないのではないかなというように思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 確認ですけれども、国のこの浄化槽に関する補助事業が21年で終わるといふようなことはないということだと思いますが、その点、確認だけしておきます。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。議員のおっしゃるとおり一応本町の目標年度として5年間で計画しておりますものが、21年度で終了する。その後も一応補助制度は継続されております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第41号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第42号。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 42号は介護サービス事業の特別会計で、いわゆる伯耆の国からお金が入ってくる分の会計なんですよね。これ町長は伯耆の国の理事長もなさってるんですけども、今は南部町の町長として私はお聞きいたしますから、御答弁ください。

財政健全化法が21年でしたっけ、始まりましたら、特別会計等についても連結決算等で数字を出してくることになります。当然、この事業特別会計等についても出てくるわけですね。ここではどれほどの起債の部分があるかという約5億ですね。当該年度末現在高の見込み額も約4億1,000万だというふうに出ています。今までの一般質問の中でも町長は、赤字にならんように運営するんやからここに入ってくる金は入ってくると、こう言うんですけども、やはり町が責任を持ってこの会計から入ってくるお金をどうしようかと考えた場合、当然、その運営状況等についても議会に報告があつてしかるべきではないかというふうに入るわけなんです。そういう意味では、なぜ議会に出していただけないのかというふうに入ったら答弁があれですか。ぜひお出しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。決して隠すというようなことではないわけなんですけれども、正面切って堂々とそういうぐあいと言われると法律論で答えざるを得んということでございます。したがって、この前の質問は2回続けてあったわけなんですけれども、そういう正面突破というような形でこられましたので、私も正面からきちんと受けとめて答弁をさせていただいたわけでありまして、何にも隠すことはないわけなんですけれども、お願いをされるということなら、出さんもんでもないということでございます。ただ、それを公式に出せというような内容だったものでございまして、私もそういう法的な定めがないものを強引にそういう言い方されるということについて、法律的に答弁をさせていただいたわけでございます。そのわかる資料を出すということについては何らやぶさかではございません。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） それを聞いて安心いたしました。私たちも一緒に勉強させてください。ついては、県に出されております事業報告書ですよね、それを議会にお出しいただきまして、この会計等を審査する一助にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。出るということですね。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第43号。墓苑。

○議員（14番 真壁 容子君） 墓苑じゃないです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行します。

議案第44号。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 済みません。我が所管ですけど、町長にちょっと1点だけお聞きしたいです。

なぜかという、今まで高齢者医療、老人特会で頑張っております、どっこの町村もですね。それで健診事業とかいろいろやって、老人医療費を圧縮というか、少なにならして頑張っておる町村、私のところも今、頑張りよるですけども、今度は広域連合になっちゃって保険料も何も一緒になりましたね。それで、そこで問題です。本当に我が南部町が健診事業、確かに今度一般財源でたくさんやります。それでまた後期高齢者のいろんな健診もすると思います。南部町の後期高齢者の本当に医療費が下がりよると。下がってき出した。わかるかどうか知らんけど、下がっ

たと。それに対してあんまり治療費使っていないのに保険料そのまま払っていいのか。なぜこんなこと言ったかという、介護保険をたくさん使っているとこと少ないところで差をつけましたよね。あれがこの広域連合で可能かどうか。また、各市町村で高齢者の医療費、いろんな健診事業で余り医療費かからんように、今どっこもがんばっちゃうと思うですけども、これが報われるような制度とかなんとかになる可能性があるかどうか、1点、町長、副連合長ならへんかいな、あそこ。もうどげなったかな、なんなったかな。そういうこと、ちょっとどげなもんでしょうな。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私は副連合長ではあったことはありますけど、現在は副連合長ではございません。

それから、不均一な保険料を払うということですけども、これはたしか私の記憶では20%以上の差があるときには、不均一な課税をしてもいいということだったというように思います。広域連合を組んで、例えば鳥取市は100、それから南部町は70ぐらいだという差があったときには、南部町は低い保険料でもいいと。20だったと思います。20の差がないと不均一な保険料は許可されないということになっておったというように思います。ですから、鳥取県内のならしをしてみたところ、20以上差がないということをごさしまして、県内どこにいても同じ保険料でございます。そういうことになれば、何ぼ努力してもつまらんということもあるわけですけども、そもそも保険ですから、どんどん悪くなって使った方がもうけだっちゃうやな発想にはならんわけでありまして、自分がつらいばかりでありますから。ですから、そういうことに期待をして、お互いにみんなが医療にかからんでも元気で長生きできるように努力をするという、書いてはないですけど前提があるわけですから、保険ですから。ですからそういうことは南部町もしなければいけませんし、ほかの町村も競って努力して、全体としてその保険料が下がるようにしなければいけんと。個別にそういう斜めの方から見たような考え方をしますと保険は成り立たんということをごさします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 一つ先ほど私も細田議員が今聞かれたところで町長、県の広域連合に求めていっていただきたいのは、自分の町の取り組みの効果と実績が単年度ごとに出るようですね。それがなければ一つの県の広域連合でも町村の取り組みっていうのはあるわけですよ。それがどのように違って、どういう結果が出たのかというの、これは当然求めないといけなと思うんですよ。それは広域連合でお出しになられるように求めていただきたいというのが1点です。

それと今回、新しく出ました特別会計ですので、この仕組みをぜひとも委員会だけではなくわかるように説明していただきたいと思うんです。それで、なかなか口頭で聞いても私どもすぐ理解できませんので、資料が欲しいと思いますが、1つ目は、4ページの後期高齢者医療保険料を本年度8,034万1,000円と書かれています。これは恐らく概算になると思いますが、この現年度保険料の8,034万1,000円をどのようにして積算してきたのかということを知りたいんですよ。当然この中には特別徴収も普通徴収もあると思うんです。それをどのように積算してきたのかというの、今のところ概算でも結構ですから、このように出してきたというのが知りたいということですね。

それと大きいところでいけば、5ページの広域連合負担金、これ款のところの1項の広域連合の字が、私読めない字書いてあるんですけど、これもしかしたら間違いなのか、それとも広域連合はこういう字を使うのかっていうのが知りたいんですけども。もし訂正なのであれば教えてください。その分担金及び負担金のところの1億2,791万2,000円のことですが、広域連合保険料等の負担金1億1,892万4,000円と、その下の898万8,000円の積算根拠を教えてください。どのようにしてこのような金額が出るのかということ、できたら文書等であらうふうな計算をするんですよということを教えてくださいということと、戻りまして4ページの一般会計繰り入れをされる事務費の繰り入れと保険基盤安定繰り入れの3,858万2,000円がどのような計算でこのような数字になるのかということですね。それを教えてくださいと思うんですよ。今おっしゃっていただいてきくと私の方もできないと思いますので、そのことを何かお出しいただいた方がいいのではないかと思いますのですが、お願いできますか。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩をいたしますが、というのは13番、14番議席のマイクの調子がちょっと悪いみたいですんで、拾ったり拾わだったりしますんでちょっと見させますから休憩します。

午後5時25分休憩

.....

午後5時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。後期高齢者の保険料はどげして出るのかということでございますけども、これは全部の医療給付費総額というものの10%からマイナスすることの保険基盤安定制度に対する公費、それから高額医療費に対する支援を出す。そうすると所要保険料が出ます。



これを推計加入者数で割ると加入者1人当たりの保険料が出るという理屈になっております。そのようにして出すのだというぐあいに教わっております。

それで、具体的は計算式というか具体的な数字をもってこの予算の数字を要求しているというように思いますから、それはまた委員会の方で御説明できるというように思います。

それから今の段階では、私が南部町が努力してそれがその実績に反映されるという仕組みにはまだなっておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。当初の予算説明のところでも、この説明をしたと思っておりますけれども、人数がこれ今の段階わかりません。わかりませんので賦課総額を1億1,862万3,989円としまして、そこから軽減分、これ3,558万1,000円ほど見込んでおります。この額にパーセントとしましては8割5分を特徴の方に、それから普通徴収の方に15%を掛けて求めた数字ということで、特別徴収の方が6,829万円、それから普通徴収の方が1,205万1,000円ということで、合わせたものが8,034万1,000円ということでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいか。

○議員（14番 真壁 容子君） それから、5ページの分担金及び負担金の。

○議長（森岡 幹雄君） 結局8,000万しか入らんののに何で1億1,000万払うかということをお教えあげりゃあいいだがん。

保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 5ページの広域連合保険料等の負担金の1億1,892万4,000円でございますが、これは前ページを見ていただきますと、4ページの現年度保険料8,034万1,000円と繰入金保険基盤安定繰入金3,858万2,000円を足したものでございます。保険基盤安定繰入金につきましては、これは保険料の軽減分を県の負担金と町の負担金で保険基盤安定繰入金は成り立っておりますので、そのように御理解お願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 広域連合の共通経費負担金でございます898万8,000円でございますが、これは会計を2つ持っております、一般会計の負担金とそれから特別会計の負担金ということにしておりますが、一般会計の方が140万1,000円、特別会計の方が758万6,000円ということで、端数がありますのでもう1,000円ずつ足していただきたいと思いますが、そのような内容になっております。均等割と人数割というような出し方をするものでござ

ざいます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 5ページの先ほど言った分担金及び負担金の話を聞きました。まず、款の下の広域連合の分何とか金と書いてあるのは、これはこういう字を使うのですかということ聞いておりますが、それはどうなのかっていうのちょっと教えて、初めてのものですから。字の間違いかないかと思ったりしたんですけどね。

○議長（森岡 幹雄君） ああ、分賦金って。

○議員（14番 真壁 容子君） 「ぶんぷきん」ってこういう字を使うわけですか。

それが1つと、もう一つは、これは委員会に資料を出されると思うんですが、ぜひ出していたきたいのは、20年度の鳥取県の広域連合の保険料等の負担金と共通経費の全市町村割合ですね、それが出ますよね。それをお出してくださいということです。それは出ますね、よろしく願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 広域連合の共通経費の負担割合の全県版ということでしょうか。

○議員（14番 真壁 容子君） はい。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 17市町村ございまして、均等割が10パー、それから人口割、これ全県ですね、40%、それから高齢者人口割が50%、10・40・50というような負担割合で積算するものでございます。

○議員（14番 真壁 容子君） 市町村別の課税割合出します。字は間違いじゃないの。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 後で、ちょっと内容的にわかりませんので、後で報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） この「腑」の字については、後で委員会で訂正して、委員長にお願いしておきますけども、きちんとしていただきたい。多分、分賦金だと思います。「腑」の字が違うと思います。多分、分賦。（発言する者あり）

じゃあ後でこれは字の訂正はお願いをします、正式にどこかで。

○健康福祉課長（森岡 重信君） はい。

その資料提出ですけども、委員会の方で皆さんの方にお示しをしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと私も今ここにはないけど、分賦だ、賦課の「賦」だと思います。賦課をする意味。分賦金っっちゃうて言いますから。これは確認をして本会議で訂正をしてください。

ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので進行いたします。

議案第45号。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 何点か。

1ページの田住配水池増設が1つなりますが、これは旧会見ではもうたくさんいい水が出ると聞いていますが、足らんやになったのかどうか。

それと、6ページの減価償却費とか資産減耗費ってありますが、公営企業法によりますと、西伯病院のあれはどうもひっかかるんですが、これらもやっぱり例の経営上の問題で、お金の分だったらこれがこっちに移ってというような、おもしろい制度の分と解釈していいのかどうか。

それと、13ページの営業外収益で一番下の一般会計繰り入れで簡易水道企業債元利償還掛けの2分の1ってあるんですけども、今までこんなこと、2分の1って見たことなかったですけども、これの意味というか、なぜこんなになっとるか。（「何ページ」と呼ぶ者あり）13ページ。以上。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。1ページの田住配水池の増設工事ということで、特例設計を予定しとるわけですが、配水池が不足したかということですが、若干水量とすれば今現在のものは不足しとる状況があります。

○議員（6番 細田 元教君） 場所はどこ。場所はどこにする。

○上下水道課長（稲田 豊君） 場所は大体同じところに増設を考えております。もう1基をつくるような計画を持っております。

それから、6ページの……。

○議員（6番 細田 元教君） これは内部留保資金云々というのに絡んでいるのか。

○上下水道課長（稲田 君豊君） 支出を伴わないという言い方をするものでございます。

○議員（6番 細田 元教君） ほんならええわ、それでいい。

○上下水道課長（稲田 豊君） それから、繰入金の2分の1ということでございますけども、基準繰入額っていいですか、交付税算入されとる部分が2分の1は繰り入れてもいいよという部分でございます。

○議員（6番 細田 元教君） 法定繰り入れか。

○上下水道課長（稲田 豊君） 法定繰入率っていうですか、でございます。

○議員（6番 細田 元教君） はい、オーケー。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 水道事業の2ページに出てきます資本的収入及び支出のところで、いわゆる不足する額の9,354万8,000円は過年度分の損益勘定留保資金をもって補てんする。この予算の補てんした段階での留保資金というのは幾らなのかということをお願いしたいのが1つと、今回は簡易水道会計を公営企業法の全部適用して入れるということになったわけですよ、町長。心配なのは、簡水というのは採算、効率性から見たら非常に合わないもんだから、絶対一般財源の繰り入れ入れないともたないわけですよ。今回、法定繰り入れ分入れたということなんですけれども、これは従来、簡水に繰り入れしている金額と同じなのかと、同じようなルールで出しているのかということと、今後も少なくとも今までどおり簡水の会計分についてはこのように出していくという方向を確認しておきたいと思うんですが、これは町長お答えください。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。予算で要求しておりますように、繰り入れを行うということでございます。

それと、簡水は成り立たないということをおっしゃいますけれども、私は簡水は非常に高率な補助をいただいております、いわゆる補助の残ったものを資産として計上して、ここに貸借対照表上の資産として入れるわけです。ですから、そういう作業をこのたびするわけですから、そういうことを試してみれば初めて適正な料金体系なのか、過ぎるのか少ないのか、もっと入れなければいけないのか、そういうことが判明するということに思います。一般論としては真壁議員のおっしゃるように、簡水はなかなか成り立たないという理屈もわかりますけれども、このたびそういうことではっきりするわけですから、そういうことを見てまた判断をすべきではないかなというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

○議員（14番 真壁 容子君） 留保資金。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。ちょっと計算をしないと出てこない部分がございます。ちょっと資料をここに持っておりません、申しわけございません。後ほど回答で。

○議長（森岡 幹雄君） ほかはございませんか。

15番、宇田川議員。

○議員（15番 宇田川 弘君） 19ページの用地取得、何平米なのか。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。一応、現在の面積と同じようなものを予定しております。大体500平米程度を見込んでおります。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようであります。進行いたします。

議案第46号。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 議案第46号の病院事業会計も1つ目は同じこと。2ページに上がっております内部損益勘定の留保資金は現在幾らなのかということが教えていただきたいと思っています。

それと、これは今、本会議で町長にお聞きするのですが、この後期高齢者の医療制度が始まりましたら、先ほど一般質問で言ったときに質疑にならなかったんですけども、高齢者担当医制度っていうので点数を診療報酬で決められてきましたよね、町長。この高齢者の担当医制度というのは、75歳以上の方は医者にかかるときには担当医を設ける。その担当医は診療所ですよ、病院はだめだと。病院が可能な場合は、半径でしたっけ、直径でしたっけ、4キロ以内にそういう医療機関がないときは病院でもいいけれどもという条件だと。こういうことになったら、西伯病院は後期高齢者の担当医制度には指定されないということになるのではないのでしょうか。これは、後期高齢医療の中で指摘されているのは、いわゆる病院には高齢者は来ないようにするという制度だと言われている、高齢者から見たら悪い改悪の一つなんですよ。これは利用する住民もそうですけども、公立病院を抱えている、まして高齢者のいるこのような西伯病院がこの制度で来た場合、どういうことになるのかってということなんですよ。私どもの資料の中では、これは後期高齢者の医療制度と一緒に始まっていくということになる。これについてはどのようにお考えなのかということと、もう一つはどうしても病院の会計にも影響してくることはないかと思うんですね。そういうふうな後期高齢者の医療制度が始まることを見越した予算計上しているのかということをお聞きしたいと思うのですが、それは病院の方になるのかな、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 事務部長でございます。内部留保資金でございますけれども、20年度の予算を編成しましたこの留保資金をもって補てんするもの9,475万3,000円を計算をいたしました残りが3億1,613万9,000円というふうに見込んでおります。

それと、先ほどの後期高齢者医療の担当医制度でございますけれども、診療所だけというふうにはちょっと認識をいたしておりませんが、先ほどもちょっと病院の方に確認をいたしましたけれども、そういうふうにはなっていないというふうに解釈をいたしており、そういうふうな予算組みをいたしておりません。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。担当医制度でございますけれども、これはちょっと間違いがあってはいけませんので、後ほどきちんと調べて報告させてください。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） それと、高齢者担当医制度で病院がどのように扱われるのかということをお聞きしたいと思いますので、教えてください。

もう一つは、これは全協でもお話を聞いた、いわゆる小児科を休診することによる影響額というのは、この予算書には上がってないわけですよね。本会議で再度聞くんですけれども、今、何か言っていました、月に四、五人と言ったのかな。それでその影響額を幾らと見ているのかっていうのはこの場所で聞いておきたいと思うのですが、いかがでしょうか、わかりますか。

○議長（森岡 幹雄君） 病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 事務部長でございます。大体これまでの平均でございますけれども、1年で小児科の稼働額650万円前後というふうでございます。しかし、予算上は医師を確保するというので予算組みをさせていただいております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第47号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようであります。進行いたします。

---

## 日程第6 上程議案委員会付託

○議長（森岡 幹雄君） 日程第6、上程議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

週明けの17日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての審議をお願いいたします。

どうもお疲れでございました。

午後5時50分散会

---